



2017年度 IMF年次報告書

包摶的成長の促進

目次



セクション1: 概観

IMFについて	2
専務理事からのメッセージ	2
IMFの政策活動	4
IMFの主な役割	5

スポットライト—世界の経済成長を活性化するには.....	6
世界貿易の課題	7
生産性の鈍化	9
包摶的な成長の促進	11
ジェンダー問題に対する取り組み	13
債務管理に向けた能力開発	15

地域ハイライト	18
サブサハラ・アフリカ	18
中東及び北アフリカ	20
アジア太平洋	23
西半球	26
欧州	28

ボックス

2.1 2018年能力開発戦略の5年ごとの見直し	60
2.2 財政評価ツール	63
2.3 G20のアフリカとのコンパクト	71
3.1 HQ1ビルの改修工事進展状況	78
3.2 退任及び新任幹部スタッフのプロフィール	80
3.3 セーフガード評価によるリスク管理	83



セクション2: IMFの活動内容

経済サーベイランス	32
国別サーベイランス	33
マルチラテラル・サーベイランス	34
政策助言	38
データ	42

融資	46
非譲許的融資活動	47
譲許的融資活動	54
プログラムデザイン	56
政策支援インストルメント	56

能力開発	58
ハイライト:財政面の能力開発	61
ハイライト: 通貨および金融セクターでの 能力開発	64
ハイライト: 統計の能力開発	65
ハイライト: 法律面での能力構築	66
ハイライト: 研修	67
数字でみるIMFの能力開発	68
能力開発のためのパートナーシップ	70
南アジア地域研修 技術支援センター	74
評価のための共通枠組み	74

図

1.1 実質貿易伸び率と実質GDP成長率(1960～2016年)	8
1.2 国別グループの生産性の伸び(1990～2016年)	10
1.3 先進諸国における一人当たりの実質所得(市場価格) (1980～2012年)	11
1.4 低所得途上国の成長と格差 (1996～2013年)	12
1.5 女性の労働参加とGDP	14
1.6 サウジアラビアの財政収支(2010～2016年)	15
1.7 ウルグアイの公的部門債務(2011年～16年)	16
1.8 ウルグアイの公的部門債務の構成(2015年)	16
1.9 サブサハラ・アフリカの輸出と輸入 (相手国別、1995-2015年)	18
1.10 サブサハラ・アフリカ:GDP成長率(2010～16年)	19
1.11 紛争に関連したGDPの変化、中東及び北アフリカ、 1970年～2014年	20
1.12 地域別エネルギー補助金、2015年	22
1.13 地域別平均ガソリン価格、2004～16年	22



セクション3: 財務・組織、 及び説明責任

IMF組織図.....	5
予算と収入.....	76
歳入モデル、手数料、報酬、負担及び純歳入.....	77
人事政策と組織.....	79
説明責任.....	82
独立評価機関.....	84
外部関係者へのアウトリーチと交流.....	86
クオータとガバナンス.....	91
特別引き出し権(SDR).....	92
透明性.....	93
IMF理事(photo).....	94
マネジメントチーム(photo).....	96
理事及び理事代理(list).....	98
幹部.....	100
注釈.....	102
頭字語及び略語.....	109
総務会への送り状.....	110

1.14 メキシコ、海外直接投資とポートフォリオ投資ライアビリティ、 2007年及び2016年.....	26
1.15 実質GDP成長率、スペイン、イタリア、フランス、ドイツ、 2007~21年.....	29
2.1 金融健全性指標—報告国数、地域別、2009~2017年	43
2.2 2008~2017年度(年度末4月30日)に承認された 一般資金勘定の取極.....	48
2.3 2008~2017年度の非譲許的融資残高の推移.....	49
2.4 2008~2017年度の譲許的融資残高の推移	55
2.5 IMFの主要な活動のコストの内訳	68
2.6 能力開発への支出、2017年度.....	68
2.7 地域別技術支援実施状況、2013~2017年度	68
2.8 所得グループ別技術支援の実施状況、2013~2017年度	69
2.9 項目別技術支援実施状況、2013~2017年度	69
2.10 地域別IMF研修プログラム参加者、2013~2017年	69
2.11 所得グループ別研修参加者、2013~2017年	70

IMFの会計年度は5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

本報告書の分析及び政策に関する考察はIMF理事会のものである。

IMFの会計単位は特別引出権(SDR)である。IMFの財務データの米ドル換算額は概算であり、便宜的に示したものである。2017年4月28日現在の換算レートは、1米ドル = 0.729382SDR、1SDR=1.37102米ドル。1年前(2016年4月30日)の換算レートは、1米ドル = 0.705552 SDR、1SDR= 1.41733米ドルだった。

1 billionとは1,000 million、1 trillionは1,000 billionを表す。各項目の数値と合計数値のわずかな誤差は四捨五入によるものである。

本年次報告書において「国」という場合、必ずしも国際法または国際慣行に基づき理解される、国家の領域を意味するものではない。本報告書においては、国家ではないが分離独立したものとして、統計データが収集されている一部の地域も「国」に含む。

表

1.1 アルゼンチン、実質GDP、消費者物価、経常収支、失業率 (2016年実績、2017~18年見通し)	27
1.2 アルバニアの主要経済指標、2013年及び2016年	28
2.1 2017年度(年度末2017年4月30日)に承認された 一般資金勘定の取極	47
2.2 IMF一般資金勘定からの融資の条件	50
2.3 譲許的融資制度	52
2.4 2017年度の貧困削減・成長トラストで承認または 拡充された取極	54
2.5 IMFの能力開発パートナー	70
2.6 知識共有のためのIMFの地域センター	73
3.1 主要項目別歳出予算、2016~19年度	76
3.2 2017年度財務諸表に計上された運営費用	77
3.3 IMFへの返済が6ヶ月以上遅延している国の延滞金合計額と その種類別内訳、2017年4月30日時点	79
3.4 SDR バスケットの中の構成通貨の量	93

IMFについて

国際通貨基金(IMF)は、世界経済の健全性の促進のために創設された189カ国が加盟する国際機関である。IMFは、国際的通貨協力の推進、金融の安定性の確保、国際貿易、高い雇用水準及び持続可能な経済成長の促進、そして世界の貧困削減の実現のために活動している。

国際通貨制度の効果的な運営を監督するIMFの主な目的は、外国為替の安定性、及び国際貿易の均衡ある成長である。これは持続可能な経済成長を実現し生活水準を向上させる上で不可欠な要素であり、これにより各国及びその国民が他国の財やサービスを購入することができる。

IMFの全加盟国を代表するIMF理事会は、各国の経済政策の国、地域、及び世界に及ぼす影響を議論する場であるとともに、一時的な国際収支上の問題への対処や能力構築に取り組む加盟国を支援するためのIMF融資を承認する。本年次報告書は、2016年5月1日から2017年4月30日までのIMFの理事会、マネジメント、及びスタッフの活動を報告するものである。本報告書は、IMF理事会の見解及び政策協議を反映している。なお理事会は本報告書の作成に積極的に参加している。

専務理事からのメッセージ

毎年、新たな希望と課題がIMF加盟国にもたらされます。IMFの2017年度(2016年5月から2017年4月)も決して例外ではありませんでした。

期待に満たない成長が長く続きましたが、世界経済は勢いを増し始めました。先進国、新興市場国、及び一部の低所得国では、景気回復によって成長率が押し上げられました。最も重要な点は、多くの国々で雇用の伸びが回復したことです。

とはいえ、この朗報の陰には、戦後の世界経済・金融秩序の将来についての重要な不確実性がいくつか潜んでいます。これらの不確実性は、IMFとその加盟国が今後数年間にわたり少なからぬ課題に直面することを示しています。

私たちが直面する最初の課題は、今の勢いを維持することです。IMF加盟国は、私が2016年度の年次報告書で申し上げました個別国の金融政策による下支え、成長促進型の財政政策、及び構造改革を組み合わせた3本柱から成るアプローチを引き続き是認しています。これは世界経済を押し上げるために欠かせないアプローチであり、加盟国が大きな懸念を抱いている脆弱性に対する耐性を築く上でも決定的な違いをもたらすものです。

しかし、それは重要な問題のほんの一つにすぎません。昨年も、雇用喪失および急速な経済・技術・社会変革の時代の混乱に根ざした懸念など、2008年の世界金融危機以降より明らかとなり且つ一層重視する必要のある課題に焦点を当てました。これらの課題は、不平等の拡大に対する懸念に最も鮮明に表れています。



不平等はすべての国々に影響を及ぼします。多くの国では、世界金融危機以前のトレンドと比較して弱い経済パフォーマンスのために格差が拡大しています。国際社会が協力して、経済成長をより強固で持続可能かつより包摂的にする取り組みをおこなうことが極めて重要です。IMFは政策助言、知識の共有および金融支援を通じて、全ての人々に恩恵をもたらすような世界経済の構築においてその役割を果たすことに深くコミットしています。これにはジェンダーの不平等に対する重要な取り組みも含まれています。

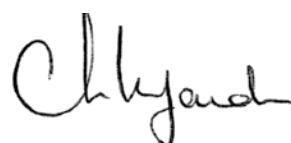
弱い経済成長トレンドに潜む中核的な問題は、各国に見られる生産性の大きな低下です。その原因は複数ありますが、一部の新興市場国も含め多くの国々で進んでいる高齢化、IT革命から得られる恩恵の減少、そして貿易の伸びの鈍化が例として挙げられます。

本年次報告書では、貿易の低迷、生産性の低下、ジェンダーの不平等、包摂的な成長などの課題に対するIMFの取り組みに重点を置き、「スポットライト」の項目において大要を説明しています。

もちろん、それ以外の課題もあります。新興市場国に関しては、インフラ投資の資金調達及び管理、また医療及び教育の強固な制度を支える財政枠組みの構築について実質的な助言をおこなう必要があります。これらは全て、新興市場国が引き続き経済的成功を収めるためには欠かせないものです。多くの低所得国に関しては、同諸国が確実に一次產品価格下落の影響を克服し、何百万人の人々を貧困から救い出した過去20年間の着実な進歩を維持することができるようになります。世界全体については、気候変動、汚職など全ての国々の経済の行く末に影響を及ぼす重要な問題を中心に扱う必要があります。

IMF加盟国が直面する一連の喫緊の課題を考えると、昨年IMF理事会が取り組み、さらに本報告書でも検討されているトピックはとりわけ重要であり、その中には国際金融のセーフティネットの強化、マクロ上重要な金融問題に焦点を当てたサーバランス、財政余地の評価、及び能力開発活動の深化が含まれます。

これら全ての活動は、国際協力と国際統合への新たなコミットメントの下で行われます。世界経済及び国際社会の安寧と繁栄は、直面する課題への解決に向けて我々がどのような姿勢で臨むかにかかっています。永続的に各国が積極的な協調体制を築き、金融安定性の強化、世界的な不均衡の縮小、すべての人々に恩恵をもたらす経済成長の基盤を整えるという姿勢が必要です。



IMFの政策活動

専務理事の2016年10月のグローバル政策アジェンダに続き、2017年4月の政策アジェンダには、2017年4月30日に至る2016年度のIMFの主な政策活動が要約されており、以下の作業が含まれる。

重要な政策のレビューと分析作業

- 利用可能な財政政策余地の評価をIMFの年次の経済健全性審査の主流に組み込み始めた。
- 経済の健全性審査における構造問題のモニタリング強化のために分析ツールの増強作業を開始した。
- 世界の生産性鈍化の原因を分析した。
- 低所得国のマクロ経済動向と展望を議論した。
- 低所得国における構造政策と所得格差に関するペーパーを発表した。
- 経済の健全性審査で引き続き国内の歳入確保及び国際課税問題に焦点を当てた。
- 状況条件付き債券の経済的及び市場的根拠を検討した。
- 資本フローの自由化と管理における経験を見直した。
- 金融の問題を経済の健全性審査において主流化してきた実績をレビューした。

- イスラム金融制度を有する国々の金融安定性問題を議論した。

- コルレス銀行取引関係における最近のトレンドをレビューした。

- 小国の自然災害と気候変動に対する耐性強化におけるIMFの役割をレビューした。

- プログラム後のモニタリングのための枠組み強化の手法を調査した。

すべての人々のために多国籍主義を機能させる

- 貿易を成長のエンジンとすることに関するペーパーを発表した。
- 新規借入取極を2022年までの期間、更新することを決議したほか、追加的な二国間融資取極のコミットメントも確保した。
- IMFのツールキット改革を検討するため国際金融のセーフティネットの妥当性を考察した。

能力開発活動がグローバル政策アジェンダを支える

- 引き続き活動を拡大し、全技術支援の約半分が低所得途上国に、研修の半分以上が新興国および中所得市場国に割り当てられた。

IMFの主な役割

- ・オンライン研修を通じてIMF研修が一段と活用されるようになり、現在研修参加者の約30%をオンライン研修が占めている。英語以外の言語での研修など、引き続きオンライン研修コースを拡大した。
- ・特に南アジア地域研修・技術支援センターの新設、また研修カリキュラムやコースの再編により、IMFの経済サーバーランス、融資、知識共有の活動間での協調が高まった。
- ・金融セクター関連の問題で引き続き能力を開発し、アフリカが主要な受け手となった。
- ・脆弱な国向けの能力開発の枠組みを引き続き開発した。これは、制度構築を支援し、成果のモニタリングおよび評価枠組みを強化し、他のパートナーとの調整を強化することを目的とした。
- ・「税に関する協働のためのプラットフォーム」など経済協力開発機構、国連、世界銀行との協働により、引き続き国際課税問題に関する作業を支援した。
- ・歳入確保の支援など、国連の2030年の持続可能な開発目標達成に向けての課題への取り組みにおいてパートナーと協働。データギャップおよび金融安定性の新たな基金を立ち上げるなど、引き続き低所得国におけるデータおよび金融セクターの問題に対処した。また、IMFの地域技術センターのネットワークを通じて実践型の現場ベースのフォローアップ支援を行った。

IMFの主な役割は以下の通りである。

加盟国に対し、マクロ経済の安定化に資する政策の導入について助言を行うことで、経済成長を加速化し貧困を削減する。

対外支払いが外貨収入を上回り外貨不足に陥るなど国際収支上の諸問題を抱える加盟国に対し、それへの対処を助けるため一時的に金融支援を行う。

健全な経済政策の実施に必要な専門知識と制度の構築・強化を支援するため、加盟国の要請に基づき、技術支援及び研修を行う。

ワシントンDCに本部を置くIMFは、世界的な活動の広がりと加盟国との緊密な関係を反映し、世界中に事務所を設置している。

IMF及びその加盟国についての詳細は、IMFのウェブサイト、www.imf.orgで閲覧可能となっている。

世界の 経済成長を 活性化 するには

喫緊の世界的諸問題に
主眼をおいた2017年度の
IMFの活動

貿易、経済成長に与える
プラス効果と取り残された
人々

生産性、その鈍化が所得
低迷の要因

包摂的な成長のための
政策、技術変革を主因と
する不平等の拡大への
対処のために

ジェンダーの平等、世界
経済がその潜在能力を
達成するために

債務管理、一次產品価格の
下落による輸出国の歳入悪
化に対する調整支援の
ために





世界貿易の課題

貿易は、世界の経済成長を押し上げる原動力の役割を果たしてきた。生産性と生活水準においてかつてないほど向上をもたらし、何百万人もの人々を貧困から救い出し、価格の引下げに寄与してきた。にもかかわらず、貿易の伸びは、生産性及び所得の伸びと共に鈍化している。この傾向は、一部には2008年の世界金融危機の結果として経済成長が低迷したことの反映もあり、またそれに起因するものもある。

貿易は恩恵を生み出すにもかかわらず、とりわけ欧州や米国においては一部のグループの賃金労働者や社会に負の影響を与えており、こういった混乱は技術革新の影響の反映であり、緩慢な経済成長によって更に悪化している。また、その結果として世界経済の統合に対する激しい反感が起り、統合化への支持を揺るがしている。

中国で開催された2016年主要20カ国・地域(G20)金融・経済サミットで、首脳陣は貿易によって得られる恩恵がより広範に共有されることを可能とする国内政策を各国に要請した。

ドイツでの2017年3月のG20シェルパ会議(首脳会談の準備担当官の会議)のためにIMFが世界銀行、世界貿易機関と共に作成したペーパーでは、この要請に応じることのできる政策を論じている。

IMFの国際通貨金融委員会は、2017年4月にコミュニケを発表し、その中で「長引く低成長期が、取り残された人々の懸念を前面に押し出した」とことを認識し、「すべての人が、世界経済の統合と技術進歩から恩恵を享受する機会を得られるようになることが重要である」と述べた。IMFスタッフは、貿易の労働市場に与える影響を一層重視している。

スタッフペーパーの要旨

全ての人々のために貿易を成長のエンジンに：貿易と調整を促進する政策の正当性

貿易統合の拡大は、20世紀後半の先進諸国及び途上国の経済成長を押し上げる効果があった。

しかし、2000年代初頭以降、貿易、生産性、所得の伸びのペースが鈍化し、多くの人々が取り残されている。中でも先進諸国においてそれが顕著となっている。

適切な政策を用いることで、各々は貿易がもたらす恩恵を享受し、取り残された人々を引き上げ、経済パフォーマンス及び経済の柔軟性を総体的に強化することができる。

執筆者: IMF、世界銀行、及び世界貿易機関

学ぶ

貿易は成長と密接に関連している…

1960年から2008年に世界金融危機が起こるまでは、財およびサービス貿易は、年率平均6%、GDP成長率のおよそ2倍のペースで伸びていた(図1.1)。その拡大を支えたのは関税の引き下げや技術の進歩などによる貿易コストの低減であり、製造業の発展及び生産性向上の原動力となったグローバルサプライチェーンを生み出した。貿易に伴い世界中で生活水準の向上が見られ、貿易は成長の主力エンジンという考えが支持された。しかし最近になって貿易は低迷してきている。これは、とりわけ投資をはじめとする経済活動の弱さによるところが大きいことが、2016年10月の世界経済見通し(WEO)の第2章で示されている。

…にもかかわらず貿易の恩恵に対する懸念が増大…

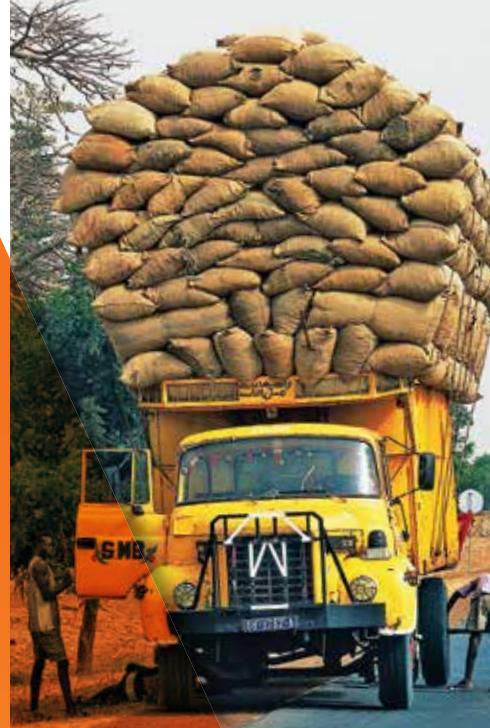
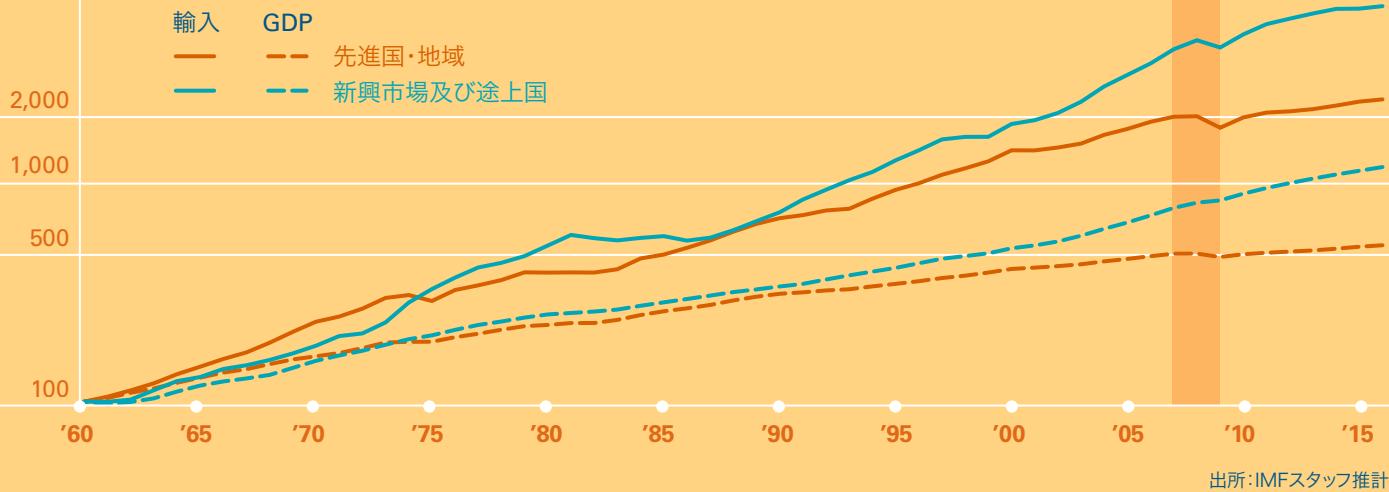
多くの先進国・地域の一部で、貿易の影響に対する懸念が増大している。この貿易に対する考え方の変化は世論調査や一部選挙結果に表れている。新興市場国・途上国での貿易に対する受け止め方は概ねより好意的である。

経済成長は新興市場国の方が大きい

貿易と経済成長は2008年以降世界的に緩慢であるが、新興市場及び途上国では、GDPと輸入の拡大が先進国・地域よりも大きい。

1960年から2008年までは、財およびサービス貿易の年平均伸び率は、GDP成長率のおよそ2倍。

図1.1
実質貿易伸び率と実質GDP成長率(1960年～2016年)
(指数:1960=100、対数スケール)



生産性の鈍化

世界金融危機以降、世界の生産性の伸びが急激に鈍化した(図1.2)。このトレンドは多くの先進国・地域において所得の低迷を引き起こす要因となり、グローバル化に対する政治的反発を増大させている。

この構図は労働生産性(労働者一人当たりの生産量)及び全要素生産性の双方で認識できる。全要素生産性とは、一国経済・地域における労働、資本、技術などの要素の投入量の総合効率を計測するものである。このトレンドが統けば、世界の生活水準の向上や民間及び公的部門の債務問題への対処の進展を脅かし、社会的保護システムの実行可能性の保証も搖るがことになろう。生産性の伸びが低下すると、将来の経済ショックに対する政策担当者の対応能力にも影響を及ぼす可能性がある。

2017年4月に発表されたIMFのペーパー「逆風と共に去りぬ:世界の生産性」では、生産性を取り巻く問題を論じている。

またこの問題はファイナンス&ディベロップメント2017年3月号の記事の主題にもなっている。

この生産性の鈍化には構造的原因と金融危機関連の原因がある。構造的原因には情報通信技術ブームのインパクトの減少、労働及び製品市場改革への取り組みの弱さ、スキル不足及びミスマッチ、また高齢化といった人口動態の要因が含まれる。さらに、企業の弱いバランスシート、一部の国々で見られる信用取縮、軟調な投資、弱い需要、政策の不確実性など世界金融危機の長引く余波が未だくすぶっている。

世界貿易の低迷が、長期にわたり生産性を押し下げるもう一つの要因となっている。2012年以降の貿易の伸びはかろうじて世界のGDP成長率と同じペースを保っている程度である。この状況は、貿易制限の可能性を考慮に入れなくとも、生産性の伸びが低下するかもしれないことを暗示している。

スタッフペーパーの要旨

逆風と共に去りぬ: 世界の生産性

生産性の伸びは生活水準向上の重要な要素だが、先進国・地域では、世界金融危機が生産性を急激に押し下げるのより前にすでに勢いを失っていた。

構造的逆風には、情報通信技術ブームのインパクトの減少、一部には労働力の高齢化、世界貿易の鈍化、及び人的資本の蓄積が不十分といったことが含まれる。

生産性の伸びを回復させるには、構造改革を推し進め、長期的な逆風に取り組むとともに、短期的には依然残る金融危機の残滓への対処が求められる。

執筆者：グスタヴォ・アドラー、ロメイン・デュヴァル、ダヴィデ・ヒューセリ、サイナム・キーリク・セーリク、クセニア・クロスコヴァ、及びマルコス・ポプロースキ・リベリオ



学ぶ

生産性を向上させるには

生産性の伸びの低下要因に対処するためには、政策当局者はイノベーションと教育の強化、構造改革の促進、開かれた貿易と移住者から得られる利益の継続に焦点を当て、同時に包摂性に取り組む政策を実施する必要がある。しかし、生産性の鈍化の大きな原因は世界金融危機の傷跡であるため、政策措置は危機の残滓に的を絞ったものでなければならない。

取るべき政策措置には以下のものが含まれる。

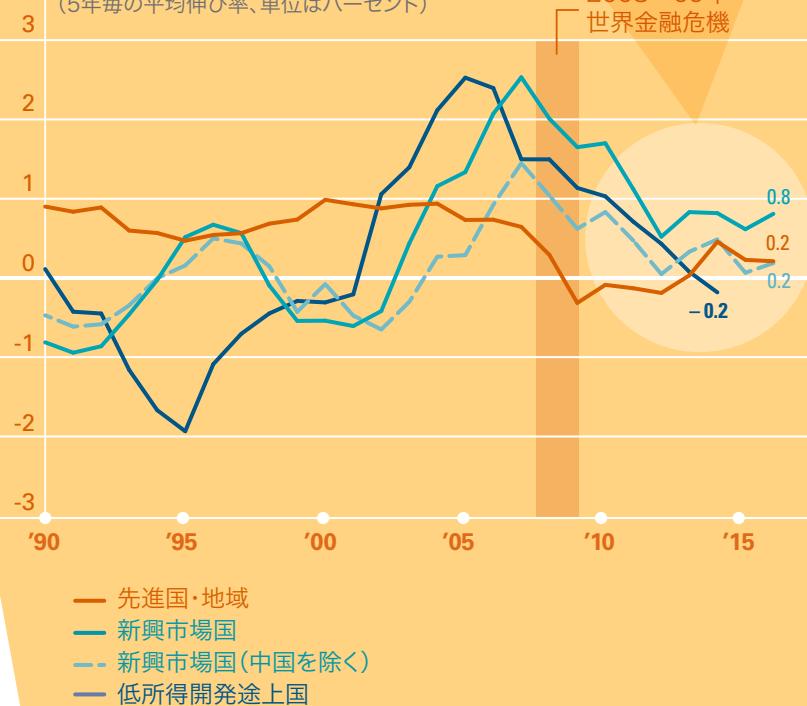
- ・需要が依然弱いところでは需要を押し上げる政策措置。特に投資に関しては、公共投資プロジェクトを慎重に選択、また民間投資の障害を取り除くことが必要である。この措置は資本蓄積及び新技術導入への支援となる。
- ・企業の債務再編と銀行のバランスシートの強化により、借入手段を容易にし有形・無形資本への投資を刺激する政策措置。これは総生産性にも効果がある。とりわけ、米国と比較してバランスシートの修復速度が遅い欧州では効果的である。企業再建と銀行業の監督改善は資本配分の改善にも繋がる。
- ・今後の経済政策、とりわけ財政、規制、貿易政策についての明確なメッセージを発する政策措置。この措置により投資が後押しされる。

2008～09年の世界金融危機以降、世界中で生産性の伸びが大幅に鈍化

先進国・地域では、世界金融危機が生産性を急激に押し下げるのより前にすでに勢いを失っていた。構造的要因と人口動態の要因もそのトレンドの要因。



図1.2
国別グループの生産性の伸び
(1990～2016年)
(5年毎の平均伸び率、単位はパーセント)



出所: Penn World Table 9.0、IMF世界経済見通し、IMFスタッフ算出

注: グループごとの平均は購買力平価GDPでウェイト付けした加重平均



包摂的な成長の促進

所得格差と包摂的な成長に対する懸念が世界的に重要な問題として浮上してきた(図1.3)。過去30年にわたり多くの国で格差の拡大が見られ、その大部分は技術変革に起因する。現在世界的に、各國政府は成長をより包摂的にするという課題に注意を向けリソースを集中させている。

この分野に関するIMFの調査では、格差の拡大は経済成長の持続にとってリスクとなる、各國政府の政策設計は所得分配に影響を及ぼす、また各國政府は格差問題の解決に貢献しうることを示している。2017年1月にIMFが発表したペーパーでは、低所得開発途上国のマクロ的に重要な構造政策の影響にまでその調査を拡大している(図1.4)。さらに別の調査では財政赤字、労働市場の自由化、国境を超えた資本移動の影響に焦点を当てている。

IMFは現在、平等な課税と歳出に焦点を当てながら、格差の根本原因をより深く理解することにより、包摂的成長を推進する政策につながるような具体策を提示する方向に、

スタッフペーパーの要旨

低所得開発途上国のマクロ経済的に重要な構造政策と所得格差

過去20年にわたる強固な成長にもかかわらず、所得格差は多くの低所得開発途上国で依然大きいままである。これは、今後の成長の速度や持続性およびマクロ経済の安定性の両方を損ないかねない。

露天商や行商などのインフォーマル・セクターの割合が高い、労働者の地域間やセクタ一間の移動が限定されている、生産性のセクター間格差が大きい、必要な金融サービスが受けられない、インフラ水準が低いといった特性により、成長と不平等のトレード

オフがこれら低所得開発途上国にとって課題となりうる。

税政措置、質の高い公共インフラ投資などの財政改革、金融セクターの改革、および農業セクターの改革といった成長促進型の政策は、これらの諸国の所得配分に大きな影響を及ぼす。成長促進型の改革とともに対象を絞った政策介入を有効に利用することで、改革措置による負の分配効果を抑制することができる。

執筆者：ステファニア・ファブリジオ、ダヴィデ・ヒューセリ、ロドリゴ・ガルシア・ヴァーデュ、ビン・グレイス・リー、サン德拉・V・ライザラズ、マリナ・メンデス・タヴァレス、成田太、エイドリアン・ペラルタ・アルヴァ

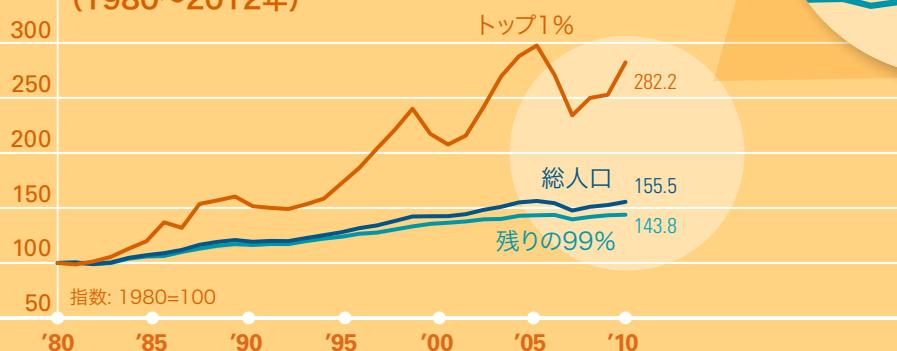
富裕層はより富に

先進国・地域では、トップ1%の富裕層の所得の伸びは残りの99%より3倍速い。

出所: World Wealth & Income Database、IMF世界経済見通し、IMFスタッフ算出

注: サンプルに含まれる国は、オーストラリア、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、韓国、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、シンガポール、スペイン、スウェーデン、スイス、英国および米国。市場所得とは個人の課税前及び送金前所得を指す。

図1.3
先進諸国における一人当たりの実質所得(市場価格)
(1980~2012年)



パイロット実施国の格差についての概略

ボリビア かつてはラテンアメリカ諸国の中でも最大の格差を抱える国の一だったボリビアでは、高い一次産品価格と政府の政策の組み合わせによって著しい改善が見られた。一次産品価格が下落するなか、同国はその格差の改善保持に努めた。IMFの2015年と2016年の同国との協議では、家計所得の研究を基に格差に焦点を当てた。IMFスタッフは格差の漸進的变化のシミュレーションモデルを作成し、ボリビアの格差改善を維持する政策の検証を行った。2016年の協議では、最も実効性の高い政策対応はインフラ投資の継続、より対象を絞った現金給付、金融サービスへのアクセスの拡大であることを確認した。

エチオピア エチオピアの金融セクターは相対的に発展途上にあり、銀行の総与信の3分の2は政府系企業向けである。預資金利は実質マイナス。2016年の4条協議では金融包摶の拡大のために当局が取っている措置の概要を説明した。別の分析においては、公共セクターへの融資を縮小し預資金利を引き上げる改革を検討した。それによると、改革によって製造業及びサービス業を利することになると格差が拡大する可能性が高くなることがわかった。これは金融サービスへのアクセスの改善および労働移動の促進の必要性を示唆している。

マラウイ 小規模農家に対する化学肥料助成金プログラムは、同国の貧困削減の取り組みにおいて中心的位置を占めてきた。しかし、深刻な干ばつも部分的要因ではあるものの、トウモロコシの大嵐増産や貧困削減にはつながっておらず、プログラムの乱用が頻繁に起こり、コストもかさんでいた。そのためIMFは世界銀行と共にマラウイ政府と協働し、これまで助成金に使っていたお金を、農村の貧困層に対する現金給付の方に回すように、財源のシフトを行っているところである。その間、小規模農家の生産性を高め気候による影響に対する耐性を強化する目的で、農業の研究開発や灌漑に支出を行っている。この取り組みは現金給付と同時にすることで、格差縮小のためのより実効性の高い措置となるはずだ。

成長はすべての人を救ってはいない

経済が成長し貧困は減少しているものの、低所得国では依然大きな格差が根強く残っている。

出所：ラテンアメリカ及びカリブ諸国に関するSocio-Economic Database、World Development Indicators、IMF世界経済見通し、PovcalNet、IMFスタッフ算出

注：ジニ係数は一国の居住者の所得分配を計測。指数が大きいほど格差が大きい。ジニ係数の計算は低所得40カ国を基にしている。



その調査活動をシフトさせつつある。この分野における決定は各国当局が行う必要がある。

過去2年間、IMFスタッフはすべての地域に広がるパイロット実施国グループ及び所得別国と協働し、同加盟国に対する年次健全性審査の期間中に、格差問題と政策対応を協議した。これらの問題はいわゆる4条協議プロセスの一環として作成される報告書に特記されている。

図1.4
低所得途上国の成長と格差
(1996~2013年)



ジェンダー問題に対する取り組み

「**ジェンダーの平等は単なる道徳的問題ではない。重要な経済問題である。世界経済がその潜在能力を達成するためには、全ての女性がその潜在能力を発揮するとのできる環境づくりが必要である。**」

2017年3月23日、モーリス・オブストフェルド IMF経済顧問はこのように述べた。

近年、IMFはジェンダー問題に対する活動を、政策分析及び助言、研究、知識共有全般へと、急速に拡大している。この一連の活動は2019年度に一層深まった。クリスティーヌ・ラガルド専務理事は、2016年9月に開催された国連のハイレベルパネル「女性の経済的エンパワーメント」において、そのための一連のコミットメントの枠組みを発表した。以下は、そのコミットメントに含まれる項目である。

- ・女性の労働参加を支援するための政策助言及び分析
- ・金融包摶に焦点を当てたジェンダーデータギャップに対処する作業
- ・ジェンダー予算
- ・法的制約の差別的な影響を調査
- ・ジェンダー不平等と経済成長の関係、および政策がジェンダー不平等に与える影響に関する調査

ジェンダー予算とは

ジェンダー予算とは、財政政策および公的財政管理インストルメントを利用してジェンダーの平等と発展を促進するアプローチである。それは単に明示的なジェンダー平等イニシアチブに資金を配分するというだけではなく、財政政策と予算の決定が、意図したものと意図せざるもの両面で、ジェンダー平等に与えるインパクトを理解し分析することである。また、そこで得られた情報は実効性のあるジェンダー平等政策の設計に利用することである。国によっては、財政支出の配分や財政政策の構成に主眼を置いているところもあれば、予算計画やモニタリングに対する行政面での変更に焦点を当てているところもあるが、最も効果の高い取り組みは両分野を包含したものである。現在IMFは、ジェンダー予算に関する世界の取り組みについてのオンラインデータベース1つと2つのジェンダー平等指標を提供している。

2017年度の ジェンダー 活動の状況

加盟国との政策対話におけるジェンダー平等の目標：パイロット実施23カ国・地域の研究は完了し、さらに4つのパイロット研究が進行中だった。この作業は、主として女性の労働参加の拡大とジェンダー不平等によるマクロ経済的損失の数値化に焦点を当てている。新興市場及び途上国に対する提言では、金融、教育及び研修、電気や公衆衛生などの基本的インフラへのアクセスの拡大を強調、また先進国・地域に対する提言では、税制の転換を図り家計の第二の稼ぎ手が不利とならないようにすること、および質の高い託児施設を無理なく利用できることを強調している。

IMFの融資：現在ではジェンダー問題に関する考察をプログラムに記載している。例えば、エジプトやニジェールでは、プログラムの中にそれぞれ公共の保育所の利用可能性の向上、ジェンダー戦略の策定によって女性の経済参加の拡大を図るという目標を盛り込んでいる。

ジェンダー予算：IMFは、イタリアを議長国とする7カ国(G7)財務大臣・中央銀行総裁会議向けに「G7諸国におけるジェンダー平等のための予算」と題したペーパーを2018年度初頭に発表した。



現在IMFはジェンダー予算に関する世界の取り組みについてのオンラインデータベースを1つ、また2つのジェンダー平等指標を提供している。公的財政管理分野における技術支援の一環とするなど、ジェンダー平等のための予算に関する活動は継続していく。

金融包摶: IMFは28カ国を対象に、女性の銀行及びその他の金融サービスへのアクセスに関するパイロット研究を実施した。その結果は、データギャップの縮小の評価およびツールキット作成に利用された。

出版物: IMFは”Women, Work, and Economic Growth: Leveling the Playing Field”（「女性、雇用、経済成長：公平な土俵」）と題する本を2017年2月に出版した。

会議: ジェンダー問題に関して、1日開催のイベントとして財政政策とジェンダーの平等、3日間にわたる会議としてジェンダーとマクロ経済学の2つの会議を開催した。それぞれの会議に200人以上が参加した。ジェンダーとマクロ経済学の会議は、サブサハラ・アフリカの研究者及び実務者のためのピア・ラーニングイベントの後に開催された。

能力開発: ジェンダー予算に関するIMFの技術支援は益々重要となっている。例として、カンボジアでの財務報告、ウクライナでの中期予算枠組み、オーストリアの財政透明性評価が挙げられる。

ジェンダーと経済成長

女性の労働市場への十分な参加と法的権利、教育、保健、金融へのアクセス面での機会均等が可能になると、マクロ経済上大きな利益が得られることはIMFの研究で明らかとなっている（図1.5）。女性の労働参加は著しく拡大したものの、先進諸国、新興市場及び途上国の大半において依然男性の労働参加率よりも低い状態にある。賃金格差も大きく、露天商や行商などのインフォーマル・セクターと貧困層において女性が大きな比率を占めている。世界の9割の国々で、法的規制のために女性はその経済的潜在能力を十分生かすことができていない。男女平等はそれ自体重要な開発目標である一方、女性の経済参加は成長、産出量及び輸出、経済の多様化、より平等な所得分配にとっても重要である。

スタッフペーパーの要旨

女性と雇用、経済：男女の機会均等とマクロ経済的利点

女性は世界の人口の半数強を占めているにもかかわらず、実際の経済活動、経済成長および福祉への女性の貢献度はその潜在能力をはるかに下回っており、マクロ経済に深刻な影響を及ぼしている。

急速に高齢化が進む諸国では、女性の労働参加を拡大することで、労働人口減少の影響を緩和し経済成長を押し上げることができる。また、途上国では、例えば、女子の就学率の水準を高め女性により良い機会を提供することが、より広範な経済発展につながる可能性もある。

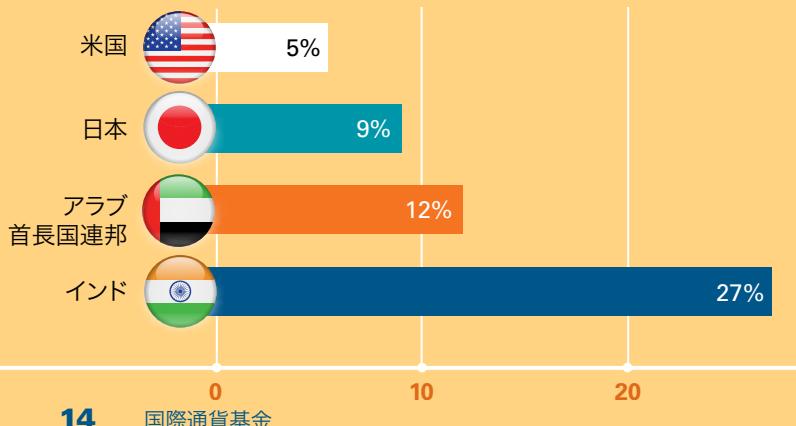
労働市場の歪みを解消し、全ての人々に公平な機会をもたらす政策を実施することが、女性が自らの潜在能力を生かす機会につながり、女性の経済活動への参加がより顕著となるだろう。

執筆者:カトリーン・エルボーグ・ヴォイティック、モニーク・ニューイヤック、カルバナ・コーチャー、ステファニア・ファブリジオ、カングニ・クボダル、フィリップ・ウイングナー、ベネディクト・クレメンツ、ガード・シュワルツ

図1.5

女性の労働参加とGDP

女性の労働参加率が男性と同等にまで改善された場合の各国のGDPの伸びは？

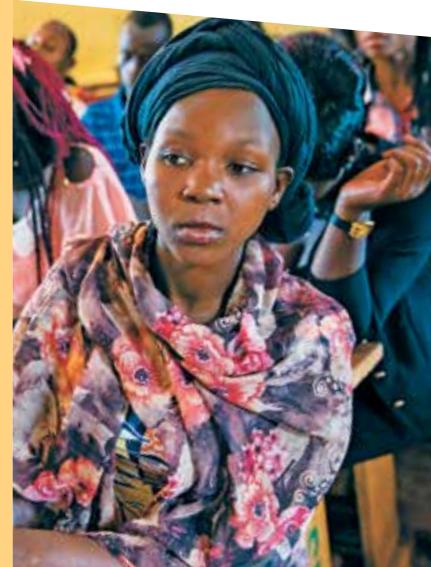


ジェンダーの平等は経済成長を拡大

女性の労働参加率が男性と同等にまで改善されると、全ての所得層の国でGDPが大幅に改善するだろう。

出所: IMFスタッフ推計

注: USAは米国、UAEはアラブ首長国連邦



債務管理に向けた 能力開発

サウジアラビアでは債務管理の専門知識を構築

世界的な石油価格の急激な下落を受けて、サウジアラビア政府は「ビジョン2030」及び「国家変革計画」の下、同国経済の大胆な変革計画を発表した。計画には経済の多



様化、民間セクターの雇用創出、財政再建のための漸進的措置、投資能力の一層の強化が含まれる。これらの目標を達成するためには、同国政府は資本市場の流動性を深化させ、また債券市場の役割を強化する必要がある。

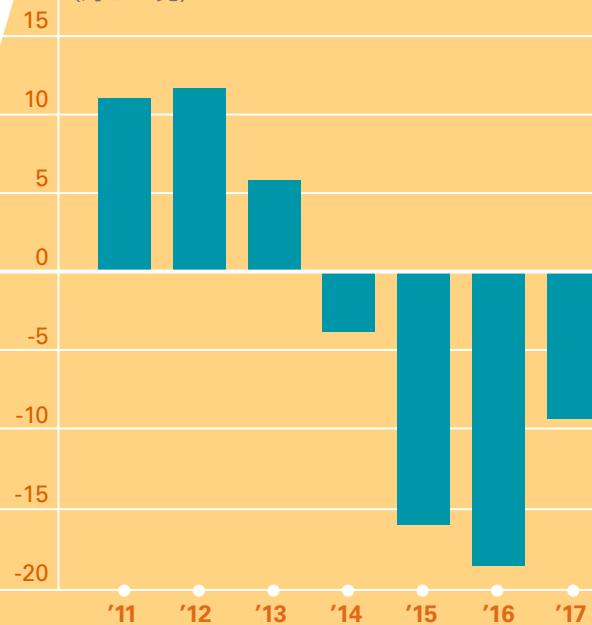
石油輸出国であるサウジアラビアは、資金不足に直面したことがなかったため、最近まで融資を受ける必要がなかった。直近では石油価格がある程度の回復を見せているが、同国は、石油価格の下落により歳入が減少した結果、財政赤字に陥った(図1.6)。こういった事情から、政府は抜本的な政策転換を図り、マクロ経済の安定性保護のために巨額の外貨準備金の利用と国債発行による借入れの2本柱から成るアプローチを導入した。

債務管理事務所の設立が債券資本市場(DCM)の発展に向けての第一歩だった。2016年に、同国政府はIMFに対し管理事務所設立における専門知識の共有を要請した。IMFは、同国の資金調達状況の分析と債務管理事務所設立がマクロ経済管理の改善にどういった効果があるかを判断した上で、同国政府と協力して以下のことを行なった。

最近の石油価格の低下により 歳入が減少

結果として財政赤字に陥ったため、政府は政策転換を図った。

図1.6
サウジアラビアの財政収支(2010~2016年)
(対GDP比)



出所：サウジアラビア当局、IMFスタッフによる算出





**図1.8
ウルグアイの
公的部門債務の
構成(2015年)**
(単位はパーセント)

出所: IMF世界経済見通し、
ウルグアイ中央銀行、Haver Analytics、
IMFスタッフ算出

ウルグアイの債務管理 チーム、バランスシート 上の重要なミスマッチを特定

外貨建て債務の割合が大きいことを考慮すると、2015年の債務総額の増大はウルグアイ・ペソの減価が主たる要因。



出所: IMF世界経済見通し、ウルグアイ中央銀行、Haver Analytics、
IMFスタッフ算出

- 財務省の下に債務管理事務所を設立し、債務管理のための法的、ガバナンス、リスク管理の枠組みを作成する任を負う。

- 代替債務戦略のトレードオフを評価するための中期的債務戦略を作成

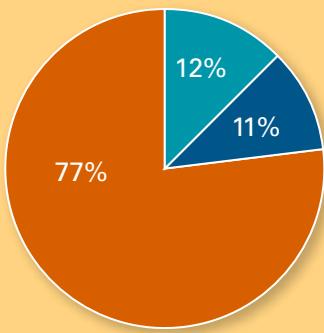
- 国内の債券市場の発展を促進する政策を推進

サウジアラビア債務管理事務所は2016年10月に業務を開始した。その主な目的は、同国の資金調達コストとリスクが政府の政策と矛盾しない可能な限り最高の組み合わせで、そのニーズを保証することである。債務管理戦略の一環として、サウジアラビアの証券取引所 Tadawul (タダウル)において政府債券が徐々に登録、上場、そして取引されることになる。

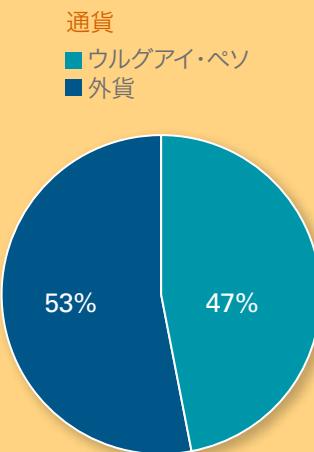
債務管理に対する包括的及び戦略的アプローチを必要とする石油・その他の一次産品輸出国にとって、IMFのサウジアラビアへの取り組みは有益なモデルとなるだろう。

ウルグアイでは革新的な資産・負債管理がリスクを削減

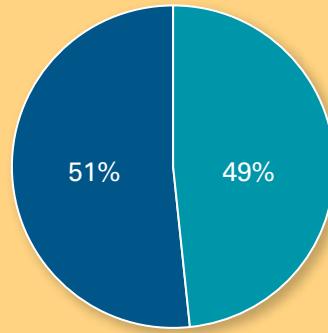
企業は、連結資産・負債の管理をバランスシート全体におけるリスク管理の中核要素としている。しかし、多くの政府では、資産と負債が多様で明確さに欠くもの、また偶発的なものが含まれるため、概して、完全なバランスシートの編成もしくは財務内容諸表さえも作成されない。公的資産及び負債はそういう一般的な分析をするようになっていないからでもあるが、それが公的バランスシートのリスク評価を難しくしている。



満期
■1年
■1～5年
■5年以上



通貨
■ウルグアイ・ペソ
■外貨



居住状況
■居住者
■非居住者

ウルグアイはこの課題に対し革新的なアプローチをとっている。ウルグアイの債務管理チームとIMFは協力して、同国政府の債務管理をより広範な公的部門のバランスシートの観点からより包括的に観察し、公的資産のポートフォリオが抱える潜在的リスクを管理する上での国内債券市場の役割を分析した。この作業は、中央政府、ウルグアイ中央銀行、主要な国有企業、および国営保険銀行を含む政府全般にわたるバランスシートの見直しを伴っていたため(図1.7及び1.8)、バランスシート上の重要なミスマッチを特定し政策の変更を可能とした。

例えば、米ドル建て負債が米ドル建て資産を上回っていれば、現地通貨建て債券市場を更に発展させてドル建て債務を削減する戦略を立てる必要があることを示す。さらに、同国がより深化した先物市場を利用して外貨リスクの広がりを制限する必要があることも示す。それには必然的に債務管理と金融政策の実施において一層の協調体制が必要となり、また発行済債券の種類の統合も必要となろう。さらに、年金制度の成熟度の観点から物価・賃金スライド制への対処、また国際保管及び決済取極の改善も必要となろう。

ウルグアイ当局は外貨のミスマッチを縮小し、同国の外貨リスクへの耐性を強化することを決意することによって金融安定性の強化を図っている。「国の連結バランスシートを考えることで、ウルグアイ当局は国のバランスシートリスクについて総合的な見方ができ、関連するリスク・エクスポージャーの回避が低コストで可能となる。」と、IMF技術支援ミッションチーフのマイケル・パパイオニュース氏は述べる。

「国の連結バランスシートを

考えることで、
ウルグアイ当局は国の
バランスシートリスクに
ついて総合的な見方ができ、
関連するリスク・
エクスポージャーの
回避が低コストで
可能となる。」と、
IMF技術支援
ミッションチーフの
マイケル・パパイオニュー氏。



サブサハラ・アフリカ

中国経済の変化がサブサハラ・アフリカの輸出国に打撃

ロジャー・ノード、
 「中国とアフリカ
 にとってのリバラン
 ス行動: 中国のリバ
 ランスがサブサハ
 ラ・アフリカの貿易
 と成長に及ぼす影響
 (A Rebalancing
 Act for China
 and Africa: The
 Effects of China's
 Rebalancing on
 Sub-Saharan
 Africa's Trade and
 Growth)」の共著者

中国とアフリカは過去20年にわたって緊密な経済関係を築いてきた。中国の急速な成長は原材料需要を押し上げたが、その大半はアフリカにより供給された。中国とアフリカ間の貿易は同20年間で40倍以上に増加した。アフリカの輸出全体に占める对中国輸出のシェアは1995年の1.6パーセントから2015年には16.5パーセントに急増し、アフリカの輸入に占める中国からの輸入は2.5パーセントから23.2パーセントに増えた(図1.9)。

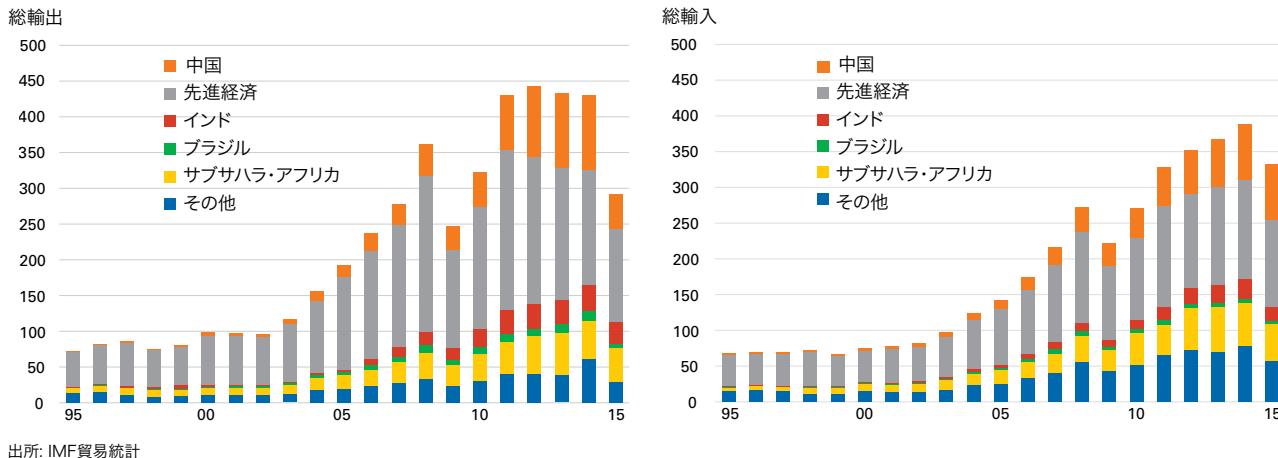
しかし現在、中国の成長率は鈍化しており、また成長エンジンは投資と輸出から国内消費へとシフトし「リバランス(再調整)」と呼ばれるプロセスにある。IMFが最近まとめた分析によるところ、この変化は一次産品の輸出国に特に大きな影響を及ぼしているが、その多くはアフリカ諸国である。2015年のアフリカの对中国輸出は2014年の1,050億ドルから480億ドルに減少し、為替レートと外貨準備高に圧力を生じた。一次産品への依存度の高い諸国は政府収入が激減し、大いに必要とされているインフラ及び社会的サービスなどへの公的支出の削減を余儀なくされた。短期的な痛みは深刻である。

しかし、すべて悪いニュースばかりではない。海外での機会拡大を目指し、中国の企業及び金融機関はアフリカ、特に高成長率を維持している資源依存度の高くない諸国への直接投資及び融資を拡大している。中期的には、この投資はサブサハラ・アフリカに世界のバリューチェーンの一部となる機会を提供し、大いに必要とされているアフリカ大陸の構造変化を押し上げるものとなる。

IMFの分析の共著者であるロジャー・ノード氏は「すべての雲には銀の裏地がある(どんなに悪く見えるものにも良い面がある)」とし、「一次産品価格の下落は短期的にアフリカに痛みを与えるが、中国の消費拡大への変化はアフリカにとって大変必要な構造変化を加速させる機会となる」と述べた。

図1.9

サブサハラ・アフリカの輸出と輸入(相手国別、1995-2015年)
 (10億米ドル)



サブサハラ・アフリカ

一次產品価格下落への対応の遅れがサブサハラ・アフリカの成長を抑制

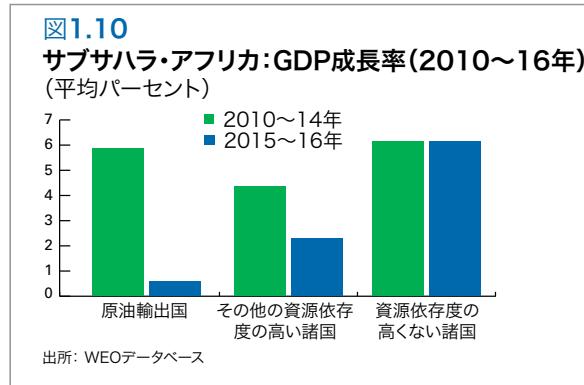
2011年に始まり2014年半ばから深刻化した一次產品価格の下落は、一次產品の輸出に大きく依存するサブサハラ・アフリカの23の経済にとって重い足かせとなっている。これらの諸国、特に原油輸出国では、結果として輸出収入及び歳入予算が減少し国際収支、財政収支の急激な悪化につながっている。

その結果、為替レートへの圧力が生じ、外貨準備高が減少、公的債務と遅延が増加した。資源依存度の高い国の成長率は2014年以来、それ以前の高度成長期と比較して著しく減速している。これは、エネルギー輸入価格の低下も追い風となり力強い勢いを維持している他のサブサハラ・アフリカ諸国とは著しい対照をなしている(図1.10)。

2016年のサブサハラ・アフリカ全体の成長率は僅か1.4パーセントにとどまり、過去20年余りで最低の伸びであった。

2017年4月の「サブサハラ・アフリカ地域経済見通し—成長エンジンの再起動 (Regional Economic Outlook for Sub-Saharan Africa—Restarting the Growth Engine)」の作成を監督したIMFアフリカ局のセリーヌ・アラール課長は「最も影響を受けたサブサハラ・アフリカ諸国は政策の調整を開始したが、調整はスピードが遅くかつ不十分で、不確実性を生み、投資を抑制しており、将来さらに深刻な困難をもたらすリスクをはらんでいる」と語った。

一次產品価格は低迷が続くことから、最も打撃を受けた諸国はマクロ経済の安定を取り戻し成長を回復したいのであれば緊急に調整を行う必要がある。これらの諸国は適切なケースにおいては財政調整を為替レートの柔軟性と組み合わせることが必要である。またこのリバランスは同諸国が国内収入の増加、多様化の促進、新しい分野への投資誘致に向けた事業環境の長年の弱点への対処を同時に行った場合にのみ耐久性を得られる。



概要

サブサハラ・アフリカ地域経済見通し作成チームメンバー(写真左より):Jackie Zhang, Nkunde Mwase, Haris Tsangarides, Jarek Wieczorek, Natasha Minges, Romain Bouis, Mustafa Yenice, Torsten Wezel, Maxwell Opoku-Afari, Monique Newiak, Céline Allard(写真に写っていないメンバー:Francisco Arizala, Paolo Cavallino, Jesus Gonzales-Garcia, Cleary Haines, Charlotte Vazquez)



Gaëlle Pierre,
 「中東及び北アフリカにおける紛争と難民危機の経済的影響
 (The Economic Impact of Conflicts and the Refugee Crisis in the Middle East and North Africa)」の共著者



中東及び北アフリカ 紛争と難民危機の経済的影響

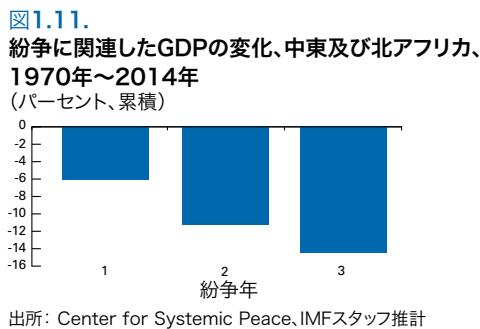
中東、北アフリカ地域の紛争は人道上著しい影響を及ぼしている。2016年9月に発表された同地域の紛争の経済的影響についてのIMFのペーパーは、紛争という状況の中で経済政策が果たす役割を検証した。同調査によると、こうした政策は短期的には紛争の直接的影響の一部を軽減することができ、また長期的には健全で持続可能な回復を促進し紛争への逆戻りの可能性を低減する上で重要な役割を果たす。

紛争のさなかにおける政策立案は多数の課題、相反する要求、緊急のニーズに直面する(図1.11)。こうした極端な状況下では、経済開発というより長期的な目標は見当違いに見えるかも知れない。しかし、適切な政策実行の維持あるいは紛争のマイナスの影響の相殺ができないければ、紛争諸国の経済にいっそう深刻で永続的な悪影響を及ぼす可能性がある。

紛争への対応の緊急性を考えるとたとえ困難ではあっても、経済政策を熟考することはいくらかの経済安定の維持の助けとなる。現下の人道的ニーズへの対応に加えて、経済制度の有効性の保護、公共の基本的ニーズを満たすための予算枠の優先、マクロ経済の安定確保に向けた金融及び為替政策の利用、という3つの優先課題がある。

紛争の影響からの回復は、紛争の熾烈さ、期間、種類、制度に及ぼした打撃の深刻度などいくつかの要素によるが、時間がかかる。たとえば、1970年～2014年において、紛争終結後最低10年間にわたって平和を維持したさまざまな紛争終結国は年間成長率が比較的高く平均4.5パーセントである。しかし、もしシリアの紛争が2015年に終結し同国が年間4.5パーセントのペースで成長したとしても、GDPが紛争前の2010年の水準に回復するには最低20年かかるであろう。

諸国が戦時経済政策から移行するに伴い、再建の成功には復興と回復を導くため、特にドナー支援の管理、資本流入の吸収、債務の持続可能性維持を行うための機能的な制度、強固かつ柔軟なマクロ経済枠組みが必要となる。中東及び北アフリカ地域における大きな課題は、膨大な数の難民への対応、難民の出身国への帰国あるいは受入国内に難民を受け入れ生産的活動に組み込む機会の創出を融通できるような政策の立案である。これは難民だけでなく、多くの場合既に困難を抱えている受け入れコミュニティのための政策の立案を意味する。



アラブの春とそれに続く紛争からの教訓は、同地域の諸国が機会の不平等の緩和に向けた包括的成長改革を加速すべきであることを示している。いくぶんかの進展が得られたとはいえ、世界の他の多くの地域にとつても課題である経済成長回復のより平等な共有を確実にするにはより多くの仕事が残っている。

紛争の経済的影响とその波及効果の緩和を助けるために、IMFは以下の分野で個々の状況に合わせた政策アドバイスを提供している。

- 信頼性のあるマクロ経済枠組みの構築
- 金融及び為替政策の設定
- 重要な社会的支出の保護を含む支出の優先順位付けと債務の持続可能性確保
- 包括的な成長の促進

IMFはまた中東地域技術支援センター及び国別の信託基金などを通じて専門知識の共有も行っている。この支援は主として経済制度の再建と強化、経済政策立案の改善、公的財政管理の強化及び公正な税制の整備、金融監督及び仲介の強化、統計の作成に焦点を置いている。

IMFは難民と国内避難民の影響を考慮してアフガニスタン、イラク、ヨルダンに金融支援を提供している。また、IMFはドナー及び他の国際金融機関から追加資金を集め手助けをする(イラク、ヨルダン、レバノン)。IMFは、経済発展評価の提供、ドナー会議(リビア、ソマリア、西岸地区とガザ)及び2016年にロンドン、2017年4月初めにブリュッセルで開かれた国際会議「Supporting Syria and the Region」への参加を通じ、国際社会の対話の支援に重要な役割を果たしている。



Aktuelle Ausbildungsangebote



上部の標記は、「現在提供されている研修」



中東及び北アフリカ

アラブ世界のエネルギー価格改革

2014年後半の原油価格の下落はアラブ世界の諸国に深刻な影響を及ぼした。同地域の原油輸出国は数十億ドルもの収入を失い、一方で原油輸入国の送金と投資は著しく減少した。原油価格は2017年7月現在で1バレル当たり約45ドル～50ドルまで若干回復したものの、先物市場では中期的に1バレル当たり約55ドルと引き続き低水準にとどまる予想されている。

アラブ諸国はこの新たな現実を認識しつつある。多くの国は自国の財政健全化を助けるため寛容なエネルギー価格政策の改革に向け重要な措置を取っている。しかし、2018会計年度初めに発表されたIMFのペーパーによると、さらなる改革の余地が残されている。2015年、アラブ諸国の税引き前のエネルギー補助金は1,170億ドルで世界全体の4分の1以上を占めていたが、これは2015年のアマゾン、マイクロソフトあるいはグーグルの収入を上回る金額である（図1.12）。この数字には低エネルギー価格の非明示的費用あるいは機会費用、つまり世界の価格を下回る価格で販売することにより得られた収益が含まれている。

低エネルギー価格は概して多くのエネルギーを消費する富裕層に利益をもたらす一方、経済への恩恵は相対的にほとんどない。補助金に使われる資金はインフラ、衛生、教育などのより高い収益を生む部門への投資に当てた方が効果が高い。補助金はまた産業の歪み、環境コストも生ずる国内エネルギーの浪費につながる。さらに補助金は財政赤字を悪化させ、負債水準の上昇と貯蓄の消耗ももたらす。

エネルギー価格の改革には多くの政治的、社会的課題がある。しかしこの多くの諸国における改革の経験はそれが実現可能であることを示している。成功させるためには、改革は広範かつ包括的であり、漸進的に実施され、政治的色彩を除いたものとすべきである。国民への周知も図らねばならない。またエネルギー価格の上昇が大きな負担となる貧困者及び弱者に対しては補償を提供すべきである。

世界の原油価格の低下はアラブ諸国の国内エネルギー価格と国際ベンチマークとのギャップの縮小を意味することから（図1.13）、現在はエネルギー価格改革には理想的なタイミングである。平均で、2016年にアラブ諸国は自国のGDPの3パーセントをエネルギー補助金に費やした。同諸国がこれらの補助金を物理的または人的資本へのより生産的な投資に振り向け直した場合、同諸国は6年間で成長を6パーセントポイント押し上げ公的債務は同期間に最大でGDP比20パーセントポイント縮小できる可能性がある。

Olivier Basdevant,
「今が絶好の機会、アラブ諸国のエネルギー価格改革（If Not Now, When? Energy Price Reform in Arab Countries）」の共著者

図1.12.
地域別エネルギー補助金、2015年

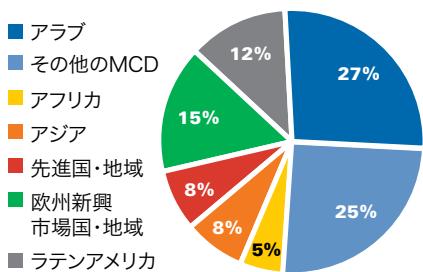
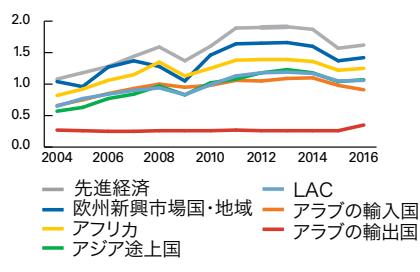


図1.13.
地域別平均ガソリン価格、2004～16年（1リットル当たり米ドル）



改革の影響を軽減するために、諸国は投資、債務削減、補償措置のための貯蓄利用の組み合わせを選ぶことができる。アラブ世界が包括的成長の押し上げ、生活水準の向上を目指す中、エネルギー価格改革の恩恵の可能性は大きい。IMFのペーパーの共著者であるOlivier Basdevant氏は「必要に迫られているからであれ、内外価格差が縮小している今ならより容易だからであれ、現在は改革を進める実に好機である。」と語った。

アジア太平洋

ブルネイ・ダルサラーム国：カスタマイズされた IMF支援のための技術

IMFは189加盟国との協議を主として年に1回の経済健全性調査を通じて行う。これらの4条協議の中で、各国政府はしばしばIMFに対し技術支援と呼ばれる専門家の助言及び研修を通じて制度の構築に力を貸すよう支援を求める。これはまさに過去のIMF代表団がブルネイ・ダルサラーム国を訪問した際に起きたことである。東南アジアのボルネオ島にあるこの小さな産油国の中は同国の経済成長を助けるためにIMFにかかる支援を要請した。

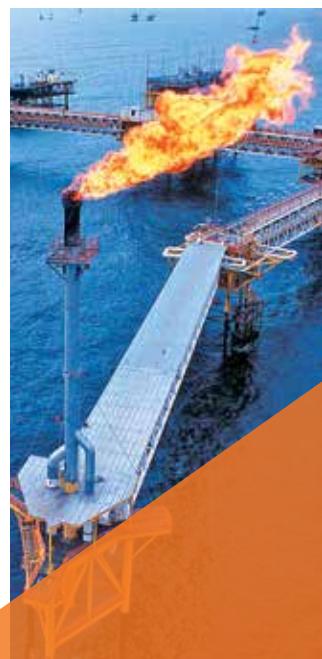
しかしIMFのチームはいくつかの障害に直面した。技術支援の選択肢に関する情報はIMFの複数の局に分散していた。またブルネイ・ダルサラーム国はIMF本部から、はるか遠く離れており、コースのスペースとスタッフが限られていることもありIMFあるいはブルネイ政府担当者にとって頻繁な行き来は実行可能ではない。代表団団長のSeng Guan Toh氏は、「解決策は、チームが我々の提供する技術支援に関する情報を結集したパッケージをまとめること、そして無料のオンライン研修とデータポータルなどのIMFが開発した技術ツールを利用することだった」と語った。

チームは他の産油国向けの提供支援をベースに、同国向けにIMF全体にまたがる技術支援の選択肢のリストを作成した。すなわち財政面においては公的財政管理の強化、金融面においては金融セクターの発達である。チームは会合する政府機関ごとに具体的なコースを特定し、それぞれに個別の技術支援メニューをまとめた。たとえば、ブルネイ・ダルサラーム国が原油輸出国であることを踏まえ、チームは同国財務省担当者との会合に備え「資源の豊富な国におけるマクロ経済管理(Macroeconomic Management in Resource-Rich Countries)」というIMFのコースを選択した。

2017年2月のブルネイ・ダルサラーム国への代表団派遣において、チームのメンバーは当局者とのそれぞれの主要会合の終わりに同国の経済問題に関するコースについての短いサンプル講義、オンライン研修ポータルの使い方についてのビデオの上映、当局者が入手可能なオンラインデータについての説明を行った。チームは財務省の他、首相府、通貨当局、外務通商省、労働省、そして有力シンクタンクである戦略政策問題研究所(the Centre of Strategic and Policy Studies)の担当者とも会合を行った。

Toh氏は、「技術(technology)、技術支援(technical assistance)、研修(training)の『3T』アプローチによってブルネイ政府機関は経済問題への対応を助けるIMFの提供支援の利用が可能となる」と述べた。同氏とそのチームは、同国がこれらの選択肢の利点をより多く生かすことを期待しており、またこのアプローチをIMFの加盟国を支援するというマンデートをより一層果たす一つの方法として他の諸国にも拡大したいと考えている。

「技術(technology)、技術支援(technical assistance)、研修(training)の『3T』アプローチによってブルネイ政府機関は経済問題への対応を助けるIMF提供支援の利用が可能となる」
— Seng Guan Toh氏、IMF代表団団長



アジア太平洋

IMFとインド、新たな研修センターの開設で協力



インド政府とIMFが2016年3月に基本合意してから1年に満たない2017年2月13日、ニューデリーに「南アジア地域研修・技術支援センター(SARTTAC)」が発足した。センターに適切な敷地の選択、機能的なデザインの作成、建設への取り組みにはインド政府当局、IMFのスタッフ、地元の仕入先の緊密なパートナーシップが必要であった。その結果は世界クラスの研修施設の完成である。

これはIMFの14の地域技術支援・研修センターのグローバルネットワークにおける最新のセンターである。同センターは研修と技術支援を同じ場所で行うというIMFの将来の能力開発のモデルとして設計された。センター建設の資金は大半が同地域のIMF加盟国自身により拠出され、オーストラリア、欧州連合、韓国、英国による寛大な資金提供によって補充された。

SARTTACはIMFの能力開発活動に対する加盟国(バングラデシュ、ブータン、インド、モルディブ、ネパール、スリランカ)からの強い要請に応えるものである。南アジアは世界の人口の五分の一を抱える急成長地域である。同地域の経済は公共支出の効率化、税務行政の強化、金融システムの規制・監督の強化、金融政策・運営の現代化、マクロ経済統計の改善といった課題に取り組んでいる。SARTTACは研修コースと常駐の技術支援専門家を通じて、IMFがこうした旺盛な需要により多く応じることを可能にする。同センターが同地域に位置していることで各国のニーズに対し柔軟かつ迅速に応じ、加盟国の状況に適応した支援を行うことができるようになる。

SARTTACは発足当初からきわめて活発に活動している。需要主導というアプローチに則って、相当の時間が加盟国のニーズについて知るために費やされている。

この結果、財政、通貨、金融、統計のトピックにまたがる約30のコースからなる最初のプログラムが設けられ2017年に実施される予定である。最初のコースは

Indian Economic Serviceの担当者向けのマクロ経済診断に関するもので、

これに続いて財政分析及び金融政策に関する地域コースが設けられた。一部の研修は他の加盟国、及び州レベルで需要が高いインドでは地方レベルにおいても実施される。

今後一年間を通じ、SARTTACは個別の研修及び実践的な技術支援プロジェクトの他、ピアラーニングに向けた各国のとりまとめ、各国間での担当者の再割り当て、南アジア地域全体で地方機関との協働を行う予定である。

インドのシャクティカンタ・ダス財務次官とIMFのカルラ・グラッソ副専務理事が南アジア地域研修・技術支援センター(SARTTAC)を開館。

インドのシャクティカンタ・ダス財務次官とIMFのカルラ・グラッソ副専務理事が南アジア地域研修・技術支援センター(SARTTAC)を開館。

アジア太平洋

ミャンマーの議会、管理と監視を強化

ミャンマー（以前はビルマと呼ばれていた）では、2015年11月の歴史的な選挙を経て2016年4月に新たな民主的政府が発足した。数十年にわたり孤立していた同国を徐々に世界経済に再統合させるべく、政権は著しく必要とされている金融セクターの改革、インフラ整備、国内の武力闘争の終結を優先させた。

ミャンマーでは引き続き市場経済への移行が進行中であり、同国での能力開発は膨大な仕事量になる。議員の多くはそれまで政府での経験がなかったため、能力開発のニーズは新たに議員を選出した議会にとってより喫緊の課題であった。このニーズに対応すべく、IMFのいくつかの局のスタッフメンバーは、議会指導者と協議してミャンマー連邦議会向けにハイレベルの能力開発セミナーを作成した。

2016年12月に行われたセミナーはマクロ経済管理及び財政安定を強化するミャンマーの努力に焦点が当てられた。3つの主要な議会経済委員会から60名以上の議員が対話型セッションに参加したが、同セッションはIMFの年次経済健全性調査代表団と調整が行われた。IMF側のチームにはアジア太平洋局（駐在代表事務所、ラオス・ミャンマーを対象とした技術支援事務所、日本の地域事務所を含む）、コミュニケーション局、財政局、金融資本市場局、統計局、シンガポール地域研修所のスタッフが参加し、日本政府が資金援助を行った。

議員とIMFチーム間の対話は議員たちに政策と技術の問題を同時に話し合うユニークな機会を提供した。議員たちは能力開発を経済サーバランスと統合させるというアプローチを特に好んだ。同アプローチは、IMFチームと議論したテクニカルな問題を、議員たちが自ら監督責任を果たす上で絶えず遭遇する政策決定事項に、より適切に応用する手助けとなった。議会合同公会計委員会のための公的財政管理に関するフォローアップ・セミナーは2017年年央に予定された。

IMFのミャンマーへの代表団団長のYongzheng Yang氏は、同国に対するIMFの戦略の概要を以下のとおり語った。「知識の共有は政府が持続可能かつ包括的な成長という目標を達成するための政策の実施を手助けする上で重要な役割を果たす。我々は既にIMF加盟国の中で最も大規模となっているミャンマーでの能力開発活動を継続する。またこれらの活動を我々の経済健全性調査と統合することは我々のミャンマーへの効果的関与にとって不可欠である。」



**Yongzheng
Yang、IMFの
ミャンマーへの
代表団団長**

「我々は既に
IMF加盟国の中で
最も大規模となっている
ミャンマーでの
能力開発活動を継続する。」

「…明らかに、今や
メキシコは数年に亘
りFCLの恩恵を受け
ているが、これは中
央銀行、財務省の両
レベルにおける國の
リーダーシップによ
り同国で優れたマク
ロ経済政策が取られ
ていることの証明で
ある。」

クリスティーナ・ラガルド、
IMF専務理事、国際通貨
金融委員会プレスブリー
フィング、2017年4月22日

西半球

メキシコ：フレキシブル・クレジットラインが 不安定な世界のバックネットとして機能

過去10年間、メキシコは貿易と金融の両方のチャネルを通じて世界経済への統合を深めてきた。これは生産性の向上、競争力の強化、資金調達コストの削減、投資家の多様化に貢献した。2016年には、メキシコの対外ポートフォリオ投資フロー総額は267億ドル（GDPの2.6パーセント）に達し、非居住者が現地通貨建てのソブリン債の35パーセントを保有していた（図1.14）。メキシコにおける外国人投資家の強い存在感は、同国の経済政策枠組みの強さ、外国為替及び債券市場の深さと流動性に対する信頼を反映している。

メキシコペソは世界で2番目に活発に取引されている新興市場通貨で、1日の世界での取引量は970億ドルに上る。メキシコの非常に強力なマクロ経済政策及び政策枠組みは、金融市場のボラティリティにより特徴づけられる複雑な外部環境を切り抜ける助けとなっている。金融政策は変動相場制の中でインフレーション・ターゲティングの枠組みに基づき舵取りされている。財政政策は財政責任法により下支えされており、政府は公的債務の対GDP比率を中期的に縮小することを約束している。金融規制及び監督の枠組みは強固である。

メキシコ政府の総体的なマクロ経済戦略を支援し、リスクに対する保険を提供するため、IMF理事会は2016年5月、約850億ドルのフレキシブル・クレジットライン（FCL）のもとに2年間の同国向け取極を承認した。FCLは2017会計年度中にペソが一時的な圧力下に置かれた際に効果が証明された。こうしたメキシコとの取極は今回が6回目で、同国政府は今回の取極も予防的措置として扱う考えである。以前の取極は2008～09年の世界金融危機の直後、ユーロ圏の危機、米国の金融政策正常化開始までの混乱期におけるテールリスクに対し貴重な保険を提供した。

FCLは、極めて強固な政策枠組みと経済実績を有しつつ資金ひっ迫に直面する國の危機予防・危機緩和のための貸付け需要を満たすよう設計された。この他にコロンビアとポーランドの2カ国もFCLを利用したことがある。同3カ国はいずれもこれまでのところ引き出しは行っていないが、クレジットラインは同3カ国に重要なバックネットを提供しリスクが高まった時期における市場の信頼感押し上げに貢献した。

図1.14
メキシコ、海外直接投資とポート
フォリオ投資ライアビリティ、
2007年及び2016年
(対GDP比、パーセント)



出所：メキシコ当局、IMFスタッフ推計
FDI：海外直接投資

西半球

アルゼンチンの危機回避のための大胆な措置

2015年12月にアルゼンチンの新政府が発足した時、同政府は広範にわたるマクロ経済の不均衡、ミクロ経済の歪み、脆弱化した制度的枠組みに直面した。消費レベルは持続不可能なほど高く、投資は史上最低の水準に達しており、膨大な財政赤字は貨幣創造とインフレによってファイナンスされていた。ミクロレベルの歪みとしては、貿易障壁、外国為替制限、価格統制など広範に張り巡らされた行政管理の網、競争力を低下させ中期的成長を阻害するビジネス環境が挙げられた。深刻な金融危機は差し迫っていた。

IMF代表団団長のRoberto Cardarelli氏は2016年11月、2006年以来初めてのIMFによるアルゼンチンの経済レビュー（第4条協議として知られる）の発表に際し、同国政府は「現在、自らの問題を見つめそれらに決然として取り組んでいる」と語った。同国政府は不均衡是正と危機回避のために、為替管理の廃止、為替の変動相場制の採用、外貨へのアクセス制限の撤廃、輸出税の廃止（税率が引き下げられた大豆を除く）、同国の債務再編を阻んでいた債権者との訴訟和解による信用市場へのアクセス回復という大胆な措置を取ったとCardarelli氏は説明した。

アルゼンチン政府は財政目標及びインフレ目標を設け、効果のないエネルギー補助金の段階的廃止に着手した。国家統計局が再建されつつあり2016年半ばには国際基準に沿った新たな公式統計の発表を開始した。

深刻な不均衡と歪みを是正するためのこれらの措置は将来の力強い成長に向けた基盤構築に不可欠である一方、アルゼンチン経済に短期的な負の影響を及ぼすことも不可避であった。したがってIMF代表団が同国政府高官、民間部門及び市民社会の代表と面談した際、協議の主な焦点はどのように経済回復を維持しマクロ経済安定復活のコストから貧困者を保護するかに置かれた。会議では、民間投資にとってより魅力的な環境を作り出し力強く持続的かつ公平な成長の基礎を築くべく立案された同国の野心的な改革アジェンダが協議された。

人口の約3分の1が貧困ライン以下の生活を送っている同国では、貧困削減は政府の絶対的優先課題である。政府は活力に満ちた経済が雇用創出と貧困救済の最善策であることを認識している。アルゼンチン経済は2016年に縮小した後、2017年にはより力強い消費と公共投資に支えられ2.2パーセント、2018年には民間投資と輸出の漸進的な回復を反映し2.3パーセント、それぞれ拡大する見通しである（表1.1）。

**表1.1
アルゼンチン、実質GDP、消費者物価、
経常収支、失業率
(2016年実績、2017~18年見通し)**

	2016年	2017年 (見通し)	2018年 (見通し)
実質GDP	-2.3	2.2	2.3
消費者物価(前年比)	—	21.6	17.2
経常収支	-2.6	-2.9	-3.4
失業率	8.5	7.4	7.3

出所: WEO(2017年4月)

Roberto Cardarelli,
IMFのアルゼンチンへの
代表団団長

概要



欧州

アルバニアの改革は成果を上げる

Anita Tuladhar,
IMFのアルバニア・
チームリーダー

2013年、アルバニアの経済成長は経済危機により主要貿易相手国であるギリシャとイタリアからの需要が減少したことによりほぼ停止した。同時に、選挙時におけるバラマキ、持続不可能な年金制度、存続不能な電力部門が理由となり公的債務が急増し延滞金が蓄積した。政府が借り入れ先として大きく依存していた銀行システムは、返済期限経過貸付金の高い比率のために弱体化し、財政危機が深刻化していた。

これらの財政及び金融問題への対応と経済成長の回復を助けるために、同国はIMF融資を要請し、IMF理事会はこれを2014年2月に承認した。拡大信用供与措置(EFF)に基づく36カ月間の取組は、財政の強化、金融安定の維持、エネルギー部門と事業環境の改善を焦点とする構造改革の実施によって、経済成長を回復し経済安定を脅かしていた公的債務の急増をコントロールすることを目標とした。

2017年2月、同プログラムは成功裏に終了し、アルバニアはプログラム終了後のモニタリングに入った。最終ミッションの完了に際し、元アルバニア財務大臣のアルベン・アメタイ氏は記者会見で経済成長は回復し2017年は前年の3.4パーセントから3.7～3.8パーセントへと加速する見通しであると報告した(表1.2)。同氏は力強い経済的成果はマクロ経済改革及び財政改革への着手によるものであるとし、これらは「年金改革、エネルギー部門改革、財政管理改革、税務行政改革、その他、政府が過去3年間に実施した他のすべての改革にも密接に関連している」と述べた。

これらの改革はまた賃金、年金、雇用、企業数、海外直接投資の増加にもつながった、と同氏は語った。IMFチームのリーダーのAnita Tuladhar氏はこれに同調し、プログラムはアルバニアを健全な公的金融をもって回復軌道に乗せることに成功したと述べた。「アルバニア政府のコミットメントのおかげで、我々は成長に重要な諸改革を支援することができた。プログラムは制度的枠組みを強化し、経済の脆弱性を減じ、困難な外的状況にもかかわらず経済安定性の維持を助けた」と同氏は述べた。

表1.2
アルバニアの主要経済指標、
2013年及び2016年

	2013年	2016年
GDP成長率(パーセント)	1.0	3.4
プライマリーバランス (対GDP比、パーセント)	-2.0	0.2
総合収支(対GDP比、パーセント)	-5.2	-2.2
税収(対GDP比、パーセント)	22.0	24.9
不良債権(パーセント)	23.5	18.3

出所：アルバニア当局、IMFスタッフ算出

アルバニアは負債を対GDP比60パーセント以下に縮小させることを目標とする財政健全化を維持する一方で成長を支え金融部門を強化する改革を継続している。同国は欧州連合の支援を得てガバナンスの懸念と非能率的な司法制度に対応するための司法改革イニシアティブに乗り出した。司法改革に明確な進展を成し遂げることを条件として、欧州委員会はアルバニアのEU加盟に向けた交渉の開始を勧告した。

欧洲

スペイン：印象的な回復を維持

世界金融危機で最も大きな打撃を受けたユーロ圏の国の一であるスペインは、目覚しい回復を遂げている。同国経済は2015年、2016年に3パーセント以上成長し、2017年のGDP成長率は危機以前の水準に達する見通しである（図1.15）。危機のピーク以降、150万人以上の元失業者が職に就いている。労働市場の柔軟性向上を確保するための措置などの2011～13年に行われた果断な改革がスペイン経済の競争力回復を助け力強い雇用創出に貢献した一方で、銀行改革が同部門の弾力性を強化した。また低い原油価格と低金利、2015～16年の財政刺激策も成長を促した。

輸出の急増を受けて、スペインは4年間経常収支黒字を計上した。多くの企業はバランスシートの改善を大きく進展させ、家計の負債も絶対値では依然として高いもののユーロ圏の中央値まで低下した。スペインの銀行はクレジットの縮小にもかかわらず自己資本比率を上昇させ不良債権比率を低下させた。

それでも、失業率は約18パーセントと引き続き非常に高い。若者の失業率は42パーセントとさらに高く、ユーロ圏平均の2倍近い水準である。これらの人々の多くは数年にわたり失業状態にある。労働者の大部分が一時雇用契約で低賃金の職に従事するという二重構造労働市場は依然として広く行き渡っており、労働生産性の伸びは低い。

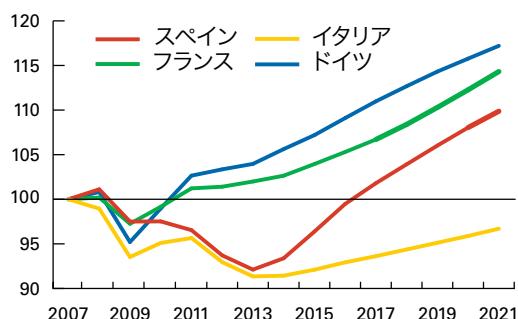
公的債務は危機の始まり以来2倍以上に増え対GDP比で100パーセントとなっており、政府の政策余地は限定的である。公的債務は、民間部門における過剰債務と依然として大きな対外純資産負債残高のマイナスとともに、経済をショックに對し脆弱にしている。

Andrea Schaechter氏が率いるIMFのカントリーチームは、スペインに対し改革ベースの成果を押し進めるために以下を行うことを推奨した。

- 財政赤字及び公的債務を引き下げるために財政調整を継続する
- 雇用創出と公正さを促すため、より効果的に若者と長期失業者を対象とすること及び二層構造を軽減することにより労働市場政策を強化する
- 労働生産性と所得を押し上げるため、製品及びサービス市場の研究開発と競争を促す
- 銀行のバランスシートを強化し、システムリスクの監督・管理を強める
- IMFの2017年のスペインの金融セクター評価はスペインの金融安定を維持するための政策オプションを提供する。

図1.15

実質GDP成長率、スペイン、イタリア、フランス、ドイツ、2007～21年
(インデックス、2007年=100)



出所: WEO, IMFスタッフ推計



2016年度年次報告書 アップデート

昨年度の年次報告書の
トピックのアップデート

参照ページ

新たな**SDR通貨バスケット**が発効。

92

理事会が**第15次増資(一般増資)**の作業計画を採択。

92

経済サーベイランス、政府の財政余力(財政支出の拡大あるいは減税を実施する余力)の評価に役立つ新たな手法の開発を盛り込む。

36

最貧メンバー国への**金融支援**提供を助けるため、貧困削減成長トラストの新たな資金調達活動が始まった。

54

政府との**知識共有**は公共サービス向け(財政)資金の保護に資するため、いかに歳入を増やし歳出を効果的に管理するかが焦点となった。

61

2

第2章 IMFの活動内容

IMFの果たすべき主な役割は三つある。

経済サーベイランス



135加盟国の健全性調査

IMFは国際通貨制度を監視とともに、189加盟国の経済及び金融セクター政策のモニタリングを行う。サーベイランス（政策監視）と呼ばれるこの活動は、国際レベル・国レベルで行われるが、この過程においてIMFは、安定性への考えられるリスクを明確にし、必要な政策調整について助言を行う。

融資



15カ国に対し1,347億ドルの融資。加えて低所得途上国21カ国に、8億7,900万ドルを低金利もしくはゼロ金利で融資。

IMFは、国際収支上の問題を抱えているあるいはその可能性がある加盟国に融資し、根本的な問題の解決を図りながら、外貨準備の再構築、自国通貨の安定化、輸入代金の支払いの継続、そして力強い経済成長のための条件の回復に取り組む加盟国を支援する。

IMFの活動内容

能力開発



2億6,700万ドル 知識の共有、専門家による助言、研修に支出

IMFは、世界各国政府と協力し、経済政策及び経済制度の近代化を図るとともに研修を実施する。これは、各国経済の強化を助け、成長の改善、雇用の創出に貢献している。

経済サーベイランス

「サーベイランス(政策監視)」とは、IMFによる国際通貨制度や世界経済情勢の監視、及び189加盟国の経済政策と金融部門政策のモニタリングのプロセスを示す包括的な用語である。この通常年に1回行われる健全性調査のなかで、IMFは安定性への潜在的なリスクを特定し必要な政策調整について助言をする。このようにして、各国間における財、サービス、及び資本の交換を促進し健全な経済成長を維持するという、国際通貨制度の主な目的の達成に貢献している。



IMFのサーベイランス活動には、各国の政策の評価と助言を行う国別サーベイランス、及び世界経済の監視を行うマルチラテラル・サーベイランス(多国間政策監視)と、主に二つの側面がある。国別サーベイランスとマルチラテラル・サーベイランスを組み合わせることで、IMFは「波及効果」つまり、一国の政策が他の国々にどのような影響を及ぼすかについて、より総合的で一貫した分析を確実に行うことができる。

国別サーベイランスの中核はいわゆる4条協議である。これは、IMF加盟189カ国各々の経済情勢及び政策の審査を義務付けたIMF協定の条項にちなみ、このように呼ばれている。4条協議では、マクロ的に重要とされる、財政、金融、外国為替、通貨及び構造といった一連の項目をカバーし、リスクや脆弱性、政策対応に焦点をあてる。エコノミストをはじめとする多くのIMFスタッフが4条協議プロセスに関与している。

協議は、IMFが国を一方的に評価するのではなく、政策に関する加盟国との相互対話である。対象国の経済政策や方向性を評価するに当たり、通常IMFのスタッフは、政府や中央銀行の関係者に加え、国会議員や、ビジネス界、労働組合、さらには市民社会の代表といった関係者とも協議を行う。協議後スタッフは、IMF理事会に対し通常そこで議論のために報告書を提出する。その後、協議は終了し会議の要約が加盟国当局に送付される。大半の場合、加盟国との合意の上、理事会の評価はプレスリリースとして関連するスタッフ・レポートとともに公表される。2017年度は、135件の4条協議が行われた。(ウェブテーブル2.1)

世界金融危機の後、IMFは、「金融セクター評価プログラム」のなかで金融セクターの安定性の評価を継続した。金融セクターの評価は、システム上重要な金融セクターを持つ国々のサーベイランスの一環として実施された。

マルチラテラル・サーベイランスには、世界レベル・地域レベルの経済動向の監視と、加盟国の政策の世界経済への波及効果の分析が含まれる。世界経済金融サーベイシリーズの一環として、IMFは年に2回マルチラテラル・サーベイランスに関する報告

書である旗艦報告書「世界経済見通し(WEO)」、「国際金融安定性報告書(GFSR)」及び「財政モニター(FM)」を発表している。WEOでは、世界経済情勢を詳細に分析し、世界的な金融の混乱の長期化や世界金融危機からの経済回復といった、差し迫って重要な問題を検証する。GFSRでは、世界の金融市場や金融見通しについて最新の評価を行い、金融市場の安定性のリスクとなり得る不均衡や脆弱性を明示する。FMは、中期的な財政見通しの最新情報を提供するとともに、財政の動向を評価する。さらにIMFは、世界経済金融サーベイランスの一環として「地域経済見通し(REO)」も公表している。

国別サーベイランス

4条協議のプロセス：年次経済政策評価

4条協議は数ヶ月にわたり行われる。IMF各局間やマネジメントとの主要政策課題やサーベイランス優先事項の内部審査からはじまる。これはポリシーノートと呼ばれる概要説明文書にまとめられる。

ポリシーノートは、加盟国政府と協議する経済政策の主な方向性や提言を詳細に記している。4条協議の前に加盟国に関する局間の合意を構築するため、ポリシーノートはすべての局で審査される。全局での審査が最高潮に達するのが政策協議会議であり、その後、ポリシーノートはIMFマネジメントへ承認のため送られる。ポリシーノートが承認されると、4条協議代表団が政府関係者や利害関係者との協議のために加盟国を訪問する。訪問後、代表団はIMF本部に戻ってからスタッフレポートを作成し、再び各局及びマネジメントの審査を受けた後、IMF理事会で審議される。

4条協議サーベイランスにおけるマクロ金融問題

スタッフペーパー「4条協議報告書におけるマクロ金融サーベイランスへのアプローチ(Approaches to Macro-Financial Surveillance in Article IV Reports)」によると、2008年の世界金融危機により、金融セクターのサーベイランスの重要性、そ

してマクロ金融の連関性の理解の深化の必要性が浮き彫りとなつた。グローバル金融システムは強化されその耐性も強まつたが、マクロ金融の連関性は、全てのIMF加盟国にとり引き続き極めて重要な問題となつてゐる。

IMFのサーベイランスの影響力及び有用性を高めるため、2014年の「3年ごとのサーベイランス見直し」は、マクロ金融分析を不可欠な部分として4条協議に含めるとともに、IMFはマクロプレーデンス政策を一段と重視すべきという提言を行つた。専務理事のサーベイランス強化のための行動計画は、こうした目標の達成のための措置の概要を示している。マクロ金融のサーベイランス強化のための取り組みとして、新規分析ツールの開発やスタッフ向けの研修などが行われた。60件を超える4条協議で、その対象範囲の拡大が図られた。

2017年3月に理事会は、報告書の分析結果を基に、マクロ金融の分析及び政策助言の4条協議サーベイランスへの組み込みの進捗状況を協議した。理事会は、進捗を認めこれを称賛するとともに、加盟国全体にこの取り組みを拡大することが望ましいという点で合意した。理事たちは、サーベイランスにはマクロ金融のリスクとマクロ経済の安定性という2方向の評価を含むべきだとした。同時に、金融セクターに関する提言は、IMFの財政、金融及び構造政策に関する助言と適切に統合すべきとの提言を行つた。

理事たちは、こうした作業は、加盟国当局とのより効果的な対話を促進し、IMFサーベイランスの影響力の強化につながつているとの認識を示した。また、極秘扱いとされている監督に関わるデータの提供には、法的な制約があることに十分に留意しつつも、さらに対処すべきギャップが存在することを指摘した。

マルチラテラル・サーベイランス

早期警戒演習

「早期警戒演習(EWE)」は、IMFの経済、金融、財政、及び対外セクターの各リスクの評価で重要な位置を占める。この演習は、IMFのサーベイランス活動の一環として、「世界経済見通し」、「国際金融安定性報告書」、及び「財政モニター」といった旗艦報告書と連携し年に2回行われている。

この演習の結果は、理事会、そしてIMFの春季会合及び年次総会でIMF幹部に提出される。EWEのフォローアップは、国レベルのサーベイランス及びグローバルレベルのサーベイランスの枠組みの中で行われる。IMFと金融安定理事会(FSB)はEWEで密接に協力し、リスクと脆弱性に関する一貫した見解を提供する。IMFは、経済、マクロ金融、及びソブリンリスクに関する懸念で主導的な役割を、一方FSBは、金融システムの規制や監督に関連する事項に焦点をあてる。

2016年対外部門の安定性に関する報告書

IMFサーベイランスの主たる目的は、為替相場、経常収支、外貨準備、資本フロー、及び対外バランスシートといった加盟国の対外セクターに対する、多角的に一貫した評価を提供することである。これは、4条協議、そして「対外セクターの安定性に関する報告書」のなかで包括的に行われる。この報告書は、2012年以降、毎年作成されており、世界のGDPの85%強を占める世界の28の主要国・地域プラスユーロ圏をカバーしている。これは、世界的規模の過度の不均衡とその原因について厳密かつ忌憚の無い評価を行い、また、加盟国の諸政策がグローバルな対外的安定性に及ぼす潜在的影響に、IMFが適切に対処できるような状況を確保するために、現在進めている取り組みの一環である。

理事会は、2016年7月の非公式協議で、各国経済の評価と併せて作成された2016年の報告書について意見を交わした。この協議ではいかなる決定も下されなかった。今後発表される2017年の報告書は公式協議で議論される予定である。

低所得途上国におけるマクロ経済の情勢と見通し

「低所得途上国のマクロ経済情勢と見通し:2016年(Macroeconomic Developments and Prospects in Low-Income Developing Countries—2016)」は、同テーマに関して年に1回作成されるスタッフレポートの第3弾である。この報告書により、一次產品価格の下落に対応するための経済調整が、特に一次產品を輸出する低所得途上国(LIDCs)で継続していることが浮き彫りになった。2016年12月に理事会が議論したこのペーパーは、政策面の課題として、膨大な財政赤字、外貨準備の減少、経済及び金融ストレスの上昇を挙げた。また、インフラ開発に関する事項も検証している。

理事たちは評価のなかで、「LIDCsのマクロ経済情勢の包括的な評価」を歓迎し、「各国の状況や経験が一様ではないことに留意したことを評価する。また、金融部門の問題そして公共インフラの提供でより深い議論が繰り広げられたのは、時宜を得ており適切である」と述べた。理事会は、LIDCが抱える「特有の政策課題」への理解を深めるため、年一回、LIDCの情勢について公式協議を開催することを支持した。

理事たちは、各国当局による警戒と断固たる政策措置の必要性を強調するとともに、IMFによる緊密な監視と国毎の事情に応じて調整された政策助言の重要性を指摘した。また、一次產品輸出国は、財政健全化や為替レートの調整など政策の一層の調整が可能なところでは、これらを進める必要があるという点で合意した。さらに、LIDCsの大半で、金融セクターのストレスが上昇している点に懸念を示し、先を見越した監督を要請した。

インフラ開発について理事たちは、債務の持続可能性を維持しながら、必要なレベルの公共投資に資金手当てを行うためには複数の措置を講じる必要があると強調した。

- 国内の歳入の確保を強化し優先度の低い支出を抑えることで、政府貯蓄を拡大する
- 公共投資の管理を強化する
- 国内資本市場の発展
- 譲許的融資で利用可能なものを利用する

また理事たちは、多くのLIDCsで可能な範囲で、インフラの供給に民間部門が果たす役割を強化することが優先事項になっているという点でも一致した。

低所得途上国向け金融セーフティネットの強化

途上国によるIMF資金へのアクセスが、2016年11月に理事会が審議したペーパー「開発資金:途上国向け金融セーフティネットを強化する—更なる検証(Financing for Development: Enhancing the Financial Safety Net for Developing Countries—Further Considerations)」の主なテーマだった。ここでは、貧困削減・成長トラスト(PRGト)下での譲許的融資についてIMFの政策を明確にする必要がある分野を特定した。

同ペーパーでは、PRGT適格国に対しIMF資金へのアクセスに関して明確な説明を示している。たとえば、

- IMFの一般資金勘定(GRA)を利用する制度へのアクセス
- 何が適切なアクセスレベルであるかを示唆する指針の提供において、アクセス基準が果たす役割
- 予防的な金融支援へのPRGT適格加盟国のアクセスの妥当性
- 事後のコンディショナリティを伴う取極の代替としてのラピッド・クレジット・ファシリティの度重なる利用を防ぐための手段の妥当性

その評価のなかで理事会は、PRGT適格国である加盟国は、非譲許的融資を利用する権利を有することを再確認する一方で、譲許的条件での借り入れの金融上の利点を考慮し、スタッフは、こうした加盟国に対し適用される限度まで譲許的融資を求めるよう引き続き助言すべきだと指摘した。

理事たちは、アクセス基準や利用限度、混合的な利用(ブレンディング)に関する政策、金利構造、及びPRGTの持続可能性の維持のためのメカニズムなどの見直しを行うなどして、PRGTツールキットの妥当性と柔軟性の維持に今後も関心を向けることが重要だと強調した。理事会は、PRGTの財源と各種制度について2018年に包括的な見直しに取り組む。

財政余力の分析

IMFでは財政の持続可能性及び財政余力に関する作業を続けているが、財政余力の評価のための分析枠組みを発表したことで一步前進した。2016年6月に理事会は非公式協議を開き、ペーパー「財政余力を分析する：一貫した検証材料その1 (Assessing Fiscal Space: an Initial Consistent Set of Considerations)」について意見を交わした。

ここで提案された枠組みは、将来のIMFによる監視と政策助言を支えるためのもので、現在、世界中で経済政策が直面している難題に対抗するために財政政策を活用する余地や、公共インフラのギャップ解消、財政健全化のペースの調整、あるいは財政バッファーの構築などを行うための加盟国の余力など、今後様々な局面で、必ず活用されることだろう。

財政余力とは、市場へのアクセスや債務の持続可能性を毀損することなく、財政支出の拡大あるいは減税を実施する政府の能力と定義することができる。同ペーパーは、各国間で幅広く比較可能な包括的なアプローチを提案している。これは、IMFスタッフ及び政策担当者に一貫した手法を提供する。

財政の余力を判断する際には、経済状況、構造的状況、市場アクセス、公的債務の水準・軌道、現在そして今後の資金調達ニーズ、及び他の政策がとられた場合の財政の流動性やソルベンシーの分析などを含めた、包括的なアプローチが必要である。

この枠組みは、財政の持続可能性の分析をはじめIMFスタッフが開発した財政の持続可能性に関する様々なツールをまとめたものだ。これに加え、IMFスタッフは、財政ストレステスト、シナリオ分析、一般均衡モデルなどを基盤とする手法とともに、IMF財政局が開発した指標を活用する。

この新たな枠組みにより、全加盟国、特に先進及び新興市場国・地域の間で一貫した財政余力に関する評価が可能になり、分析が改善する。まず主要国およそ40カ国との4条協議でこれを導入し、経験や研究、様々な意見などを基に随時アップデートしていくことになる。

IMF、FSB、国際決済銀行のマクロprudentialens政策に関するG20向け報告書

世界金融危機の後、様々な国が、経済にダメージを与えかねない金融システム全体あるいは市場全体へのリスクを抑制するため、政策枠組みや政策ツールを導入した。

20カ国・地域グループからの、2008年の金融危機以降のマクロprudentialens政策に関する国際的な経験を検証するよう要請を受けたIMF、FSB、及び国際決済銀行は報告書「効果的なマクロprudentialens政策の構成要素(Elements of Effective Macroprudential Policies)」を作成した。

2016年9月の中国杭州サミット向けに発表されたこの報告書は、マクロprudentialens政策ツール及び枠組みに関するこれら3機関による2011年の進捗レポートに続くものだ。報告書は、一つですべてに対応できるような政策アプローチは存在しないとする一方で、複数の有益な要素を強調した。2016年春の世界経済見通しでは、構造改革に一章を割り当てた。

そこでは有益な要素として、意思決定責任のマンデートの必要性、政策枠組みのための十分な制度的基盤、十分に明確化された目標及び権限、透明性及び説明責任のメカニズム、国内当局間の協力及び情報共有、システムリスクの分析・監視のための総合的な枠組み、時間の経過と共にシステムリスクに対応していく政策ツール、並びにリスクへの政策対応を調整する能力などを挙げている。

移住及び難民の移動が及ぼす影響

移住は、先進国・地域、新興市場国・地域、そして途上国・地域に影響を及ぼすマクロ経済問題となった。また、特に中東の紛争後、移民及び難民の急増は政治的な意味合いも帯びるようになってきた。

IMFの移住及び難民問題に関する作業は、国別サーベイランスなど様々な活動分野で行われている。たとえば、2017年1月に公表された2016年の対レバノン4条協議報告書には、レバノンとシリアの難民危機に関する分析が含まれている。

分析作業の分野では、2016年7月のペーパー「移住の東欧への経済的影響(Emigration and Its Economic Impact on Eastern Europe)」で移民の流出の影響を論じている。また、2016年9月のペーパーは、中東及び北アフリカにおける紛争と難民危機の影響を検証している。(パート1、地域ハイライトを参照)

また、本年度発表された波及効果に関するノート2本でも移住の問題に取り組んでいる。そのうち一本である「先進国・地域の所得水準への移住の影響(The Impact of Migration on Income Levels in Advanced Economies)」は、移民により、主に労働生産性が上昇することで受け入れ国の人一人当たりのGDPが上昇すると結論づけた。またもう一本のノートである「サブサハラ・アフリカの移住:その傾向と波及効果(Sub-Saharan African Migration: Patterns and Spillovers)」では、域内そして世界の他の地域への移住の問題に取り組んでいる。これは、2016年1月のペーパー「欧州の難民急増:経済的試練(The Refugee Surge in Europe: Economic Challenges)」をたたき台にしている。

デビッド・リプトン筆頭副専務理事は、2017年1月にブリュッセルで行ったスピーチで移住に関する論争に言及し、それを、同時に論争の的となっているグローバリゼーションの問題と関連付けた。「移住が経済的利益をもたらすということは十分に立証されているが、グローバリゼーションという観点からより幅広い議論を進めしていくなかで、この問題について、特に移住により誰が悪影響を受けるのかをより明確にし、その影響をどうしたら軽減できるのか、より多くの研究が必要だと我々は認識しなければならない」

ラテンアメリカ及びカリブ海諸国の貿易統合

2011年の3年ごとのサーベイランス・レビュー以降、IMFスタッフは、特定地域の加盟国に関わる事項を検証する「グループ別報告書」を作成している。こうした分析は、国別の評価(4条協議)と世界的な潮流の多角的監視との間に存在するギャップの解消を狙いとしている。

2017年3月、IMFスタッフは、グループ別報告書「ラテンアメリカ及びカリブ地域の貿易統合(Trade Integration in Latin America and the Caribbean)」を公表し、理事会は非公式協議でこれについて討議した。この報告書は、同地域における貿易統合の拡大の機会を追求したもので、付属ペーパーとして公表された他の12本の分析研究に立脚している。同報告書は、ラテンアメリカ及びカリブ海諸国は、貿易を成長のエンジンとし、そこから利益を得ることができるとの分析を示した。

また、地域貿易協定、貿易ルール・規制基準の収斂、及び貿易促進措置を通じ、貿易統合を促進することができる可能性があると論じた。加えて、インフラや人的資源の強化に向けた域内の取り組みを強調とともに、技術移転の機会となり得るグローバル・バリューチェーンへの参画の強化の必要性を主張した。



IMFと国際開発銀行10行は、
開発資金のスケールアップで合意した。

政策助言

2030年アジェンダへのIMF及び開発銀行の コミットメント

2015年に「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択された後、2016年10月にIMFのクリスティーヌ・ラガルド専務理事と国際開発銀行10行のトップがSDGsの達成に関する声明を採択した。

これら機関は、強制的な移動、インフラ、都市化、気候変動ファイナンス、及び民間投資といった2030年アジェンダの主要な課題に対処するため、協調・協力の強化にコミットした。さらに「あらゆるレベルで資源を活用し、動員し、触媒となる」ことで開発資金を拡充する取り組みを強化する点でも合意した。加えて、各国の国内資源の確保の向上に向けた取り組みを支援するとともに、政策ガイダンス及び技術支援を拡大する。

湾岸諸国への石油への依存を減らす

2016年5月、IMFの中東経済金融センターはアラブ経済社会開発基金と合同で、シンポジウム「クウェート及び他の湾岸協力理事会加盟国の経済多様化への道(The Path to Economic Diversification in Kuwait and Other Gulf Cooperation Council Countries)」をアラブ経済社会開発基金本部で開催した。

このシンポジウムは、湾岸協力理事会加盟国が、石油依存からの脱却に向けた長期的戦略に立脚した永続的な発展を確保するための経済政策に関する議論の促進を目指したもので、この2機関が合同で開催しているシリーズの4回目だった。

小国の自然災害と気候変動への耐性

理事会は、自然災害や気候変動により小国が直面する様々な試練について議論した。そのたたき台となったのは、IMFの政策助言、能力開発、及び融資が、こうした国々のニーズの変化にどのように対応することができるかを検証したペーパーである。2016年のペーパー「小国の自然災害と気候変動への耐性—IMFの



役割(Small States' Resilience to Natural Disasters and Climate Change—Role for the IMF)」は、国別比較調査で自然災害の影響を数値化した2015年のペーパーを基にしたものだ。

2016年12月に理事会が議論したこのペーパーは、災害の経済コスト・人的損失を減らすためのリスク管理枠組みの主要な構成要素、そしてマクロ経済政策の役割の概要を示した。同ペーパーは、災害発生前に予防的クレジットラインを工夫する重要性、さらにリスク軽減と気候変動への適応のための気候変動ファイナンスの必要性を強調した。

理事たちは、自然災害及び気候変動に関連する損失を削減するためには、国内政策の強化が不可欠だという点で一致した。また、事前にリスクや脆弱性を特定し、リスク軽減につながるプログラムやプロジェクトに投資するとともに、緊急対応計画を立案する必要があると強調した。

理事たちは、小国は、被災後に活用するより多くの金融取締の整備に努めるべきだという点で合意するとともに、予防的クレジットライン取締、地域保険プール、大規模災害債券などをより幅広く活用することを奨励した。また、自然災害被災国による、ラピッド・クレジットファシリティ及びラピッド・ファイナンシング・インストルメントの利用を歓迎するとともに、災害関連被害が甚大な国については、その年間のアクセス上限をクオータの60%まで引き上げるべきだとするスタッフの提言を支持した。

同時に理事会は、小国の気候事象に対する耐性の構築支援におけるIMFの能力開発の役割を強調した。

IMF、中央アフリカ共和国に対する支援を申し出

クリスティーヌ・ラガルド専務理事は、2017年1月に中央アフリカ共和国を訪問した際、脆弱国へのIMFのコミットメントを改めて確認した。訪問中に専務理事は、力強く包摂的な成長の実現、そして内戦で荒廃した同国が国民的和解を達成できるように支援を行うとの決意を表明した。

また専務理事は、この訪問中に国民議会でスピーチを行い、脆弱国との協力強化へのIMFのコミットメントを強調した。これは、2015年の国連SDGsにも組み込まれている。

専務理事は「脆弱性に対応するにあたり必要なのは、より多くの資金だけではないことは明白だ。平和構築、社会的結束の回復、機能する政府の構築など具体的な問題にも焦点をあてなければならない。ドナー間の密接な協調も重要だ。経済の安定性及び成長のための基盤の構築には、こうした包括的アプローチが必要だ。IMFは、こうした協調努力の一環として、中央アフリカ共和国やその他の国々に対して、多くの面で支援を行うことができる」と述べた。

イスラム銀行を採用する国の金融の安定性の確保

イスラム金融とは、シャリーアというイスラムの法律、原則、及び規則に従った金融サービスの提供をさす。シャリーアは、リバー(利息)の受け取りや支払い、ガラール(過度の不確実性)、マイスィル(投機行為)、空売り、また、社会に有害だとみなされる融資活動を禁じている。関係者は、取引のリスクと報酬を共有しなければならない。取引は、実体のある経済的目的を伴い過度に投機的性格を帯びておらず、どの関係者に対しても搾取を一切行ってはならない。

IMFは、イスラム銀行関連で加盟国と20年にわたり協力してきており、また銀行基準に関する事項について国際機関と協同している。近年定期的な加盟国との議論の場でイスラム銀行に関連するいくつかの事項が指摘されており、これまで以上にイスラム銀行について作業を進める必要がでてきた。

2017年2月、理事会はイスラム銀行について初の公式協議を行い、この分野でのIMFの役割に関する提言を採択した。この提言は、スタッフペーパー「イスラム銀行を採用する国の金融の安定性の確保(Ensuring Financial Stability in Countries with Islamic Banking)」に記されている。

理事たちは、イスラム銀行は、多くの加盟国にとり金融仲介と金融包摶を進展させ、経済発展のための資金を確保する機会を提供するものだという点に同意した。また、イスラム銀行の成長は規制監督機関に課題とリスクを提示していると指摘した。さらに、とりわけシステム上重要な国々の、イスラム銀行の金融の安定性及び健全な発展を促す政策枠組みの構築に向けた取り組みを強化するよう求めた。

理事たちは、IMFの経済サーベイランス、プログラム立案、及び能力開発で政策助言を展開しこれを提供するためにスタッフが提案したアプローチを支持した。また、スタッフに対し、イスラム銀行に対する規制の枠組みのギャップの解消に取り組んでいる国際的な基準設定機関などの国際機関を、引き続き支援していくよう求めた。

理事たちは、イスラム金融サービス委員会が作成した「イスラム金融銀行業規制のためのコアとなる諸原則(Core Principles for Islamic Finance Regulation for Banking)」を、IMF・世界銀行の基準と規範のイニシアティブの下で基準として正式に認めるという提案について、これを検討する必要があると指摘した。理事会承認のための正式な提言は、2018年度に作成される検討ペーパーに盛り込まれる予定である。

資本移動に対する世界的なアプローチ

資本移動は国際通貨制度の重要な側面であり、直接的・間接的に大きな利益をもたらす。同時にリスクもはらんでおり、各国の課題は、リスクを管理する一方でどのようにその利益を活用するかということである。2012年IMFは、加盟国への明確かつ一貫した政策助言を行うため、資本移動の自由化及び管理に関するIMFとしての見解をまとめた。

2016年12月、理事会はペーパー「資本移動:IMFの見解に係る経験の検証(Capital Flows—Review of Experience with the Institutional View)」について協議した。このペーパーは、資本移動に関連したマクロ経済・金融の安定性に関わる問題への対応そして資本移動の自由化の進展に焦点をあてるとともに、IMFの見解を通してこうした政策対応の解釈を試みたものだ。

理事たちは、この組織的見解の採択以降、その見解にまつわる経験がどうであったかという検証を歓迎した。また、この見解は引き続き適切であり、現時点において大きな見直しは必要ないと結論に達した。

理事たちは、資本受入れ国の政策課題は、引き続きボラティリティの管理を継続しつつも、一般的には資本流入急増への対応から、資本移動の逆流への対処の方にシフトしてきていると指摘した。また、政策対応は概ねIMFの見解と一致していると分析した。さらに、資本勘定の自由化の進展という漸進的なトレンドが続いていることを好意的に受け止めた。

理事たちは、マクロプルーデンス政策と資本移動政策の間の相互作用、なかでも資本移動に起因するシステム性金融リスクへの対処において、マクロプルーデンス政策枠組みが果たす役割に関するフォローアップ作業を支持した。また、資本移動への対応でIMFが、二国間・多国間合意を含め、より一貫したグローバルなアプローチを推進していることを評価した。さらに組織としての見解でも強調しているように、適切な政策対応を決定する際には、マクロ経済や金融の安定性をはじめ各国それぞれの検討事項を考慮する必要があると主張した。

公務員の給与と雇用の管理

公務員の給与及びその雇用政策は、公共サービスの効率的な提供や、経済が正常に機能するために不可欠である。また、財政政策や財政の持続可能性にも大きな影響を及ぼす。2016年5月の理事会の非公式セッションに提出された政策ペーパー「公務員の給与と雇用管理—制度、政策、改革課題(Managing Government Compensation and Employment—Institutions, Policies, and Reform Challenges)」では、公務員の給与総額に関する事項を検証している。

事例研究に関する補足資料を伴ったこのペーパーは、賃金支出圧力が、先進国・新興市場国、そして低所得途上国で今後数十年にわたりどのように上昇していくかその概要を示している。費用効果が高く財政の持続可能性を維持する手法で公共サービスを確実に提供するには、賃金支払い総額の効果的な管理が必要だ。同ペーパーは、このためには、制度の強化、適切な財政計画、競争力のある報酬、人口動態・技術の変化への柔軟な対応が必要だとしている。

G20参加国における構造改革の優先事項

2016年9月の中国でのG20サミットに先立ち、IMFスタッフは、「G20参加国における構造改革の優先事項(Priorities for Structural Reforms in G20 Countries)」という背景資料を作成した。このペーパーには、G20各メンバーに対する、政策、規制、及び制度の変更に関する提言が含まれている。これらは経済の機能を改善させる可能性があり、ほとんどすべての経済が潜在GDPを下回るなか、市場の効率性を向上させ成長を後押しすることができるかもしれない。

同ペーパーは、構造改革が、経済の発展レベル、経済サイクルのポジション、あるいは改革を支える能力といった各国の状況に十分に見合つたものであれば、成長を促進することができるとしている。国の需給ギャップが大きいほど、製品市場の規制緩和やインフラ投資といった構造改革を優先すべきである。

ソブリン債の条項の強化

理事会は、2014年に、パリパス条項及び集団行動条項の強化を新規の国際ソブリン債に含めることを支持した。この強化された条項は、IMFの融資枠組み改革を補完するのだ。IMFの融資枠組み改革は、債務の再編が必要と認められる場合のソブリン債務の時宜を得た秩序ある再編、及びシステムにかかる全体的な損失を削減するという包括的な目的の達成を支援することを目的としている。

2016年12月、IMFスタッフは、こうした強化された契約条項をソブリン債の契約に含むことに関する第二次進捗レポートを理事会に提出した。報告書は、強化された集団行動条項及び修正されたパリパス条項両者の組み込みで引き続き大きく前進していることを示した。強化された条項を含まない債務の残高は2016年10月31日現在で約8,460億ドルと引き続き巨額だったが、徐々に減少している。

コルレス銀行取引の撤退

コルレス銀行は、他の金融機関に代わりサービスを提供する金融機関である。電子送金を促し、ビジネス取引を行うとともに、預金を受け入れ、他の金融機関に代わり書類を集め。コルレス銀行は、国内の銀行が外国での取引で利用することが最も多く、国内銀行の海外における仲介者のような役割を果たす。

コルレス銀行との取引は世界貿易と経済活動を促すが、いくつのかの国では圧力にさらされており、なかでも途上国に大きな影響を及ぼしている。金融の脆弱性がこうした国や地域で高まっている。これは、こうした国や地域の国際的なフローが、数が減少しているコルレス銀行に集中している、あるいは他の代替的取り決めを通じ維持されており、コストの上昇を引き起こしかねないからである。こうした脆弱性は、金融サービスの価格の上昇や銀行の格付けにマイナスの影響を及ぼすなど、これらの国々の長期的成長見通しや金融包摂に害を及ぼす可能性もある。

コルレス銀行取引の縮小というトレンドは、2017年度のIMFの研究の焦点のひとつだった。2017年4月に理事会は「コルレス銀行取引の直近のトレンド:さらなる検証(Recent Trends in Correspondent Banking Relationships—Further Considerations)」というスタッフレポートについて議論した。このレポートは、2016年6月の「コルレス銀行取引の撤退:政策対応の重要性(The Withdrawal of Correspondent Banking Relationships: A Case for Policy Action)」という報告書に続くものである。2016年9月に、IMF及び世界銀行が共同で中東におけるコルレス銀行取引の撤退に関する報告書をまとめた。また、2017年4月には、ペーパー「太平洋小国のコルレス銀行をめぐる課題(Challenges in Correspondent Banking in the Small States of the Pacific)」が発表となった。2016年11月には、張涛IMF副専務理事がトリニダード・トバゴのポートオブスペインで開催された、2016年カリブ・ハイレベルフォーラムでスピーチを行った。IMFとトリニダード・トバゴ政府が開催したこのフォーラムには、同地域の首相4人、財務大臣4人、そして中央銀行総裁9人を含め100人以上が参加した。

スタッフレポートは、コルレス銀行取引の撤退の要因を、収益性とリスク管理に焦点を絞り検証し、政策対応及び業界のイニシアティブの可能性と影響を評価した。さらに、IMFが経済サーベイランス、金融セクター評価プログラム及び能力開発活動を通して、リスクを監視し加盟国に対し助言を行うというアプローチを提言している。これらの目的を達成するために、IMFは、FSB、世界銀行、G20、マネーロンダリングに関する金融活動作業部会、決済・市場 インフラ委員会をはじめとする関係者との連携を継続していく。

スタッフレポートに関する協議で理事たちは、世界貿易や送金の促進、経済の成長と開発支援でのコルレス銀行取引の重要性を強調した。また、コルレス銀行取引にかかる圧力に対応するための様々なイニシアティブを歓迎するとともに、要因が多数あることから、コルレス銀行取引の撤退への対応は、国特有の環境や地域の環境により、調整し優先付けを行い順序付ける必要があると注意を促した。また、公的・民間の関係者の共同努力を強化するとともに協調して行うことが重要であると述べ、この問題の対処でのIMFの重要な役割を強調した。

経済政策に対する包括的で一貫した協調的アプローチ

世界経済の低調な成長を後押しするための取り組みの効果についての懸念が、2017年度の経済政策に関する国際的な議論の中心だった。2016年9月、IMFは、ペーパー「政策余地が限られている場合のマクロ経済運営:経済政策への包括的で一貫した協調的アプローチ(Macroeconomic Management When Policy Space Is Constrained: A Comprehensive, Consistent, and Coordinated Approach to Economic



Policy)」を発表、「効果的な政策を講じる余地は存在しており、適切と判断される場合にこれを利用すべきだ」と論じた。

またこのペーパーは、最も期待できるアプローチには、政策の「包括的かつ一貫した協調的な」活用が必要だと主張した。

包括的な政策措置: 各国が政策の相乗効果を追求することで、個々の政策の効果がさらに拡大していく。これには、金融、財政、構造の各政策の相互補完的な活用が必要である。

一貫した政策枠組み: これは、必要に応じた短期的・中期的な調整を可能にしながら、長期的な政策期待を支える。

協調的政策: 主要国・地域間の協調的政策は、各国による政策措置の有益な効果を增幅させる。超低金利、大幅な需給ギャップという状況のなか、財政及び金融刺激策の国際的な協調は、世界のGDPを押し上げることができる。

データ

SDDSプラス

データ公表イニシアティブの最高クラスである「特別データ公表基準(SDDS)プラス」は、主に国際資本市場で先導的な役割を担い、その金融機関が世界的に相互に結びついている国及び地域を対象としている。2017年度、オーストリア、ブルガリア、カナダ、そしてデンマークの4カ国がSDDSプラスに加わった。

強化された一般データ公表システム

IMF理事会が2015年5月に承認した「強化された一般データ公表システム(e-GDDS)」のもと、各国当局は、IMFスタッフとの間で行う政策対話を支えるためデータの公表にコミットしている。データの発表は、事前に合意された発表スケジュールに合わせ

て行われねばならず、データはマシンツーマシンでのやり取りを含め容易にアクセスできるようになっている。

この取り組みは国際協力を促しており、たとえばアフリカ開発銀行と米州開発銀行が、情報テクノロジーインフラ(オープンデータプラットフォーム)の整備で物質的な支援を行っている。これにより、アフリカ及び西半球の一定の国々での国別データ概要ページが維持されている。

今年は、17カ国でe-GDDSの実施が進んだ。こうした国のうち13カ国(ベニン、ホンジュラス、ジャマイカ、マラウイ、ナミビア、パラグアイ、サモア、セネガル、シエラレオネ、スワジランド、タンザニア、ウガンダ、ザンビア)が、国別データ概要ページを発表した。

データギャップ・イニシアティブ

2016年9月G20のリーダーは、データギャップ・イニシアティブの第二段階(DGI-2)に関する第一次進捗報告書を歓迎した。また、20の提言の実現のための行動計画案を支持した。このイニシアティブを前進させるため、2017年のDGI-2のワークプログラムは、データ共有、保険部門におけるシステムリスクのデータギャップ、制度部門勘定、及び金融健全性指標といった特定テーマを扱う4件のワークショップなどを掲げていた。

通貨構成に関する新たなデータの発表

2017年3月IMFは、公的外貨準備の通貨別構成(COFER)に関する四半期データを発表、また中国の通貨である元の保有高も初めて個別に公表した。2016年2月26日IMF理事会は、COFERサービスを修正し、2016年10月1日付で元を個別に発表できる



ようにすることで合意していた。これは、元を特別引出権の通貨バスケットに加えるとした判断に合わせたものだった。

アルゼンチン、国際基準を採用

アルゼンチンのマクロ経済統計の改善に向けた取り組みを理事会はモニタリングしているが、これを支えるため、IMFは2016年に、同国の統計局である国家統計センサス局(INDEC)に技術支援のための訪問団を3回派遣した。うち2回は、新たな全国消費者物価指数の開発を点検し支援した。2017年7月に発表予定であるこの指標は、同国の6地域それぞれの指標を含んでおり国際基準及び最善慣行を概ね反映している。3回目の派遣では、アルゼンチンの対外部門勘定が最新の統計基準と合致するよう支援した。

国際金融の安定性のための通貨金融統計

IMF統計局は、能力開発のための取り組みを通じ、通貨統計の範囲をノンバンク金融機関まで拡大するよう働きかけを継続している。これは、バランスシート・アプローチのマクロ金融サーベイランスへの応用を促す。2017年4月時点で、ノンバンク金融機関に関するデータが、47か国について入手可能となっている。

金融健全性指標に関するワークショップ

IMFの金融健全性指標(FSIs)は、金融システムの強度と脆弱性の評価を支え、金融の安定性分析やマクロプルーデンス政策の立案に重要な情報を提供する。IMFスタッフは、加盟国経済の健全性の定期審査の一環として、FSIsについて報告することを義務付けられている。

2017年4月IMFはFSIsに関するワークショップを開催した。これには36か国、七つの国際機関から80人以上が参加した。このワークショップは、情報に基づいたFSIsの優先リストの選択及びFSI集計ガイドの改訂を行うためのものだった。参加者は、FSIs集計の統一枠組みは、マクロプルーデンス政策及び金融の安定性の分析で有益だとして、このためのIMFの取り組みに強い支持を表明した。また、FSIsの対象範囲を拡大しその他の金融会社のサブセクターまで含めることを支持した。

1年を通じ、IMF統計局は、FSIsの集計・公表で加盟国を支援するため、知識共有のためのセッションを開催した。これには、特定活動にかかる日本管理勘定及びイギリスの国際開発省が資金を拠出している。こうした努力により、FSIを報告する国の数は2009年末の46カ国から2017年4月には124カ国にまで増加した(図2.1)。アフリカのFSI報告国数は、2013年末には5カ国だったのが、2017年4月には26カ国にまで増加した。

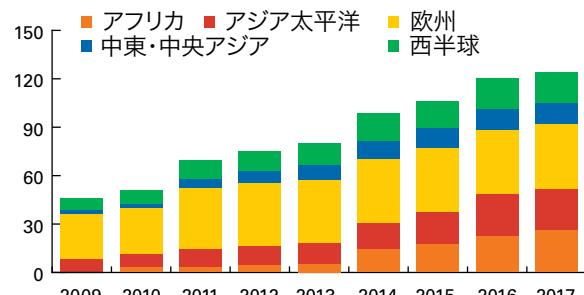
金融アクセスサーベイ

世界銀行の推計によると、世界の成人人口の半分以上に相当する生産年齢にある成人20億人が、フォーマルな金融機関に口座を持っていないという。金融包摶のための取り組みは、全ての世帯や企業が、その所得レベルにかかわらず、生活の向上に必要な適切な金融サービスにアクセスすることができ、また、これを効果的に活用することができるようになることを目指している。

IMFは毎年、金融包摶に関するデータ源である「金融アクセスサーベイ」を作成している。伝統的な金融服务提供者及びデジタル金融サービスからのデータを基にした第7次サーベイが2016年10月に発表となった。このデータベースは、2004年から2015年の期間に渡って、最大189カ国を対象に、150以上の系列をカバーしている。

2016年にG20は金融包摶の拡大におけるデジタル金融サービスの役割を認めた。これがG20の金融包摶指標の見直しにつながった。金融アクセスサーベイは、2012年より同指標の公式なデータ源となっている。

**図2.1
金融健全性指標－報告国数、
地域別、2009～2017年**



出所：IMFスタッフ算出

金融包摶に係るジェンダー関連統計への関心の高まりから、複数の政府の関連統計の集計及び公表能力を測るために調査を試験的に行った。この結果は、最新の調査結果とともに金融アクセスサーベイのウェブサイトで入手することができる。

基準と規範のイニシアティブ

「基準及び規範」とは、制度的環境の側面、つまり、経済政策・金融部門政策のルールを示すものだ。十分に規制され透明性に富んだ制度を備える国は、経済はより健全で金融がより安定している傾向にある。つまり、国際的に認められた基準と規範の採用はその国自身の利益となる。

世界金融危機により、国際的な基準の順守は極めて重要だが一方で危機予防のひとつの要素に過ぎないことが明白になった。ギャップや脆弱性が残存しており厳格なフォローアップが不可欠となっている。いくつかの分野で基準及び規範が最善慣行の変化に合わせ更新された。他の分野については、検討中となっている。

IMF及び世界銀行は、大きく以下の3分野で国際基準を評価している。

- 政策の透明性:これら分野の基準はIMFが開発した。財政政策の透明性の分野では、IMFの財政の透明性に関する規範の4本柱のうち3本が公表されている。天然資源からの収入の管理に関する4本目の柱は現在開発が進んでおり、公開聴聞が2回行われ現場での試験的運用も複数回行われている。
- 金融部門の規制と監督:これら分野の基準と関連する評価手法が基準設定専門機関により開発された。加えて、このイニシアティブの2017年の見直しのなかで、危機解決のための新たな基準がIMF理事会で承認のため審議される。
- 制度及び市場インフラ:この分野の基準と関連する評価手法が基準設定専門機関により開発された。IMF及び世界銀行も重要なインプットを提供した。

以上に加え、危機解決及び預金保険の分野の基準一つが、このイニシアティブの2017年の見直しのなかでIMF理事会で承認のため審議される。

基準及び規範の順守の評価は、加盟国の要請を受けIMF及び/あるいは世界銀行が行う。データ公表の順守についても毎月、IMFの特別データ公表基準の採用国に対してモニタリングする。財政の透明性の評価は、財政の透明性に関する規範を基準に各国を評価する。

2017年の基準と規範のイニシアティブの見直し

2011年の前回の「基準と規範のイニシアティブ」の見直し以降、データ及び統計でいくつかの改善がなされた。たとえば、2012年にはSDDSを強化しSDDSプラスを立ち上げるとともに、2015年にはGDDSを強化した。2012年には各国のデータの質を包括的に評価するための「データ品質評価枠組み」が更新された。これは、新たな評価をめぐる経験や、統計手法の更新（「2008年国民経済計算マニュアル」、「2009年国際収支・国際投資ポジションマニュアル第6版」）に加え、2018年の世界金融危機以降に金融統計の対象範囲をその他の金融機関まで拡大したことなどを反映させるために行われた。

財政における透明性

財政の透明性:過去、現在、そして将来に渡り、財政に関して包括的で明瞭かつ信頼でき、さらに時宜を得た意味のある公的な報告は、効果的な財政運営及び説明責任に不可欠である。これは、政府が経済に関する決定を下す際に、政策の変更に伴うコストと利益や財政見通しへの潜在的リスクなどを含め、財政の正確な全体像を確実に把握するうえで有益である。またこれは、議会、市場、そして市民が政府に説明責任を課すうえで必要な情報を提供する。さらに、財政の透明性は、財政動向の国際的な監視を促すとともに国家間で財政問題が波及するリスクの低減に役立つ。

IMFの「財政の透明性に関する規範」及び評価は、IMFが現在進めている加盟国の財政のモニタリング、政策立案、及び説明責任の強化のための取り組みで重要な位置を占める。この規範は、公共財政に関する情報公開の国際的基準となっている。これは、(1)財政報告、(2)財政見通しと予算編成、(3)財政リスクの分析と管理、(4)天然資源からの収入の管理の4本柱を中心とした一連の原則からなる。透明性の原則それぞれについて、同規範は、基礎レベル、優良、上級に分類、加盟国に規範の完全順守までの一里塚を提供するとともに、IMFの多様な加盟国に確実に適用できるようになっている。

2017年度、IMFは、グアテマラ、ケニア、チュニジア、イギリスを対象に行つた財政の透明性評価を公表した。

グアテマラは、透明性の向上と腐敗への対策で実質的な改革に着手した。入手可能な情報は豊富で公的部門の予算の執行に関連するシステムが設置されており、国民が豊富な財政データに容易にアクセスできるようになっている。改善すべき主な分野は、公的部門勘定の連結及び財政リスクの管理となっている。

公共サービスとインフラへの圧力が増すなか、ケニアでは大々的な地方分権改革により財政の透明性が極めて重要となっている。2024年に東アフリカのパートナー国と通貨同盟の結成を計画しているなか、なおさらこれが重要となっている。ケニアは、

複数の規範の基準で優良と評価された。また4本柱のうち3本について、13の原則で優良もしくは上級、16の原則で基礎レベルと評価された。財政予測と予算は概ね優良もしくは上級レベルに達しているが、今後の支出推計の信頼性、投資プロジェクトの管理及び監督、修正予算の公表、支出プログラムと中期分野別優先事項の調整で改善が期待できる。また、財政報告及び財政リスク管理で脆弱性が特定されるなど、評価は、同国政府がこうした分野で前進する適切な基盤となった。

2011年の革命後チュニジアでは、公共財政管理の近代化や財政の透明性の向上など政治制度が大きく変化した。規範ではいくつかの分野で優良評価を得たものの、同国のような慣行が国際基準に達するには多くの分野で改善が必要となっている。評価された諸原則のうち、10件が優良もしくは上級、11件が基礎レベルだったが、14件で基準に満たなかった。現在細分化されている情報の一元化とその公開により、短期間で財政の透明性を向上させることになろう。

イギリスは、規範の4本柱すべてで高スコアを獲得した。評価された原則のうち、23件で上級レベル、10件で優良、9件で基礎レベルとの評価を受けた。透明性慣行は、財政報告と天然資源からの富の収入で最も高い評価を受けた。透明性は、4原則で基礎的慣行レベルに達していなかった。



融資

IMFの融資は、国際収支上の困難への対処や、経済の安定化と持続可能な経済成長の回復に取り組む加盟国を支援するものである。この危機解決という役割がIMFの融資の中核である。同時に、世界金融危機により、負のショックに対応する国を支援するための効果的なグローバル金融セーフティネットの必要性が浮き彫りとなった。このことから、直近の融資制度改革の主な目的は、IMFの危機解決者としての伝統的な役割を新たな危機予防ツールで補完することにあった。IMFは開発銀行と異なり、特定のプロジェクトに対する融資は行わない。IMFは、外貨不足に陥る可能性のある国に融資し、経済政策を修正し、自国や他の加盟国の経済に打撃となるような措置に頼ることなく成長を回復するための時間的猶予をもたらす。おおまかには、IMF融資には二つのタイプがある。非譲許的金利で実行される融資と、より貧しい国に譲許的な条件で実行する融資である。なお後者の金利は低く抑えられているか、あるいはゼロ金利が設定されているものもある。



非譲許的融資活動

2017年度、理事会は非譲許的融資制度の下で15件の取極を承認した。その総額は982億SDR(1,347億ドル。米ドル換算。2017年4月28日現在のSDR/米ドル換算レートは0.729382)となっている。これらコミットメントのうち78%をフレキシブル・クレジットラインの下での3加盟国向けの予防的取極が占めた(メキシコ:624億SDR、コロンビア:82億SDR、ポーランド:65億SDR)。これらフレキシブル・クレジットラインの下での3件の取極はすべて、期限切れとなったか、あるいはキャンセルされた前取極からの継続取極となっている。

残りは、14%を拡大信用供与措置下での取極が占めた(エジプト:86億SDR、チュニジア:21億SDR、スリランカ:11億SDR、ヨルダン:5億SDR、ボスニア・ヘルツェゴビナ:4億SDR、コートジボワール:3億SDR、ジョージア:2億SDR、モルドバ:1億SDR)。また、スタンドバイ取極は新規取極の5%を占めた(イラク:38億SDR、ジャマイカ:12億SDR、スリナム:3億SDR)。

また、モロッコ向けの予防的流動性枠の後継取極が25億SDRと残りの3%を占めている。表2.1は、今年度に承認された取極の一覧、図2.2は過去10年間で承認された取極の詳細を示している。

表2.1

2017年度(年度末2017年4月30日)に承認された一般資金勘定の取極

(100万SDR)

加盟国	取極	発効日	承認額
新規取極			
ボスニア・ヘルツェゴビナ	36ヶ月拡大信用供与措置	2016年9月7日	443.0
コロンビア	24ヶ月フレキシブル・クレジットライン	2016年6月13日	8,180.0
コートジボワール	36ヶ月拡大信用供与措置	2016年12月12日	325.2
エジプト	36ヶ月拡大信用供与措置	2016年11月11日	8,596.6
ジョージア	36ヶ月拡大信用供与措置	2017年4月12日	210.4
イラク	36ヶ月スタンドバイ取極	2016年7月7日	3,831.0
ジャマイカ	36ヶ月スタンドバイ取極	2016年11月11日	1,195.3
ヨルダン	36ヶ月拡大信用供与措置	2016年8月24日	514.7
メキシコ	24ヶ月フレキシブル・クレジットライン	2016年5月27日	62,388.9
モルドバ	36ヶ月拡大信用供与措置	2016年11月7日	86.3
モロッコ	24ヶ月予防的流動性枠	2016年7月22日	2,504.0
ポーランド	24ヶ月フレキシブル・クレジットライン	2017年1月13日	6,500.0
スリランカ	36ヶ月拡大信用供与措置	2016年6月3日	1,070.8
スリナム	24ヶ月スタンドバイ取極	2016年5月27日	342.0
チュニジア	48ヶ月拡大信用供与措置	2016年5月20日	2,045.6
合計			98,233.8

出所: IMF財務局

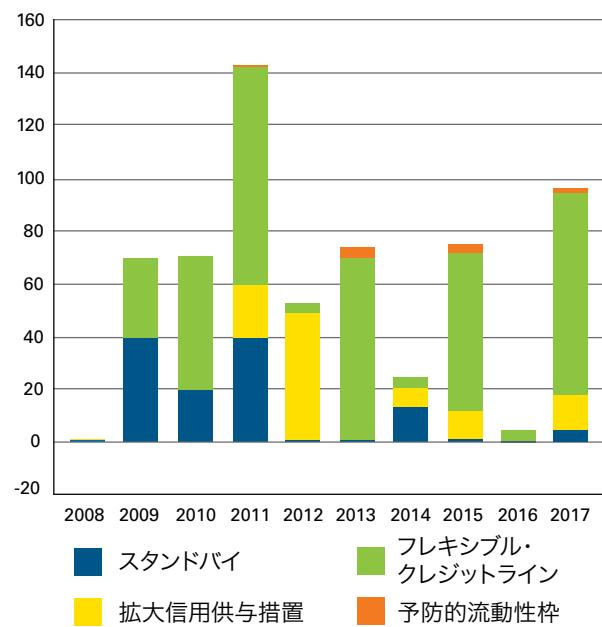
2017年度のGRAからの融資取極下での「買入れ」と呼ばれる支払いは合計で58億SDRだった(80億ドル)。買入れの90%はエジプト、イラク、パキスタン、スリランカ、チュニジア及びウクライナによるものだった。これらに加え、2016年7月、理事会はエクアドルに対しラピッド・ファイナンシング・インストルメント下での2億6,160万SDR(約3億5,870万ドル)の買入れを承認した。

GRA借り入れ

IMFはクオータをベースとした組織であり、クオータ資源は、第14次クオータ一般見直しでクオータ増額が実現した結果、倍増した。しかし、借り入れによる資金も引き続きクオータ資源を補完するうえで重要な役割を果たしている。新規借入取極(NAB)は、38の参加者との間の一連の与信取極で合計額は約1,800億SDRに達する。NABがこのクオータに次ぐ第二の防衛線としての機能を果たし、二者間借入は、クオータ、NABに次ぐ第三の防衛線の役割を担う。

図2.2

2008～2017年度(年度末4月30日)
に承認された一般資金勘定の取極
(10億SDR)

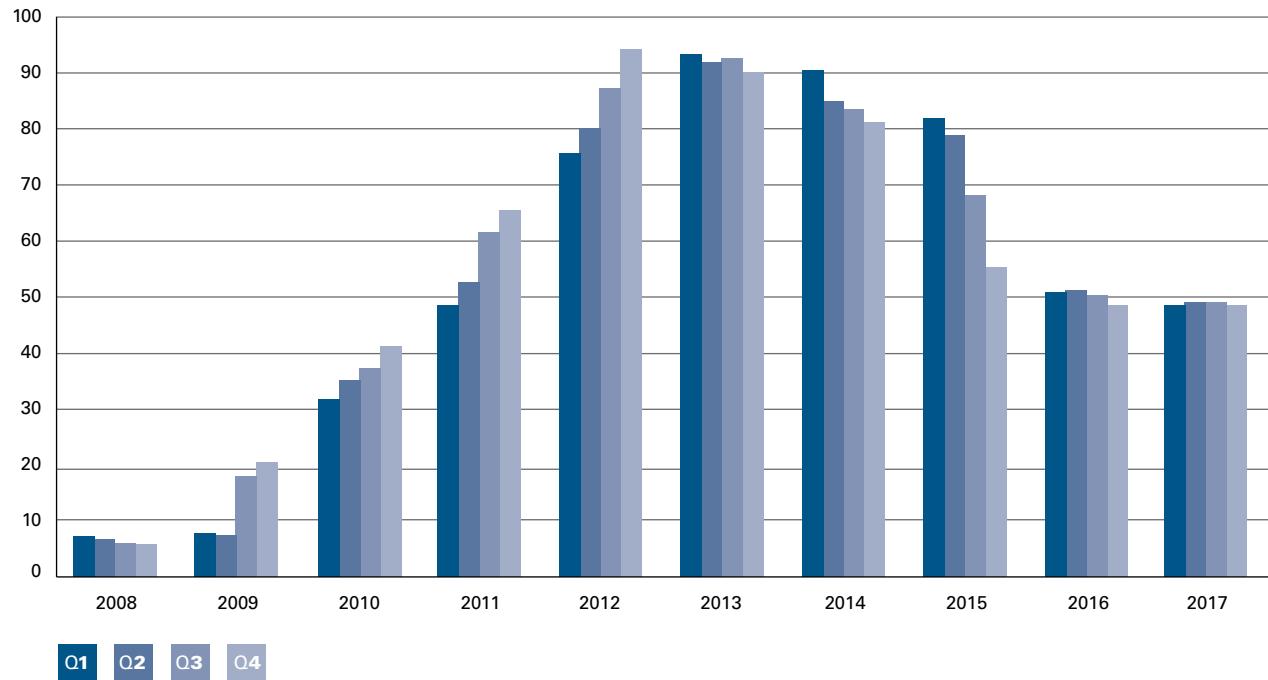


出所：IMF財務局

メキシコは、880億ドルの
フレキシブル・クレジット
ラインを予防的取極として
扱う予定だが、危機予防の
ためにいつでもこれを利用
することができる。



図2.3
2008～2017年度の非譲許的融資残高の推移
(10億SDR)



出所：IMC財務局

2016年8月、世界経済は引き続き不確実性を抱え構造的なシフトが続いている。これを背景にIMFの理事会は、二者間借入の新たな枠組みを承認した。これにより、IMFは加盟国からの二者間借入を引き続き一時的に利用することができるようになり、結果、融資能力の急激な低下を回避することができる。新規枠組みのもとでの借入合意は、共通の期限を最長で2020年12月31日に設定、第一段階の期限を2019年12月31日までと

し、債権者の合意を得てさらに1年延長することができると定めている。2017年4月30日現在、二者間借入で35加盟国が合計3,000億SDR(4,000億ドル)にコミットしている。

2016年11月、IMF理事会は、2017年11月から2022年末までNABの5年間の更新を新たに承認した。

表2.2

IMF一般資金勘定からの融資の条件

この表は主な非譲許的融資制度を示している。スタンドバイ取極は、長期にわたりIMFの中核的な融資制度として機能している。2007年～2009年の世界金融危機を受けIMFは融資制度を強化した。その主な目的は危機防止制度の強化で、フレキシブル・クレジットライン(FCL)と予防的流動性枠(PLL)を設置した。加えて、それまでのIMFの緊急支援政策に取って代わる、多様な環境で利用することができる、ラピッド・ファイナンシング・インストルメント(RFI)も設置された。

融資制度(導入年)	目的	条件	分割供与及びモニタリング
スタンドバイ取極(SBA) (1952年)	短期的性格の国際収支上の問題を抱える国への短期・中期的支援	加盟国の国際収支上の問題が合理的な期間内に解決されるとの信頼に足る政策の採用	通常は、パフォーマンス基準と他の諸条件の順守を条件とする、四半期ごとの買入れ(引出し)
拡大信用供与措置(EFF) (1974年) (拡大取極)	長期的性格の国際収支上の問題に対処するための加盟国の構造改革を支援する、より長期的な支援	構造面での課題を含んだ最長4年間のプログラムを採択し、今後1年間の政策の詳細を提示	パフォーマンス基準や他の条件の遵守を条件に、四半期または半年ごとの買入れ(引出し)
フレキシブル・クレジットライン(FCL) (2009年)	潜在的あるいは実体化しているかを問わず、全ての国際収支上の必要に対応する柔軟性の高いクレジット・トランシュの制度	事前のマクロ経済ファンダメンタルズ、経済政策枠組みが極めて強固で、優れた政策実績を有する	取極期間を通じ迅速なアクセス承認。2年間のFCLは、1年後に中間レビューを受ける
予防的流動性枠(PLL) (2011年)	健全な経済ファンダメンタルズと政策を実行する国たための制度	強固な政策枠組み、対外ポジション、市場アクセスを持ち、金融部門も健全であること	早い段階での大規模アクセス。1～2年のPLLについては、半年ごとにレビューを行う
ラピッド・ファイナンシング・インストルメント(RFI) (2011年)	緊急を要する国際収支上のニーズを抱える全ての加盟国への迅速な金融支援	国際収支上の問題の解決努力(事前の措置を含む場合あり)	完全なプログラムやレビューを必要としない即時買入れ

出所: IMF財務局

¹ 一般資金勘定(GRA)からのIMFの融資は、主に、加盟国が払い込む資本で賄われる。各加盟国には資金上のコミットメントを示す「クオータ」が割り当てられる。各加盟国はその一部をIMFが受け取り可能な外国通貨あるいは特別引出権(SDR)、残りを自国通貨で払い込む。IMF融資は、借入国が自国通貨で外国通貨をIMFから買うことによって供与、つまり引き出される。融資の返済は、外国通貨で自国通貨をIMFから買い戻す形となる。

² GRAから供与された資金にかかる基本金利は、毎週改定されるSDR金利にベースで表されたマージンを上積みしたものである(現在100ペーススポイント)。この料率は、IMFの毎会計四半期の間に引き出された一般資金勘定の全残高の日残に対して適用される。さらに、0.5%の1回限りのサービスに対する料率が、リザーブ・トランシュ以外の一般資金勘定内のIMF資金の引出しに対して課される。また、先行して払うコミットメント・フィー(コミッ

利用限度 ¹	手数料 ²	返済ケジュール (年数)	分割払い間隔
年間: クオータの145% 累積: クオータの435%	基本金利+上乗せ金利(クオータ比187.5%を超える額については200ベーシスポイント、借入残高がクオータ比187.5%を超える状態が36カ月以上続いている場合は、さらに100ベーシスポイントを上乗せ) ³	3½-5	四半期
年間: クオータの145% 累積: クオータの435%	基本金利+上乗せ金利(クオータ比187.5%を超える額については200ベーシスポイント、借入残高がクオータ比187.5%を超える状態が51カ月以上続いている場合は、さらに100ベーシスポイントを上乗せ) ³	4½-10	半年
事前制限なし	基本金利+上乗せ金利(クオータ比187.5%を超える額については200ベーシスポイント、借入残高がクオータ比187.5%を超える状態が36カ月以上続いている場合は、さらに100ベーシスポイントを上乗せ) ³	3½-5	四半期
6カ月間: クオータの125%。1~2年間の取極は、承認と同時にクオータの250%が利用可能:十分な改善が12カ月続いた後は、クオータの計500%	基本金利+上乗せ金利(クオータ比187.5%を超える額については200ベーシスポイント、借入残高がクオータ比187.5%を超える状態が36カ月以上続いている場合は、さらに100ベーシスポイントを上乗せ) ³	3½-5	四半期
年間: クオータの37.5% 累積: クオータの75%	基本金利+上乗せ金利(クオータ比187.5%を超える額については200ベーシスポイント、借入残高がクオータ比187.5%を超える状態が36カ月以上続いている場合は、さらに100ベーシスポイントを上乗せ) ³	3½-5	四半期

トメント額に対し、クオータの115%未満については15ベーシスポイント、クオータの115%超575%未満の部分に対しては30ベーシスポイント、クオータの575%超の部分に対しては60ベーシスポイント)が、スタンダード取極、フレキシブル・クレジットライン、予防的流動性枠および拡大取極のもとでの、各期間(毎年)の引出し可能額に適用される。この手数料は、取極のもとで後に行われる実際の引出し額に応じて払い戻しが行われる。

³上乗せ金利(サーチャージ)は、2000年11月に導入された。新たな上乗せ金利の制度が2009年8月1日に施行となり2016年2月17日に更新されたが、既存の取極はある程度限定的にこの規則外として扱われる。

表2.3
譲許的融資制度

低所得途上国は、以下の譲許的融資3制度の利用が可能。

	拡大クレジット・ファシリティ (ECF)	スタンバイ・クレジット・ ファシリティ(SCF)	ラピッド・クレジット・ファシリティ (RCF)
方針	力強く永続的な貧困削減及び成長と整合的な、安定かつ持続可能なマクロ経渓の実現・維持に取り組む低所得途上国を支援		
目的	長期化している国際収支上の問題に対処	短期的な国際収支上のニーズを解決	喫緊の国際収支上のニーズに応えるために融資へのアクセスは低次
適格性	貧困削減・成長トラスト(PRGT)下で適格性を有する国		
条件	長期化した国際収支上の問題、取極期間を通じ実際の融資ニーズ(融資承認もしくは実行時においてはその限りではない)	承認時、潜在的な(予防的利用)もしくは実際の短期的な国際収支上のニーズ。引出しの際は実際のニーズがなければならない	高次クレジット・トランシュ(UCT)タイプのプログラムが不要または不可能な場合の緊急の国際収支上のニーズ ¹
貧困削減成長戦略	IMF支援プログラムは、加盟国の貧困削減成長目標と整合的で、社会支出をはじめとする優先支出を保護する政策の支援を目指すべきである		
	貧困削減戦略(PRS)文書の提出	PRS文書の提出は不要。融資ニーズが続く場合は、SCF利用国は、関連するPRS文書の提出を伴うECFを要請	PRS文書の提出は不要
コンディショナリティ	UCT: 調整過程とタイミングで柔軟に対応	UCT: 短期間で国際収支上のニーズの解決を図る。	UCTなし、事後レビューが基本で、コンディショナリティなし。繰り返し利用する場合は、実績を重視(ショック枠は除く)
アクセスポリシー	年間: クオータの75%まで。累積: クオータの225%まで(予定されている返済分は除く)。利用限度は、全てのPRGT残高を基本とする。例外的アクセス: 年間: クオータの100%。累積: クオータの300%(予定されている返済分は除く)	基準と二次的制限 ²	
	アクセス基準: 全ての制度下でのIMFの譲許的融資の残高の合計がクオータの75%未満の場合は、3年間のECFにつきクオータの90%。譲許的融資の残高がクオータの75%～150%の国は、3年間取極でクオータの56.25%	アクセス基準: 全制度の下でのIMFの譲許的融資の残高がクオータの75%未満の場合は、18ヶ月のSCF取極でクオータの90%。譲許的融資の残高がクオータの75%～150%の場合は、18ヶ月の取極でクオータの56.25%	RCFアクセスには基準なし 二次的制限(UCTコンディショナリティがないことから): RCFの借入残高がいずれの時点においてもクオータの75%を超えることはできない(予定されている返済分を除く)。RCF下での利用限度は、12ヶ月間クオータの18.75%、ショック枠ではクオータの37.5%とする。2015年7月1日以降にRFI下で行われた買入は、適用される年間・累積の限度に加算される。

	拡大クレジット・ファシリティ (ECF)	スタンドバイ・クレジット・ ファシリティ(SCF)	ラピッド・クレジット・ ファシリティ(RCF)
融資条件³	金利: ゼロ 返済期間: 5½–10年	金利: ゼロ 返済期間: 4–8年	金利: ゼロ 返済期間: 5½–10年
		アペイラビリティ・フィー: 予防的 利用で、利用可能だが引き出して いない額につき0.15%	
ブレンディング		一人当たりの所得及び市場アクセスに基づく。債務の脆弱性とリンク	
予防的利用	不可	可: 承認時は年間の利用限度は、不可 クオータの56.25%まで。承認時、 年間の平均アクセスは、クオータの 37.5%を超えることはできない	
期間・連続利用	3–4年(5年まで延長可)。連 続利用可	12–24カ月。利用は、5年間で 2½年まで ⁴	早い段階での支払い。連続利用は可能だが、利 用限度など他の要件が付随することも
並行利用	一般資金勘定(拡大信用供与措 置、スタンドバイ取極)	一般資金勘定(拡大信用供与措 置、スタンドバイ取極)及び政策支 援インストルメント	一般資金勘定(ラピッド・ファイナンシング・イン ストルメント、政策支援インストルメント)、RFI 下での借入はRCFの限度額に加算される。

出所: IMF財務局

¹ UCTスタンダードコンディショナリティはプログラムに関連した一連の条件で、IMF資金を適切に保護しつつ、資金が確実にプログラムの目標を支え
るようにするためのもの。

² アクセス基準は、譲許的融資の借入残高がクオータの150%を超える場合は適用されない。この場合アクセスは、クオータの225%の利用限度(例外
的アクセスの場合は同300%)、IMF支援が今後必要になるか、そして返済スケジュールを考慮し決定。

³ IMFはPRGT下の全ての譲許的融資の金利を2年ごとに見直す。直近の見直しは2016年10月に行われ、理事会は、修正された金利設定メカニズ
ムを承認。これは、SDR金利が0.75未満である限り、2018年12月末まで事実上ECF及びSCFのゼロ金利を延長するもの。2015年7月に、理事会は
RCFの金利を恒常的にゼロと定めた。

⁴ 予防的SCFsは、期限には加算されない。

譲許的融資活動

2017年度、IMFは低所得途上国に対し、貧困削減成長トラスト（PRGT）が支援するプログラム下で合計11億SDR（15億ドル）の融資にコミットした。譲許的融資の融資残高は2017年4月末で52加盟国に対し合計63億SDRとなっている。表2.4は、IMFの譲許的融資制度の下での新規の取極及びアクセスの拡充の詳細を示す。図2.4は、過去10年間の譲許的融資の融資残高の推移を示している。

IMFの譲許的融資の枠組みは、ニーズの変化を考慮し定期的に見直される。2015年、低所得途上国のための金融セーフティネットが強化された。これは、ポスト2015年国連のSDGsの達成に向け努力する各国を支援するための国際社会のより広範な取り組みの一環として行われた。主な変更点は次の通り。(1) PRGTのアクセス基準及び利用限度額を50%引き上げ。(2) IMFよりPRGTとGRA資金のブレンドという形で支援を受けている国に対する資金の譲許的融資・非譲許的融資の割合を、1:1から1:2とする。(3) ラピッド・クレジット・ファシリティ下での、紛争や自然災害で脆弱な状態にある加盟国を支援するための迅速な資金供与についてはその金利を恒常的にゼロとする。

続いて2016年11月に行われた理事会の協議で、PRGT適格国のGRAへのアクセス、ブレンディングに関する政策、アクセスを決定する際の基準の役割など、この金融セーフティネットの活用に関する様々な側面が明確になった。以上に加えて、

表2.4

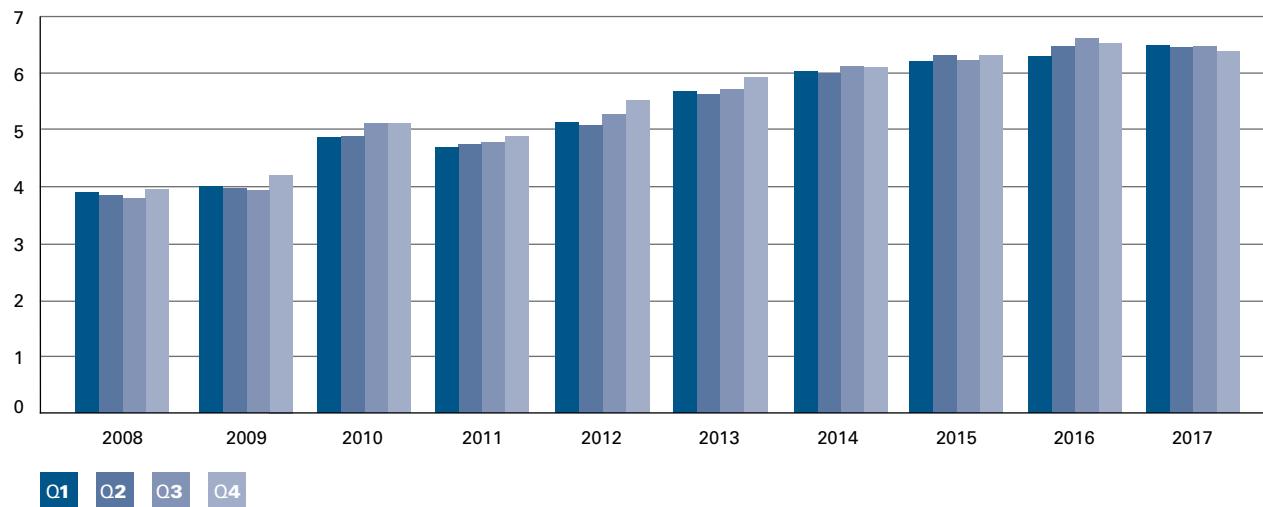
2017年度の貧困削減・成長トラストで承認または拡充された取極
(100万SDR)

加盟国	発効日	承認額
新規3カ年拡大クレジット・ファシリティ		
アフガニスタン	2016年7月20日	32.4
ベナン	2017年4月7日	111.4
中央アフリカ共和国	2016年7月20日	83.6
コートジボワール	2016年12月12日	162.6
マダガスカル	2016年7月27日	220.0
モルドバ	2016年11月7日	43.1
ニジェール	2017年1月23日	98.7
小計		751.8
拡大クレジット・ファシリティの取極の拡充¹		
ブルキナファソ	2016年12月16日	4.5
チャド	2016年11月11日	33.6
リベリア	2016年12月16日	27.7
マラウイ	2016年6月20日	34.7
マリ	2016年6月8日	68.0
小計		168.5
新規スタンダードバイ・クレジット・ファシリティ取極		
ルワンダ	2016年6月8日	144.2
小計		144.2
ラピッド・クレジット・ファシリティでの供与		
ハイチ	2016年11月18日	30.7
小計		30.7
合計		1,095.1

出所：IMF財務局

¹拡充の場合は増額分のみを表示

図2.4
2008～2017年度の譲許的融資残高の推移
(10億SDR)



出所: IMF財務局

- 2016年10月、2018年12月31日まで全ての譲許的融資の金利をゼロと定めた。金利設定メカニズムも、世界の金利が低い間は引き続きゼロとするよう修正された。
- 2017年5月、IMFは、PRGT適格国も含め、大規模な自然災害により国際収支の圧力に突然さらされた国に対しより良い支援をするための選択肢を検討した。

新たなPRGT融資財源として、最大110億SDRを調達するための資金調達活動が始まった。これは、最貧困・最脆弱国を対象としたIMFの譲許的融資の継続を支えるために必要となっている。新興市場及び先進国・地域を含む14の新たな貸し手を含め、28の潜在的拠出者にアプローチしたところ、2017年4月30日時点で16カ国が参加の意思を明らかにした。このグループのうち、10件の新規融資拠出がまとめられており、合計額は77億SDRとなっている。このなかには、新たな貸し手であるスウェーデンも含まれている。

債務救済に目を向けると、「重債務貧困国(HIPC)イニシアティブ」は、39カ国の適格国・潜在的適格国のうち36カ国が支援を受けるなど概ね完了した。これには2015年4月に1,700万SDRの債務救済を受けた直近の受益者であるチャドを含む。

一方IMFは、2015年2月に設立した「大災害抑制・救済基金(CCRT)」を通じ、適格国に債務救済のためのグラントを提供することができる。CCRTは、他国に影響を及ぼす可能性がある人命を脅かし急速に拡大する伝染病を含めた甚大な自然災害や、巨大地震など壊滅的な被害をもたらす災害に襲われた国への例外的な支援を行う。現在までに、ギニア、リベリア、セラレオネの3カ国がCCRTの下で債務救済を受けた。加えて、2010年には、ハイチがCCRTの前身である大災害後債務救済基金から、1億7,800万SDRに上る債務の全額救済を受けている。

プログラムデザイン

プログラム終了後のモニタリングのための枠組みを強化する
 世界金融危機以降、IMFの融資は急激に拡大した。すでにプログラムが終了したがIMFに対する借入が多く残っている国については、プログラム終了後のモニタリング(PPM)が、IMFの密接な関与のための枠組みとなっている。これは、IMFのセーフガード構造で重要な位置を占めており、加盟国のIMFへの返済能力に焦点を絞りIMFの資源に大きな損害をもたらしかねない政策について早期に警告を行っている。

2016年7月、理事会は、スタッフレポート「プログラム終了後のモニタリングのための枠組みの強化(Strengthening the Framework for Post-Program Monitoring)」について議論した。この報告書は、現政策の立案・実施の強化の必要性に対応したもので、リスク評価の改善に向けたPPM報告書の内容の変更のための選択肢を明らかにした。また、近年IMF融資が大幅に増加していることを踏まえ、PPMの閾値をIMFのバランスシートやPRGTにかかるリスクに合わせ調整することについても議論している。

IMFスタッフは、返済能力にかかるリスクをより詳細に分析する一段とリスクベースでかつ焦点を絞ったPPM枠組みに移行することを提言した。このペーパーは、借入残高の絶対的な規模をとらえるための指標、そしてカントリーリスクの規模を分析するクオータベースの指標という、二つの指標を基準とした混合型のPPM閾値を提示した。

理事会は、よりリスクベースで焦点を絞ったPPM枠組みへの移行を支持し、リスクの分析とモニタリングのための革新的な技術と指標を歓迎した。また、IMFからの大規模な借入金を適切にモニタリングするうえで有効な閾値を設定する価値があるとし、こうした閾値をIMFの損失吸収能力に合わせ調整することは合理的であるとした。

理事たちは、クオータベースの閾値はバックストップとして維持すべきだという点で合意した。閾値を、IMFの一般資金勘定下での大規模な借入に対しレベルベースのサーチャージを課す水準に近い、クオータの200%まで引き上げることに対する支持もあった。

政策支援インストルメント

「政策支援インストルメント(PSI)」は、IMFの金融支援を希望しないもしくはこれが必要ではない低所得途上国向けの柔軟なツールで、借入取極を締結することなくIMFの政策助言や支援を受けることができる。この非金融支援は、PRGTの融資制度を補完する重要な役割を果たす。PSIを通じ、加盟国の効果的な経済プログラムの策定を支援する。こうしたプログラムが、ドナーや、国際開発銀行、市場に、加盟国の政策が強固であるというIMFの承認を明確に発信することになる。

PSIは、IMFと加盟国との間の密接な政策対話を促すためのもので、この対話は通常半年に1回の加盟国の経済政策・金融部門政策の評価を通して行われる。PSIは、成長や貧困削減が制約下にある重要な分野での構造改革を進める一方で、マクロ経済の安定性及び債務の持続可能性の強化に焦点をあてた政策枠組



2016年10月、IMFは、
 低所得開発途上国向け
 融資の金利を
 2018年12月18日まで
 ゼロに設定した。

みを掲げている貧困削減戦略を実施中のPRGT適格国が利用することができる。加盟国が進めるこうした改革は、優れたパフォーマンスの維持を支える諸制度を備えた国々の、強固で持続可能な貧困削減及び成長を支えるだろう。

概して、PSI下の政策は、マクロ経済の安定性を強化し成長及び雇用を拡大するための構造改革の推進を目的としている。たとえば、公共部門の管理の改善、金融部門の強化、あるいは、ソーシャル・セーフティネットの構築といった措置などである。IMF理事会によるプログラムレビューは、プログラムの下でのパフォーマンスの評価、そしてプログラムを経済情勢に合わせ変化させるうえで重要な役割を果たしている。

2016年6月、理事会は、ウガンダに対するPSIの1年間の延長を承認した。今まで、理事会は、カーボベルデ、モザンビーク、ナイジェリア、ルワンダ、セネガル、タンザニア及びウガンダの7カ国に対し18件のPSIを承認している。

対ソマリア・スタッフモニタリングプログラム

ソマリアは、約25年に及ぶ内戦から徐々に復興している。制度面の能力は低く、氏族政治は複雑で、治安情勢は厳しい。こうしたことが同国の経済復興を困難にしている。この結果、社会的・経済情勢は引き続き緊迫している。国際社会や主なドナーからの支援を引き続き得ながら、ソマリア連邦政府は、経済復興の基礎を築くための重要な改革に着手した。

ソマリアは巨額の对外債務を抱えており事実上そのすべてが延滞債務となっている。結果、对外借入へのアクセスが限られており、IMFへの延滞債務が解消していないことからIMF資金へのアクセスも不可能となっている。巨額の過剰債務に対処するために

は、マクロ経済パフォーマンスと改革実行の優れた実績を確立するとともに、ソマリアの開発パートナーの支援による債務救済と延滞債務解消のための包括的な戦略が必要だ。

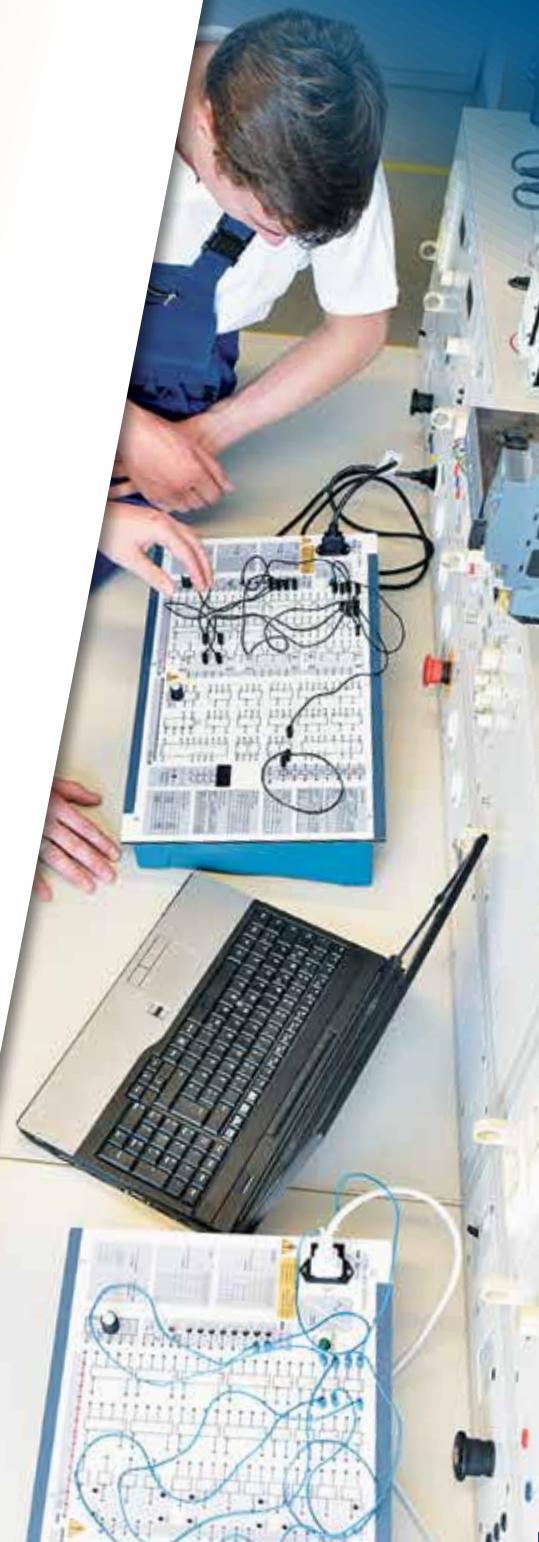
IMFは、2013年のソマリアとの関係回復以来、同国と密接に連携している。理事会は2015年7月に26年強ぶりに、ソマリア経済の健全性審査(4条協議)を終了した。その後、2017年2月に再び健全性審査を行っている。加えて、IMFは2013年より技術支援及び研修のための代表団を76回派遣している。

ソマリアの経済復興努力を支え政策及び改革実行の実績を確立するため、当局はIMFに対しスタッフモニタリング・プログラム(SMP)を要請した。SMPは、IMFスタッフによる当局の経済プログラムの実施状況のモニタリングに関する国当局とIMFスタッフとの間の非公式な合意である。SMPは、金融支援あるいはIMF理事会による承認を伴わない。2016年5月、専務理事はソマリアに対するSMPを承認した。対象期間は2016年5月から2017年4月だった。SMP下でのパフォーマンスは概ね合格レベルに達していた。SMPが終了する2017年4月、当局は12ヵ月間のフォローアップSMPを要請した。これについてIMFスタッフと当局は2017年5月に合意に達した。

このプログラムは、マクロ経済の安定性の再構築、マクロ経済運営の強化のための能力構築、諸制度の再構築、ガバナンス及び経済統計の改善を目指している。これには、財政、金融、金融部門政策の策定と改革が含まれている。ソマリアの行政能力が不十分であることから、技術支援はSMPの中核となり研修が強化される。このプログラムの成功とそれに続くSMPsが、IMFによる将来の金融支援に道を開く一助となるかもしれない。

能力開発

政府が適切に機能するとき、人々は繁栄を手にすることができる。IMFの能力開発への取り組みにより、加盟国政府は、学校、道路、病院などより良い公共サービスを提供することができるようになる。そしてこれらが安定した経済環境を促し、成長と雇用創出の改善を支える。



IMFは経済や金融に関する知識の世界の中心地となっている。過去50年以上にわたりIMFは、政策が奏功した経験、大幅な成長を遂げた原因、そしてそうした政策導入の最善の手法について、世界レベルの専門知識を構築するとともにこれらに共通する経験を蓄積している。IMFは、実践的な専門家による助言、ピアラーニング・ワークショップ、及び政策に焦点を絞った研修などを通し、財務省や中央銀行といった政府機関とこうした知識を共有している。この支援は、現地もしくは本部、地域能力開発センター、対面式研修やオンライン研修を通し、専門家が助言を行う形で実施される。

IMFの能力開発という使命は、そのサーベイランス及び融資活動を補完する重要な機能を果たす。たとえば、加盟国政府との政策及び一連のプロセスの改善での協力は、IMFの政策助言の有効性を高めるとともに、諸制度に最新の知識が反映されるようになり、危機関連の課題への対処を支える。同時に、IMFのサーベイランスや融資活動は、加盟国で能力開発が最大の効果を発揮できる分野の特定に寄与するかもしれない。

IMFの能力開発での取り組みは以下の分野に集中している。

- **財政政策:** 加盟国政府に対し、歳入の拡大及び支出の効果的な管理の手法についてアドバイスする。租税政策、関税政策、予算編成、公共財政管理、国内・対外債務、ソーシャルセーフティ

ネットなど。これにより、加盟国政府は、学校、道路、病院などより良い公共サービスを提供することができるようになる。

- **金融政策及び金融セクター政策:** 加盟国の中銀と協働しその金融及び為替相場の枠組みの近代化、監督・規制当局と連携し金融機関の監督の強化に取り組む。これは、各国の金融の安定性を向上させ、国内の成長と国際貿易を刺激する。
- **法的枠組み:** 加盟国の法的枠組み・ガバナンス枠組みが国際基準を満たすよう支援。これにより、健全な財政改革・金融改革を立案し、腐敗と戦い、また資金洗浄やテロ資金などに立ち向かうことができるようになる。
- **統計:** マクロ経済統計・金融統計の集計、管理、及び報告で加盟国を支援。これにより、自国経済の正確な把握が可能になり確かな情報に基づく政策の立案に寄与する。

IMFは、「2018年能力開発戦略の5年ごとの見直し」を作成している。2017年2月、理事会はこの見直しに関するコンセプトノートについての意見をまとめた。(ボックス2.1)

ボックス2.1 2018年能力開発戦略の5年ごとの見直し

IMF理事会による能力開発戦略に関する直近の協議は2013年6月に行われた。この協議の結果、能力開発の統合的戦略がはじめて打ち出され、能力開発のガバナンス構造のアップデート、優先順位付けの強化、資金調達モデルの明確化、及びモニタリング・評価の強化といった複数の提言がなされた。その後、理事会は、IMFの能力開発に関する政策及び実践に関する2014年の声明を承認した。

2013年以降、特に能力開発のガバナンス枠組み及び優先順位付けの枠組みの強化で大きく前進した。このように、IMFの能力開発に関する2018年の5年ごとの見直しは、前回からの進展を体系的に審査し残る課題を特定するとともに、今後の優先すべき改革課題を明確にする良い機会となる。理事会が2017年4月24日に非公式協議で議論したコンセプトノートが詳述しているように、このレビューでは、これまでの見直しの部分と、今後に関する部分が含まれる。

- これまでの見直しでは、2014年の声明が示したように、優先順位付け、資金調達、モニタリング及び評価、能力開発の実施を考察する。
- 今後に関する部分は、能力開発の効果の向上に向けた改革の概要を示す。ここでは、能力開発の効果・効率性を現時点での強みを活用しながら向上させる点に焦点があてられる。その方法としては、(1)加盟国当局とIMF両者が定める国の中でも重要なニーズにターゲットを確実に絞ることができるように、枠組みを一段と強化する、(2)革新的な実施手段を追求する、(3)この分野に関するIMFの知識を加盟国と共有する、(4)能力開発とサーベイランス及び政策助言との一体化を一段と進める、そして(5)結果重視のアプローチを強化する、などがある。
- 理事会による能力開発戦略の見直しは2018年5月に予定されている。その結果は、能力開発に関するIMFの政策と実践の新たな声明に盛り込まれる。

IMFは政策が奏功した経験、大幅な成長を遂げた原因、そしてそうした政策導入の最善の手法について、世界レベルの専門知識を構築するとともにこれらに共通する経験を蓄積している。



ハイライト：財政面の能力開発

歳入の確保

国内の歳入実績の強化は、持続可能な開発のための2030アジェンダの主な目標であり、国連のSDGsの一つとして含まれている。健全な租税制度は、歳入の強化とSDGs達成で欠くことのできない基盤である。IMFは長年にわたり、加盟国の租税制度や租税政策の立案・近代化で加盟国を支えてきた。過去10年間IMFは、租税政策と歳入管理で多くの技術支援を行ってきた。多数の低所得途上国が国内歳入の確保で大きく前進した。たとえば、低所得途上国の中の税収の対GDP比率は平均して約5パーセントポイント上昇した。しかし全ての国で達成されたわけではなく、大きな課題が依然として残っている。

2015年の「アディスアベバ行動目標」へのコミットメントを反映し、IMFはこの分野での活動を大幅に拡大し、パートナーと外部資金の調達で合意を形成した。2016年8月IMFは、「歳入確保支援信託基金(RMTF)」を設立した。これは、成果を上げた「税政策・税行政信託基金」の後継信託基金であり、課税能力の開発に取り組む低所得加盟国の支援に向けこれまでの2倍の資金が用意されている。RMTFは新たな財政評価ツールの一体化を支え(ボックス2.2参照)、国際課税や炭素税といった国際的な優先分野での助言を可能にし、持続可能な進展を確保するために必要な研修活動の開発を支える。また、今年度は、「天然資源からの富の管理のための信託基金」の新五カ年計画も始まった。この基金は、鉱業、石油に関連する活動を進めている国的能力構築を支援するもので、こうした国々が、税制の設計、徴税、及びマクロ経済運営などを通じこれら資源をより適切に管理できるよう支える。

IMFは、この優先事項をサーベイランスにより確実に組み込むことで、歳入レベルを向上させるべく加盟国と連携している。歳入確保がマクロ上重要だとみなされる約24カ国で、IMFは4条協議

の枠組みのなかでこの分野に関する政策助言を追加的に行つた。また、同じくサーベイランスの枠組みのなかで国際課税政策に関する作業も拡大しており、租税回避戦略(税源浸食と利益移転)への対処で分析を進め、様々な状況にある加盟国に助言を行っている。

さらにIMFは、中期歳入戦略に関する新規イニシアティブで、経済協力開発機構、世界銀行及び国際連合とパートナーシップを結んでいる。これは、租税政策、税法、租税管理を含む包括的な改革戦略の設計と実施で支援などを行う。

IMFの歳入確保のための取り組みの例は以下の通り。

- 長い内戦の後リベリアは、大いに必要とされていた公共サービスのための資金を調達するため、2011年に税法の改革及び近代的な歳入管理の確立という課題に着手した。IMFと協議を行ったリベリア当局は、租税政策の枠組みの改善、堅固な組織構造の構築、監査や納税者サービスといった中核的な機能の強化、研修や指導を通した能力の開発に焦点を絞った大々的な改革プログラムを設計した。

こうした努力がリベリア歳入庁の設立の基盤、そして、より効率的でよりリスクを重視した手法で納税者を管理するための制度の構築につながった。リベリアの税収の対GDP比率は、2015年に19¼%に達した。これは同国と同等な国々と比較しても遜色がないレベルで、歳入庁は現在、2030年までに中所得国の仲間入りをするという政府の目標の達成を支える中核的な役割を担っている。

- モンゴルでは、IMFは2010年より高額納税者オフィスの強化で当局と協力した。同オフィスは、国内歳入の合計の約50～60%を占めるおよそ400の企業をターゲットにしている。IMFは、同オフィスの構造、職員の配属、法的枠組み、中核的な租税管理体制、及びコンピュータシステムの改善分野を評価するために代表団を結成した。

過去10年間、IMFは、
加盟国に対する国内の
歳入確保支援を大幅に拡大した。



IMFはモンゴル政府と協力し、税務署を税管理機能に応じたユニットへと再編成するとともに(人員を3倍にし、鉱業監査特別ユニットを設置)、税法の実践的な応用に関する管理運営ガイダンスを作成し、業界に特化した監査手法の考案や、新たなコンピュータシステムの導入に取り組んだ。この改革の成果は、電子的に期限内に申請された確定申告の率が高くまた税金の滞納が大幅に減少したことによって表れている。

公共財政管理

IMFは、公共財政管理及び公共投資管理で支援を行い、その財政資源を効果的かつ持続可能な開発を支える形で活用できるよう加盟国と協力している。たとえば、セネガルでは、経済財政計画省で進められている近代化を支援した。また、同国の公共財政管理改革アジェンダの実施でも、予算総局の円滑な移行と健全な改革のため協力した。

ナイジェリアでは、国庫單一口座の導入で同国政府を支援した。これは現在、大半の省庁、局、機関を含んでおり、その規模は歳出の約98%に達している。多額の遊休資金(2015年8月～2016年1月で対GDP比2%相当に及ぶ)が、省庁、局、機関の口座から国庫單一口座に集められた。現在ナイジェリアは、世界で最も包括的な国庫單一口座を有している。

新たな公共投資管理評価プログラムが展開しているが、これは、加盟国による自らの公共投資管理の強みと弱点の特定を支援するIMFの能力を支えている。こうした評価は現在、改革優先事項の特定や、IMFや他の能力開発支援者による能力開発のフォローアップ策の策定支援、ドナー資金の活性化で利用されている。たとえば、トーゴでは、評価の結果と提言を基に世界銀行が欧州連合(EU)の資金援助を受け、プロジェクトの評価、選択、及び調達の強化を目指す1,500万ドル規模のプロジェクトをまとめた。

またIMFでは、公共財政管理改革を促進・奨励する上で、ピア・ラーニングの重要性に対する認識が高まっている。たとえばIMFは、Latin American Treasuries(FOTEGAL)を、域内の経験の共有に有益なフォーラム、そして研修やワークショップを行う場として支援している。こうした取り組みが、国庫單一口座の設計と運営の大幅な改善、より積極的なキャッシュマネジメントの導入、事業継続計画の開発、及び電子支払手段の利用の普及などを支えている。

脆弱国への支援

IMFの財政面の能力開発において、紛争や他のショックにより制度面や政策立案の能力が影響を受けた加盟国への支援が引き続き最重要視されている。たとえば、ハイチでは、財務省内のマクロ財政ユニットの設置や政府の会計機能の構築など制度面の能力の大幅な改善を支援した。2017年、中央政府(予算ベース)をカバーする国庫單一口座の運用可能性が高まった。

マリでは、IMFは、2015年の和平合意以降、主要な支出プロセス、キャッシュマネジメント、及び財政分権化といった側面での能力開発に焦点を絞っている。なお、後者は和平合意の極めて重要な条項である。2016年～2017年、IMFの支援を受けたマリ当局は、一般政府の現金を国庫單一口座にプールするためのコンピュータ化された財務会計システムの導入と展開、及び公共投資管理のための主要制度の改善に向け大きく前進した。

ボックス2.2 財政評価ツール

IMFは、加盟国における効果的かつ結果重視の能力開発プログラムのデザインのための分析基盤を強化するため、財政評価ツールを効果的に活用している。

- 2017年度、「税制診断ツール(TADAT)」を19カ国で活用、租税管理の優先的改革課題の特定に貢献した。
- 「歳入管理財政情報ツール(RA-FIT)」イニシアティブは、2016年5月の「歳入管理に関する国際調査(ISORA)」の立ち上げにより本格化した。これは、関税・租税管理のパフォーマンス指標の収集に便利なプラットフォームで、140以上の税務業務担当者が調査に回答した。
- 「歳入管理ギャップ分析プログラム(RA-GAP)」は、現在の歳入と潜在的な歳入のギャップの推計の分析基盤として機能する。過去1年で、このツールはその範囲を拡大し法人税のギャップの推計も可能となった。
- 「資源産業の財政分析(FARI)」は、鉱業と石油関連の財政制度の改革支援を目的としていたモデルベースの枠組み。最近では、一部の税務業務担当者が、このツールのアプリケーションを税のコンプライス及びリスク評価で活用し始めた。
- 「財政透明性評価(FTE)」は、IMFの「財政の透明性に関する規範」の加盟国の順守状況を評価する。2017年度は5件のFTEが実施され改革の重要なベースラインを設定した。たとえば、対~~ブラジル~~FTEは、同国政府の財政ターゲット及びその財政への影響の評価を含め広範な任務を負っていたが、この提言が、2016年12月に上院ベースの独立した財政機関の設

置に関する協議の情報源として活用された。同様に2016年11月に発表されたイギリスのFTEは、財務大臣が2016年の声明で、現行の春・秋の年に2回行われる予算に関する声明の発表を止めこれを1回にまとめるとした決定でその効果が認められた。同財務大臣は、会計年度の開始より前に1回にまとめこれを行うことで、議会が予算措置をより綿密に審査することができるようになるだろうと述べた。

- 「財政のストレステスト」は、理事会向けペーパー「財政リスクの分析と管理—最善慣行(Analyzing and Managing Fiscal Risks—Best Practices)」の一環として設計・公表された。ここでは、財政のストレステストをアイスランドとペルーに対して行った。一部先進国の中には、自らのエクスパートを評価するために国内でこのストレステストの活用を始めたところもある。
- 「公共投資運営評価(PIMA)」は、マクロ財政の観点からの公共投資運営の強みの評価で加盟国を支援する包括的な診断ツールである。2015年後半に導入後、PIMAは収入・開発レベルが異なる21カ国で利用してきた。2017年度、PIMAは新興市場6カ国・地域及び低所得国6カ国で活用された。
- 「官民パートナーシップ財政リスク評価モデル(PFRAM)」は、IMFと世界銀行が開発した、官民パートナーシップから派生する潜在的な財政コストやリスクを評価するための分析ツールである。2016年4月に立ち上げられたPFRAMは、2017年度、IMF及び世界銀行の新興市場国・地域、低所得途上国への技術支援のための派遣任務で利用された。

ハイライト：通貨および金融セクターでの能力開発

世界経済が大きなリスクと脆弱性を抱えているなかでのこの分野におけるIMFの能力開発の取り組みは、通貨及び金融の安定の促進並びに危機の予防と管理といった加盟国の大いなるニーズへの対応を目的としている。これには、金融の規制と監督、金融政策と中央銀行の運営、債務管理といった中核的な分野や金融の安定性の他の側面での加盟国への支援を含む。

IMFは、一次產品価格の低下の為替政策への影響の管理、原油輸出国における債務管理能力の開発の支援、コンプライアンス重視からリスクベースの金融監督へのシフトでの支援、バーゼルII/IIIの導入での加盟国支援、及び新興市場の経済ニーズにマクロプルーデンス政策を適応させるなどして、加盟国のニーズの変化に対応している。

「天然資源からの富の管理のための信託基金」を通じIMFは、能力開発活動を天然資源の輸出に依存している加盟国まで拡大した。こうした国々は近年、交易条件の大幅な変動を経験している。これが、金融政

策の枠組み（完全なペッグ制ではないにせよ）管理された為替相場制度を含む場合が多い、及びその金融システムの安定の圧力となっている。IMFは、金融政策・マクロプルーデンス政策の両分野で天然資源の豊富な国に対しより多くの資源を割り振っている。

2016年11月、IMFと中国証券監督管理委員会(CSRC)は、同委員会の金融部門改革を支援するため技術協力強化で合意した。ここでは、証券市場の規制と監督、システムリスクの監督と予防、関係者とのコミュニケーション等に焦点をあてる。

以下は、IMFの通貨および金融セクターでの能力開発の例である。

■ **中央アフリカにおける金融政策の近代化**: IMFは、中央アフリカ経済通貨共同体の能力開発活動を強化し、当局の現下の困難な外部環境への対処を支援している。IMFの中央アフリカ地域技術支援センターの駐在アドバイザーは、地域スーパーバイザーと定期的に連絡を取りあい研修セッションやワークショップを行っている。本部からはIMFスタッフが、中部アフリカ諸国中央銀行(BEAC)の職員を対象に金融政策の導入と緊急流動性支援に関する実践的な強化セッションを行った。BEACは、金融政策の枠組みの近代化で自主性を強く打ち出しており、複数年に及ぶ能力開発が結実しつつあることを反映している。IMFは、改革実施期間を通じBEACを支援するため、長期アドバイザーの配属を計画している。



- **アジアにおける金融の安定性枠組みの構築:** 過去20年間でアジアの金融部門の規模は大きく成長しました相互連関性も高まつた。このことから、こうした金融コングロマリットのモニタリングと監督を一体化させることができ、金融の安定性に係るリスクの発見において重要となっている。近年、インドネシア、フィリピン、タイといった国々が、金融の安定性のモニタリング、システムの監督枠組み及びリスク分析の強化で体系的なアプローチを構築するためIMFと協力している。タイ銀行が、2016年に金融安定性ユニットを立ち上げた。フィリピン中央銀行も、金融の安定性に特化した機能を整備した。インドネシア銀行は、システムリスクの評価、マクロプレーデンス監督及びストレステストのための能力の開発に取り組んでいる。
- **東カリブ通貨同盟の銀行再建:** 2008年の世界金融危機の後、東カリブ通貨同盟(ECCU)は、巨額の公的債務を抱え財政にも大きな負担がのしかかっていた。その結果、東カリブ中央銀行(ECCB)は、国内銀行3行を更正管財人の下に置くことになった。ECCBは、規制と監督の改善を通じ金融システムを強化するため、IMFと協力し、銀行法の法的枠組みを修正するとともに、更正管財人の下にある銀行の再建の進展をモニタリングする中央銀行の機能を強化した。この取り組みの開始以降、ECCUでは近代的な銀行法が域内全体で採用され、これが監督の強化と地域の中期財政枠組みの改定につながった。2016年4月までに、上記3行すべての再建が完了した。こうした取り組みはまた、新たな銀行法と東カリブ資産管理会社法の策定にもつながった。両者ともECCUのすべての管轄域で承認されている。
- **キルギス共和国の銀行監督の改善:** IMFの2013年の金融部門の評価により、キルギス共和国の法的枠組みに係る銀行監督で脆弱性が4件特定された。IMFは、リスクベースの監督プロセスを確立し銀行の監督業務に関わるスタッフへの教育を行うため、キルギス共和国国立銀行と連携をスタートさせた。修正された規制枠組みは、リスクベースで統合された監督を支える国際基準を満たす。また、監督上の指針と運営枠組みの強化作業も行われている。現在進行中のこのプロジェクトは、銀行の破綻処理、ガイドライン、及び規制の改善などを含めた完全な実施につながる予定である。
- **モンテネグロにおける銀行と保険の監督:** 2017年3月に立ち上げられたこのプロジェクトは、グループ全体のリスクの理解と評価、ブルーデンス枠組み及び資産の質の評価の強化、中央銀行の信用リスクの監督能力を含めた信用リスク管理の実効性の強化などに焦点を絞っている。こうした監督は、ソルベンシーIIの導入に備えた保険監督機関のリスクベースの監督枠組みの導入を支えるだろう。また、このプロジェクトは、保険監督機関の企業ガバナンスに関するガイドライン及びリスク管理と内部統制の条件の導入を支える。

ハイライト: 統計の能力開発

高品質で時宜を得たマクロ経済統計はあらゆる経済政策決定の基盤である。IMFは、マクロ経済及び金融の統計データの集計、管理、報告で加盟国を支援している。これは、経済の脆弱性やリスクを含め自らの経済のより正しい理解を促し、十分な情報に基づいた政府関係者の政策の立案を支える。また、健全な経済データは透明であるというメッセージを発信し、政府の政策への信頼を醸成する。これにより、こうしたデータを用いマクロ経済の安定性を評価する投資家を呼び込む。

過去5年間、IMFの統計分野での能力開発は20%強増加した。二国間・多国間パートナーの資金支援を受けたこうした活動の大半が、低所得国や中所得国あるいは脆弱国・地域を対象としている。IMFはこうした取り組みのかなりの部分を、14の地域能力開発センター（うち6センターはアフリカ）を通して行っている。IMFの統計での能力開発は、長期駐在アドバイザーが短期専門家やIMF本部からの代表団の支援を受けながら行っている。

IMFの支援は、実体経済及び政府財政統計を主な対象としているが、対外セクターの統計も扱っている。たとえば、アフリカ地域技術支援センター(AFRITAC)対象国は、アンゴラ、ボツワナ、コモロ、レソト、マダガスカル、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、セーシェル、南アフリカ、スワジランド、ザンビア、ジンバブエ)を通して、経済の構造に関する情報をアップデートし、物価指数、なかでも消費者物価指数を改善するための国民経済計算の基準の新たな設定で、複数国を支援している。これは、各国によるインフレや物価トレンドのより正確な情報の提供で役立っている。



アルバニアでは、IMFは金融統計で同国政府と協力、欧州の報告基準を達成できるよう支えている。

IMFは、強化データ公表イニシアティブの第二段階にある。これは、アフリカ、中東、及び中央アジア地域の45カ国のマクロ経済統計の改善を目指す主要なイニシアティブである。イギリスの国際開発省が資金を拠出するこのプロジェクトは、なかでも国民経済計算のための行政の納税記録をはじめとする新たなデータソースの特定と開発に貢献している。強化された一般データ公表システム(e-GDDS)枠組みの採用が強化され、複数の国がオープンデータプラットフォームを利用しデータを公表している。

東アフリカ共同体(EAC)の加盟国(ブルンジ、ケニア、ルワンダ、南スーダン、タンザニア、ウガンダ)は、通貨同盟への準備を進めるなか、データの調和つまり、一貫して比較可能な共通の一連の政府財政統計を必要としていた。2013年よりIMFの統計面の能力開発の支援と日本政府の資金拠出を受け、各国は、通貨及び金融統計の範囲を拡大するとともに、基礎になっているデータ源の調和のための手段を講じ、EAC全体の分類を改善し、EAC内の各ポジションに関するデータの集計で大幅に前進した—これは、共同体全体の通貨統計の集計において極めて重要である。

さらに、南スーダンによる集計データの公表の開始とともに(2017年に予定されている)、EACの全てのパートナー国がその金融健全性指標(FSIs)を集計し公表する。イギリスと日本は共に全世界での活動に対し資金を提供しており、2013年以降FSIデータベースに新たに30の国や地域が情報を提供するようになった。

スイスの資金援助を受けIMFは、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、及びセルビアの南東欧州の5カ国と、これらの国が財政政策の策定と分析を強化し欧州のデータ報告要件を満たすことができるよう政府財政統計で協力した。2016年6月に始まった同作業の第二段階では、各国が、マクロ経済政策を立案・実施し、財政リスクをとらえ評価するとともに財政の透明性を促し、また、過剰な赤字もしくは債務水準の是正のためのEUの手順の順守状況を改

善すべく、経済情勢の分析と基本的な財政ポジションの分析をはじめた。

日本、スイス、そしてオランダの資金拠出を受け、東欧、中央アジア、東南アジア及び南米で、実体、対外、政府財政、通貨及び金融の統計分野、そしてデータ公表でさらなる作業が進められている。こうした作業は、世界各地で展開される能力開発のための新規のテーマ別信託基金(金融セクター統計のための「金融セクター安定性基金(Financial Sector Stability Fund)」、及び政策関連の統計のための「決定のためのデータ基金(Data for Decisions Fund)」)で補完される。この新規基金は、政策担当者により優れたデータをより多く提供し、持続可能な開発目標を支えるため国家統計システムの開発を支援することを目的としている。

ハイライト: 法律面での能力構築

2017年度もプログラム実施国・非実施国で法律関連の技術支援の需要が継続した。主な項目は、資金洗浄・テロ資金対策(AML/CFT)、金融・財政法、破綻、債権回収などである。

IMFは、AML/CFT関連業務を、マネーロンダリングに関する金融活動作業部会(FATF)、世界銀行、エグモントグループ、FATFスタイルの各地域機関などと協力し継続した。IMFは改定された国際基準を基に、メキシコの評価を主導した。複数パートナーが支援するAML/CFT信託基金の下でのグローバルな技術支援プログラムは引き続き成功を収めている。たとえば、ミャンマー(日本が資金拠出)とパナマでAML/CFTで技術支援を行い、ウクライナ(カナダが資金拠出)とカタール、クウェート、サウジアラビア(以上すべて自己資金)で腐敗対策に取り組んだ。また、中東と北アフリカでCFTに関する地域レベルの法律草案プロジェクトを実施するとともに、組織内部そして多くの国際支援組織と引き続き連携した。

金融・財政法の分野での技術支援は、中央銀行業務、銀行の規制と監督の枠組み、銀行の破たん処理、及び危機管理が以前と同じ水準で行われた。対照的に、市場インフラ(決済制度)での

技術支援は最低水準だった。公共財政管理の法的枠組みに関する技術支援は、これまでと同様に増加を続けた。

税法に関する技術支援は、所得税、付加価値税、税務上の手続きといった主要な分野で高い需要が続いている。なかでも国際関連項目が重視されているが、これは、国際課税問題への世界的な注目の高まりを反映している。同様に、国際租税法の策定が、IMF本部でのセミナーやクウェートでの研修セッションの中心だった。後者では特に、域内の問題に注目した。

IMFは、企業・家計の破綻、債権回収といった分野での技術支援を継続し、生存可能な企業の早期かつ迅速な回復とそうでない企業の清算、過剰債務を抱える家計の再出発、債権回収のプロセスの改善で加盟国を支援した。またIMFは、企業及び家計の破綻に関する高官向けのワークショップ1件を共同ウィーン研修所で開催した。

ハイライト：研修

IMFの研修プログラムは、IMFの能力開発という責務で重要な位置を占めている。IMFは、政府関係者の教育を支援し、経済情勢の分析能力、診断、予測、及びモデリングツールの開発能力、並びに健全なマクロ経済・金融セクター政策の立案と実施のための能力の向上を目指している。2017年度、IMFは、理論的授業、分析ツール、実践的なワークショップを通じ355の対面式研修コースを実施、加えてオンラインでは19のコースを提供した。

カリキュラムの見直し：2年に及ぶ見直しと評価を経て、2017年にIMFは、外部向けのカリキュラムの包括的な見直しを終了した。IMFの外部向けカリキュラムは、政策志向性の高いマクロ経済学を基盤に、加盟国の変化するニーズやIMFのマンデート（責務及び権限）の変化に対応するトピックを含んだものとなっている。1年間で合計19の新規コースがデザイン・開発され実施に至

った。その対象範囲は、包摂的成長など特別テーマのほかに、マクロ経済概要、財政関連、金融関連、対外セクター及び財務の5分野となっている。またそのすべてが、実践的トレーニング、国別の事例研究、国際的な経験、政策的合意を重視している。

オンライン研修：IMFのオンライン研修コースの数が増加している。edXプラットフォームの大規模公開オンラインコース（MOOCs）は、政府関係者や一般市民が活用できるようになっている。こうしたコースは、IMFの伝統的な対面式の研修を補完している。オンライン研修は、入門者向けコースが中心で、IMF研修を受講する機会を増やし参加者の対面式コース受講のための準備を支援することを目的としている。

研修のカスタム化：国のニーズにあった研修教材への需要が増えている。こうした変化するニーズに対しIMFはカスタム化が可能な新規モジュールコースで柔軟に対応している。こうしたカスタム化で加盟国内の特定の機関と連携しているケースもある。たとえばIMFは、ガーナ、モザンビーク、東アフリカ共同体地域、及びスリランカの中央銀行と、金融政策枠組みの強化に向け予測と政策分析システムで連携した。その他の研修のカスタム化インシアティブには、IMF本部で中国政府関係者向けに開催されたクロスボーダーポジションに関する統計コース、中国及びボリビアでの動学的確率的一般均衡モデルに関するプロジェクト、及び中央アフリカ経済通貨共同体でのフィナンシャル・プログラミングと政策に関する研修などがある。

数字でみるIMFの能力開発

加盟国の要請を受けて始まるIMFの能力開発支援(制度・政策の策定—技術支援、及びスタッフ教育—研修活動)は、189カ国とすべての加盟国に対し実施された。IMFの2017年度の運営経費の4分の1強を能力開発が占めた。その大半が技術支援で(23%)、研修の割合は5% となっている(図2.5)。

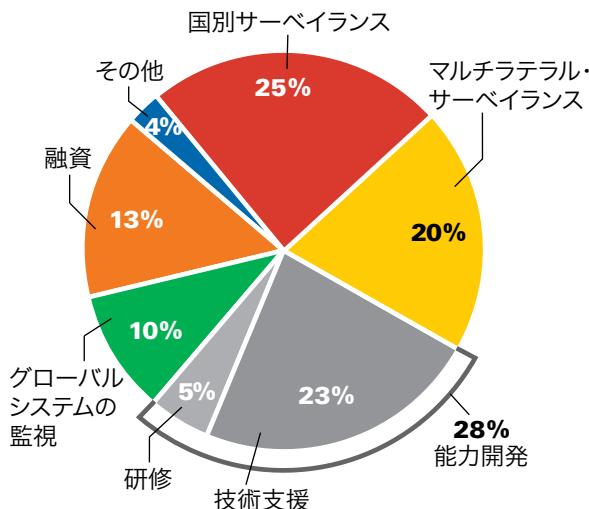
2017年度IMFの能力開発活動は拡大を続けた。これは主に、サブサハラ・アフリカ、中東及び中央アジア、そして欧州への実施が増大したことを反映している。財政関連、法務関連といったテーマへの技術支援が増加した。2017年度の能力開発活動への直接的支出は(外部資金及びIMF資金を活用したもの)は、2億6,700万ドルと、2016年度の2億5,600万ドルから4%伸びた(図2.6)。外部資金を原資とした能力開発は、1億3,400万ドルと全体の50%を占めた。2017年度の伸び率は約6%だった。

技術支援

2017年度、技術支援は若干減少した。これは、サブサハラ・アフリカ、中東・中央アジア、及び欧州での増加が、西半球及びアジア・太平洋地域での減少に概ね相殺されたことによる(図2.7)。IMFの技術支援の約半数が、引き続き低所得途上国を対象としたものだった(図2.8)。

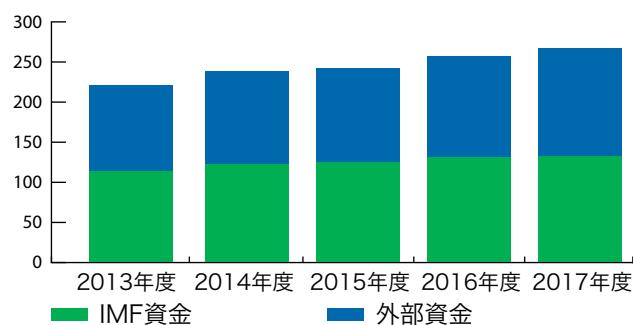
2017年度、サブサハラ・アフリカが技術支援の最大の割合を占めたが、これは、同地域に低所得途上国が多く存在していることを反映している。財政関連の技術支援が加盟国からの要請を受け増加した(図2.9)。財政関連トピックが引き続きIMF技術支援の半分強を占めている。

図2.5
IMFの主要な活動のコストの内訳



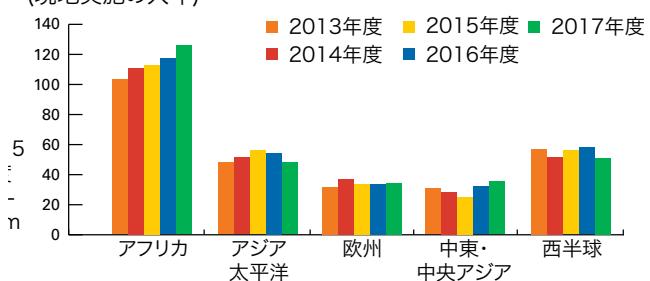
出所: 予算企画室、Analytic Costing and Estimation System (ACES)

図2.6
能力開発への支出、2017年度
(100万米ドル)



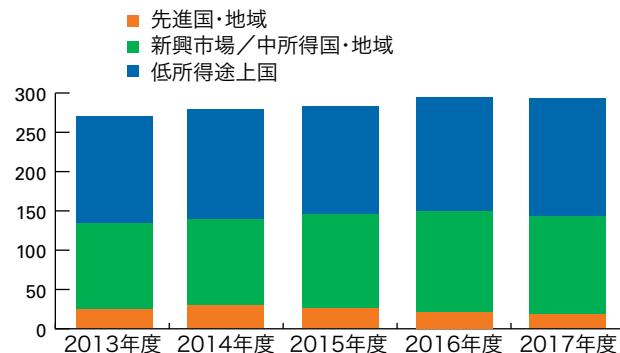
出所: 予算企画室、Analytic Costing and Estimation System (ACES)

図2.7
地域別技術支援実施状況、
2013～2017年度
(現地実施の人年)



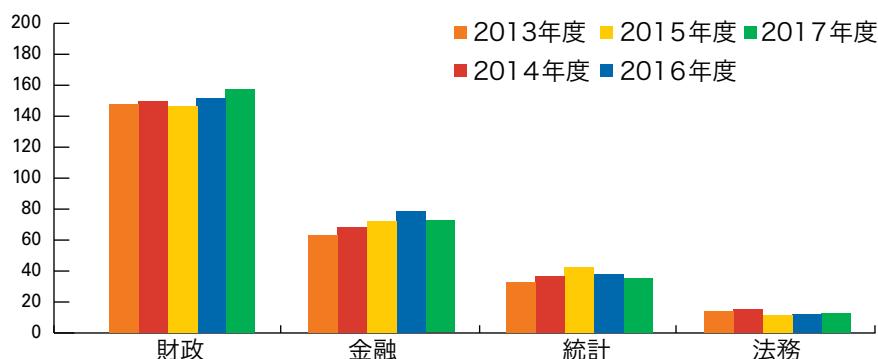
出所: IMF, Travel Information Management System

図2.8
所得グループ別技術支援の実施状況、
2013～2017年度
(現地実施の人年)



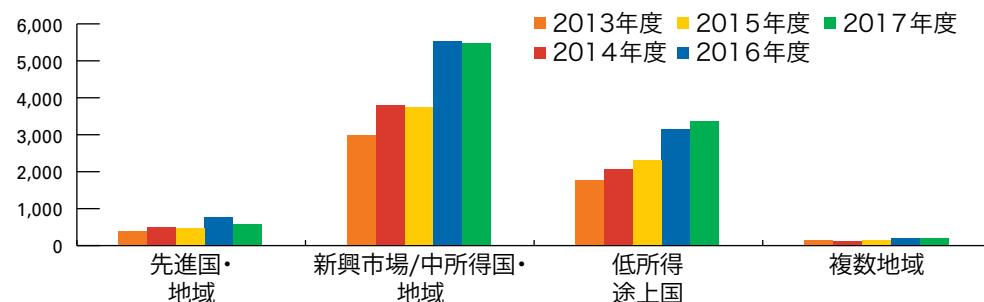
出所：IMF, Travel Information Management System.

図2.9
項目別技術支援実施状況、2013～2017年度
現地実施の人年



出所：IMF, Travel Information Management System.

図2.10
地域別IMF研修プログラム参加者、2013～2017年
参加人数



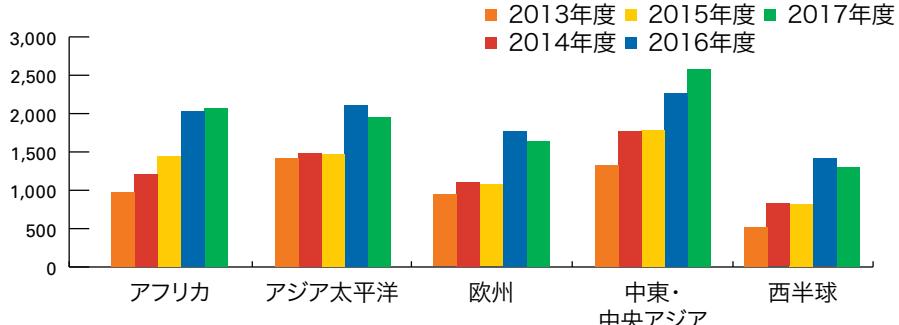
出所：IMF, Participant and Applicant Tracking System.
Note: ICD: IMF Institute for Capacity Development.

研修

2017年度IMFは、能力開発局(ICD)の研修プログラムを通して225件の研修イベントを実施、183カ国から9,517人の政府関係者が参加した。こうしたイベントの大半が、IMFの地域研修センターのネットワークとプログラム、オンラインコースを活用し行われた。それ以外は、IMF本部あるいは海外で実施された。内容は、マクロ経済政策、予測とマクロ経済モデリング、フィナンシャル・プログラミングと政策、金融セクター関連、財政の専門コース、マクロ経済統計、セーフガード評価、法務関連などと様々なニーズに応えるために多岐にわたっている。本年度、ICD研修プログラムで新興市場及び中所得国・地域向けの研修が最大のシェア(57%)を占めた(図2.10)。地域別でみると、中東中央アジアの割合が27%と最も高く、次いでサブサハラ・アフリカ、アジア太平洋となっている(図2.11)。

**図2.11
所得グループ別研修参加者、2013~2017年**

参加人数



出所: IMF Participant and Applicant Tracking System

Note: ICD: IMF Institute for Capacity Development.

無料で受講することができるIMFの大規模公開オンラインコースは、新たにマクロ経済診断コースとフィナンシャル・プログラミングと政策パート1コースのアラビア語版が加わるなど拡大を続けた。17のオンラインコースが5言語で行われるなど、オンライン研修への参加は2017年度も好調だった。利用者の割合が最も多かった地域がサブサハラ・アフリカでオンライン研修の28%を占めた。2013年末のプログラムの立ち上げ以降、IMFのオンラインコースには現在34,000人以上が参加している。そのうち、186カ国・約9,400人の政府関係者と9,800人の一般市民の参加者が、オンラインコースを成功裏に終了している。

能力開発のためのパートナーシップ

強力な世界的なパートナーシップが、IMFの能力開発活動を支えている。IMF自身の資金にあわせパートナーが資金を拠出することで、質の高い、加盟国のニーズそしてIMF及び世界の優先課題に見合った能力開発サービスを提供することができた。(表2.5)

2017年度、IMFの能力開発への新たな拠出金として合計1億2,600万ドルが提供された。また、パートナーの資金提供による活動は総額1億5,000万ドルに達した。これは、能力開発の全活動の約半分に相当する。過去5年間の5大ドナーは、日本、EU、イギリス、スイス、カナダとなっている。2017年度、IMFは、欧州連合、日本、イギリス、ドイツ、スイス、オランダ、オーストラリア、ベルギー、そしてルクセンブルクとのこれまでのパートナーシップを強化した。

**表2.5
IMFの能力開発パートナー**

能力開発基金	パートナー
歳入確保(RM)	オーストラリア、ベルギー、ドイツ、日本、韓国、クウェート、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、スイス、欧州連合
資金洗浄・テロ資金対策(AML/CFT)	フランス、日本、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、カタール、サウジアラビア、スイス、イギリス
天然資源からの富の管理のための信託基金(MNRW)	オーストラリア、クウェート、オランダ、ノルウェー、オマーン、スイス、欧州連合
債務管理ファシリティII(DMF II)	オーストリア、ドイツ、オランダ、ノルウェー、ロシア、スイス(世界銀行と合同)
金融セクター改革強化イニシアティブ(FIRST)	ドイツ、ルクセンブルク、オランダ、スイス、イギリス(世界銀行と合同)
税制診断ツール(TADAT)	ドイツ、日本、オランダ、ノルウェー、スイス、イギリス、欧州連合、世界銀行
決定のためのデータ(D4D)	近日立ち上げ予定
金融セクター安定性基金(FSSF)	2017年4月に立ち上げ

出所: IMF

主なパートナーシップのハイライトは以下の通り。

- IMFの能力開発の取り組みの最大の資金拠出国である日本は、2017年度2,900万ドルを拠出するとともに、2017年4月にはIMFのオンライン学習プログラムの拡大に関する合意に署名した。
- 欧州委員会は、その国際協力・開発協力総局を通じ、2016年12月にIMFとの新規戦略的パートナーシップ枠組みに署名した。これは途上国を対象としたもので、国連のSDGsの達成に焦点を絞っている。
- また、イギリスの国際開発省との戦略的パートナーシップ枠組みは、コミュニケーションと一貫性を向上させ資金に関する決定を容易にするだろう。

■ G20の「アフリカとのコンパクト」の枠組みのなかで、2017年4月にドイツは、欧州のすべての地域能力開発センターに対し1,500万ユーロを拠出し、IMFの能力開発への支援を強化した。(ボックス2.3)

■ IMFは、パートナーのネットワークの拡大でも重要な一步を踏み出した。たとえば、新規のセンターである南アジア地域研修技術支援センターに関連した活動をカバーする資金としてインドと約3,300万ドルについて合意した(地域ハイライトーアジアを参照)。

■ また、ビル＆メリンダ・ゲイツ財団、ヒューレット財団といった民間財団とも密接な関係を維持している。

「開発資金アジェンダ」に直接対応する世界のテーマ別基金でのIMFのパートナーシップは、途上国・地域がポスト2015年SDGsの達成に必要なツールを確保できるようにしている。

ボックス2.3 G20のアフリカとのコンパクト

アフリカの成長は、一次産品価格の下落を受け2014年以降弱まっているが、その中期見通しは依然として力強い。アフリカの人口学的配当を活かし、民間資本の流入を拡大し国内の資金を動員し、グローバル化による機会をとらえ経済の転換を実現し生産性の高い職を創出する—こうした努力を継続して初めて、その潜在力を發揮することができる。

成長の加速化には、投資率と効率性を改善する必要がある。インフラへの投資を優先課題とすべきである。これは、民間投資をひきつけアフリカの域内市場を結びつけるとともに、こうした市場をグローバル・バリューチェーンにより良く組み込むために不可欠である。地域の物理的インフラの不足は、毎年2パーセントポイント成長を低下させていると推定される。アフリカがインフラギャップを埋めるにあたり年間約1,000億ドルが必要だが、資金繰りの目途が立っているのはその半分を下回る。

G20の「アフリカとのコンパクト」は、関心のあるアフリカ諸国、G20、そしてパートナー諸国の間の一連の潜在的な相互コミットメントを提示する。これは、国際機関の支援を受け、民間投資を拡大しインフラへの効果的な公共投資を増やすことを目的としている。コミットメントの詳細は、G20の財務大臣代理の依頼を受け、2017年3月のドイツのバーデンバーデンでのG20財務大臣・中央銀行総裁会議のために作成された報告書が示している。なおこれは、IMF、世界銀行、及びアフリカ開発銀行が共同で執筆した。

「アフリカとのコンパクト」への参加は、民間投資家に対し、アフリカ諸国の投資の呼び込みへの関心と主要な改革の実施へのコミットメントに関する強力なシグナルを送ることになる。G20は、政治の高い関与を保証し投資家の認識と信認を高める。各国は、民間部門投資を後押しする改革プログラムの策定・実施での国レベルの取り組みを支える、包括的だがモジュラーナアプローチ、そしてIMF、世界銀行、アフリカ開発銀行による協調的関与から利益を得るだろう。

G20メンバー及び他のパートナー諸国は、自国の投資家に対しこれに参加するアフリカ諸国での投資機会を活用することを奨励する。また、パートナー間での知識の共有はこうした参加者との関与を強化することになる。アフリカ諸国は、民間投資を一段と可能にする環境を整備し、国内の歳入や資金の確保を進め、債務の持続可能性を確保しながらインフラへの大いに必要とされている公共投資を拡大する余力を構築するために努力する。

IMFは、債務管理、財政の透明性、租税管理と改革、資源管理、公共投資管理、及びデータ基準といった分野で、アフリカの地域技術支援センターのネットワークを生かし、その専門知識を共有していく。

近年のハイライトは以下の通り。

- 「歳入確保基金(RM)」—オーストラリア、ベルギー、欧州連合、ドイツ、日本、ルクセンブルク、オランダ、スイスの支援を受ける—、及び「天然資源からの富の管理のための信託基金(MNRW)」—オーストラリア、欧州連合、オランダ、ノルウェー、スイスの支援を受ける—の新段階が、2016年7月にスタート。課税能力の強化と天然資源由来の富の効果的な確保に努める加盟国への継続的支援を担保する。
- 「決定のためのデータ基金(D4D)」は、2017年3月にIMFマネジメントが承認。被支援国当局によるマクロ経済統計の質、範囲、適時性、及び公開の向上を目指す。またD4D基金により、金融アクセスサーバイを継続する。金融アクセスサーバイの一部は、国連のSDG指標の計測に使われている。
- 金融部門の安定が確実に金融包摶と金融発展を伴うようとするという目標を支えるため、「金融部門安定性基金(FSSF)」が2017年4月に正式に始動。初のプレッジはイタリアとルクセンブルクによる。

地域能力開発センターは、IMFの能力開発の取り組みの約半数を実施するなど引き続きIMFの能力開発インフラの屋台骨としての機能を果たしている。これらセンターは、IMF加盟国との新たなニーズに迅速に対応する能力の強化、そして現場での他の開発パートナーとのより密接な連携を促す。

こうした現地をベースとした地域センターは、知識の共有へのIMFの支援を確かなものとする。また、その資金は、IMF、外部の開発パートナー、及び加盟国が共同で拠出している。表2.6は、主要センターを示す。

2017年度のハイライトは以下の通り。

- 欧州連合は引き続き、IMF地域センターの最大のパートナーだった。2017年度だけで、欧州

連合は、南アジア地域研修技術支援センター、カリブ地域技術支援センター、及び中央アフリカ地域技術支援センターに対する支援に合意した。

- 中東地域技術支援センターに新たにアルジェリア、ジブチ、モロッコ、チュニジアの四カ国が加わり、2016年5月にプログラムの新段階が始まった。また、来年はその活動を拡大する予定である。
- IMFの数あるセンターのなかで最も古い太平洋金融地域技術支援センターは、2016年11月にプログラムの新段階に入った。16加盟国・管轄地域すべてが同センターの予算に貢献、その規模は約10%に達する。また、ニュージーランド、オーストラリア、欧州連合、アジア開発銀行及び韓国からの追加資金が、この新段階のスタートに貢献した。
- カリブ地域技術支援センターのプログラムの新段階が2017年1月にスタート。カナダによる1,100万ドル(1,500万カナダドル)の拠出を受け、また新たにキュラソーがメンバーに加わった。加えて、アルバ及びシント・マールテンの2カ国がセンター参加を検討している。
- ルクセンブルクによる中米、パナマ、ドミニカ共和国地域技術支援センターへの追加的拠出により、同センターはプログラムの現在進められている段階の残りの過程(2019年4月まで)に充てる十分な資金を確保することができた。
- IMFの地域能力開発センターの世界的なネットワークは、2017年2月の南アジア地域研修技術支援センターの正式な開業さらに強化された。加盟国、主にインドが、同センターの予算の3分の2を拠出した

表2.6

知識共有のためのIMFの地域センター

センター	パートナー	対象加盟国
アフリカ研修所(ATI)	オーストラリア、中国、韓国、モーリシャス	サブサハラ・アフリカの45カ国
Central AFRITAC(AFC)	オーストラリア、カナダ、中国、フランス、ドイツ、アフリカ開発銀行、欧州投資銀行、欧州連合	中部アフリカ経済通貨共同体グループ、ブルンジ、コンゴ民主共和国
East AFRITAC(AFE)	オランダ、スイス、イギリス、欧州連合	エリトリア、エチオピア、ケニア、マラウイ、ルワンダ、タンザニア、ウガンダ
AFRITAC South(AFS)	オーストラリア、ブラジル、カナダ、ドイツ、スイス、イギリス、アフリカ開発銀行、欧州投資銀行、欧州連合	アンゴラ、ボツワナ、コモロ、レソト、マダガスカル、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、セーシェル、南アフリカ、スワジランド、ザンビア、ジンバブエ
West AFRITAC(AFW)	オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、クウェート、ルクセンブルク、オランダ、スイス、アフリカ開発銀行、欧州投資銀行、欧州連合	西アフリカ経済通貨同盟、ギニア、モーリタニア
West AFRITAC 2(AFW2)	オーストラリア、カナダ、中国、スイス、イギリス、アフリカ開発銀行、欧州投資銀行、欧州連合	カーボヴェルデ、ガンビア、ガーナ、リベリア、ナイジェリア、シエラレオネ
カリブ地域技術支援センター(CARTAC)	オーストラリア、カナダ、イギリス、カリブ開発銀行、欧州連合	カリブ共同体の加盟国・地域及び準加盟国・地域
中米、パナマ、ドミニカ共和国地域技術支援センター(CAPTAC-DR)	カナダ、ルクセンブルク、メキシコ、欧州連合	コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ
共同ウィーン研修所(JVI)	オーストリア(主要メンバー)及び国際パートナー・ドナー	中欧・南東欧、コーカサス、及び中央アジアの30カ国
中東経済金融センター(CEF)	クウェート	アラブ連盟加盟国
中東地域技術支援センター(METAC)	フランス、ドイツ、オランダ、スイス、欧州連合	アフガニスタン、アルジェリア、ジブチ、エジプト、イラク、ヨルダン、レバノン、リビア、モロッコ、スーダン、シリア、チュニジア、西岸地区・ガザ、イエメン
太平洋金融地域技術支援センター(PFTAC)	オーストラリア、韓国、ニュージーランド、アジア開発銀行、欧州連合	太平洋諸島フォーラム(オーストラリア、ニュージーランドを除く)、東ティモール、トケラウ諸島地域
シンガポール研修所(STI)	オーストラリア、日本、シンガポール	アジア太平洋地域の37カ国
南アジア地域研修技術支援センター(SARTTAC)	オーストラリア、韓国、イギリス、欧州連合	バングラデシュ、ブータン、インド、モルディブ、ネパール、スリランカ

出所：IMF

南アジア地域研修技術支援センター

IMFの14の地域センターから成る世界的なネットワークに加わった南アジア地域研修技術支援センターが、2017年1月に活動を開始した。同センターは、研修と技術面の助言を完全に一体化した初のセンターであり、IMFの今後の能力開発活動のモデルとなる。パートI、アジアに関する地域ハイライトを参照のこと。

評価のための共通枠組み

2017年度、評価のための共通枠組みが新たに立ち上げられた。この枠組みの主な要素は、以下に示す目標を中心化されている。

- より端的で焦点を絞った比較可能な評価を作成
- 評価を裏付ける情報の改善
- 不足しているリソースをより効率的に割り振りながら、現在と同レベルのリソースを評価に割り当てる
- 評価から得る情報を用い、手法を変更、あるいは能力開発のリソースの配分を変える

評価のための共通枠組みは、活動の枠を超えたIMF全体で比較する能力を提供し、様々な部分をまとめ、パフォーマンスの総合的評価を行うことを目指している。この共通のアプローチを中心に、この枠組みにより、幅広いIMFの能力開発を反映するため評価を柔軟に変更することができる。

3

第3章 財務。 組織及び説明責任

IMF組織図

2016年4月30日現在



予算と収入

2016年4月、理事会は2017年度の運営費純支出を10億7,200万ドルとすることを、2018年度と2019年度の予定運営支出費と共に認めた(表3.1)。この結果、中期的に堅固な収入見通しにもかかわらず、実質運営費が5年連続で横ばいとなる。理事会はまた、2016年度に支出されずに繰り越した最大4,300万ドルを含め2017年度の総支出の上限を13億1,500万ドルとすることを承認した。また、建物と情報技術設備プロジェクトのために承認された資本支出は6,100万ドルだった。

表3.1
主要項目別歳出予算、2016–19年度
(単位:米100万ドル)

	2016年度		2017年度		2018年度		2019年度	
	予算	実績	予算	実績	予算	予算	予算	予算
実績								
人件費	908	896	934	922	969
旅費 ¹	130	120	123	115	126
修繕、その他	199	199	205	218	209
不測事態予備費	10	...	11	...	11
総支出	1,247	1,215	1,273	1,255	1,315	1,376
収入 ²	-196	-176	-200	-189	-211	-235
純予算額	1,052	1,038	1,072	1,066	1,104	1,141
繰越金 ³	42	...	43
純予算額含む	1,094	1,038	1,116	1,066	1,104	1,141
純予算額								
資本予算								
資本設備・技術	42	131	61	122	66	74
メモランダム項目								
純予算総額	1,071	1,072	1,072	1,072	1,072	1,077

出所: IMF予算企画室

注: 四捨五入のため個別項目と合計が一致しない場合がある。

¹ 2016年度と2019年度は海外での年次総会出席旅費を含む。

² ドナー拠出の活動、世界銀行とのコストシェアリング取組、刊行物売上、駐車料金、その他雑収入を含む。

³ 既定のルールに基づき前年から繰越。

IMFの2017年度ワークプログラムでは、いくつかの重要な分野において強化されてきた業務に対するサポートを継続した。また、①IMFプログラムを新たに受ける国やIMFプログラムの受け入れに近づいた国々との関与を深める、②金融分析と「金融セクター評価プログラム」に基づく追加分析をさらに良く統合することによりサーバイランスをさらに強化する、③能力開発に一層焦点を当てながら国際課税や長期的課題などに関する業務を強化する、という3つの目的のために追加的な資源が割り振られた。プログラム終了国の一掃でフィールドオフィスを閉鎖したり、横断的に合理化措置を実施したり、他の効率化措置を取るなど様々な節約により、支出を概ね横ばいに抑えることができた。ただし、例外として、物理的及び情報関連のセキュリティー経費の増大をカバーするために、600万ドルほど支出を純増させた。

2017年度の実際の運営支出は10億6,600万ドルと、純予算額を600万ドル下回った。この下回った額は、2016年度より小さかった。IMF内のポジションの平均空席率はわずかながら下がり、相当低いと考えられる水準になっており、大半の局で定員通りのスタッフ数となっている。世界的にサイバーアタックの巧妙さや頻度が上がっているが、IMFへのその脅威も増している。サイバーセキュリティの需要が供給を上回る中、そのための内部スタッフと外部サービスのコストが上昇しており、この傾向は今後も続くことが予想される。

2017年度の設備支出はほぼ計画通りに昨年度と同様のペースで執行された。7,630万ドルと最大の支出はHQ1ビル(ボックス3.1を参照)改修関連のものだ。情報テクノロジー支出は、2,790万ドルで、成果を上げ続けた。その多くはサイバーセキュリティの危険からの防御、データ管理の改善、耐用年数が来た設備の更新だった。

財務会計報告にあたって、IMFの運営経費と資本は「国際財務報告基準(IFRS)」に即して発生ベースで計上される。この基準では、収入と支出の発生ベースでの計上と、年金数理計算に基づいた職員福利厚生費の算定と償却が要求される。表3.2では2016年度の純運営予算実績10億6,600万ドルと、同年度にかかるIMFの会計監査の財務諸表で報告されたIFRSベースの運営費用13億8500万ドル(10億100万SDR)との間の調整の詳細を示している。

歳入モデル、手数料、報酬、負担及び純歳入

歳入モデル

創設以来IMFの財政は主に資金貸し出しに依存している。しかし追加的歳入を得るために2006年、投資勘定を設置し、準備金を投資している。また、2008年には理事会が、IMFの保有する金を限定的に売却して得た利益によって設置した基金を含む新たな歳入モデルを承認した。この歳入モデルと並行してIMF協定の第5次改正が2011年2月に発効し、投資予想収益を増大させ、長期にわたる財政を一層強化するようにIMFの投資権限が

表3.2

2017年度財務諸表に計上された運営費用 (特に表示がない限り、単位は100万米ドル)

2017年度運営予算の実績(純額)	1,066
計上時期の相違	
年金及び退職給付費用	355
資本的支出—当年度及び過年度支出の 償却	39
運営予算に含まれない金額	
資本的支出—国際財務報告基準に従い、 直ちに計上された勘定科目	30
一般勘定への戻入れ(貧困削減・成長トラスト、 大災害予防及び事後債務救済基金《大災害 債務救済基金を改称》、及びSDR会計より)	(105)
監査済み財務諸表に計上された	1,385
運営費用総額	
メモランダム項目	
監査済み財務諸表に計上された 運営費用の総額	1,001

出所: IMF財務局および予算企画室

注: 四捨五入のため、個別項目合計が総額と一致しないことがある。為替換算は米ドルとSDRの2017年度における支出に関わる実効為替レートの加重平均約1.38に基づく

拡大された。2013年1月に理事会は投資勘定の規則と規制を制定、第5次改正で認められた拡大投資権限を実行した。2016年7月に準備金の投資戦略を見直し、新たな規則を制定した。

手数料

IMF融資活動が高水準で推移していることと投資収益の低調さを反映して、主な収入源は引き続き与信残高から徴収される手数料となった。IMF融資の基本手数料率(金利)は、SDR金利にベースポイントで表された固定マージンを上乗せしたものである。2011年12月に理事会で採択されたルールの下、マージンは2年ごとに設定され、その1年目の年末に見直される。マージンは

ボックス3.1. HQ1ビルの改修工事進展状況

ワシントンDC中心部にあるIMF本部ビル2棟のうち古い方のHQ1の改修工事は2017年度中も続いた。2016年の年次総会は両方のビルで開催され、2017年の春季会合は、2014年以来初めて一つのビルでの開催となった。

改修工事は1度に3フロアを行う方式で続けられ、工事中はスタッフがもう一つのHQ2ビルか近くに賃貸したオフィスへ移った。

この大規模改修工事の主目的は老朽化したり、故障したりするビルの各システムに必要な更新を施すことだ。この改修では環境に優しいことを証明するLEED認証の獲得を目指しており、環境への影響が小さいグリーンビル設計と工事慣行を取り入れて



いる。2020年に工事が完了した際には、ビルのエネルギーコストは大幅に削減されると見込まれ、最も高い持続可能性基準を達成する一助となる。

IMFによる融資関連の仲介コストを賄ったうえで、さらにIMFが準備金を積み立てることができるような水準に決められる。さらにこのルールは、手数料率が長期信用市場の長期的状況に適合するようクロスチェックする条項を含んでいる。2017年4月、理事会はマージンを2018年4月まで100ベースポイントに据え置くことに同意した。マージンは2018年に見直される。

クレジット・トランシュや拡大信用供与措置の下での大規模な融資についてはさらにサーチャージが課される。第14次クオータ見直しの発効を受けて、理事会はクオータが倍増したことによる影響を軽減するためクオータをベースとするサーチャージが徴収される基準を見直した。レベル別サーチャージと呼ばれるこの特別手数料は、加盟各国のクオータの187.5%以上の融資使用に対して200ベースポイントが徴収される。それに加え、36カ月以上経っている大規模融資残高(判定基準は上記と同じ)、あるいは拡大信用供与措置の51カ月以上の融資には100ベースの期間別サーチャージを課している。

基本的な手数料とサーチャージに加え、IMFはサービス料、コミットメント・フィーおよび特別手数料を課している。一般資金勘定(GRA)からの引き出しの都度、融資額の0.5%のサービス料が課される。また、GRAを原資としたスタンド・バイ取極、拡大取極、

フレキシブル・クレジットラインおよび予防的流動性枠にかかる未実行融資残高に対しては還付可能なコミットメント・フィーが12カ月毎に徴収される。未実行残高に対し、クオータの115%未満については15ペース、クオータの115%超575%未満の部分に対しては30ペース、クオータの575%超の部分に対しては60ペースとなっている。融資の引き出しが行なわれる場合には既に納められたフィーの内、引出額に対応した額が還付される。また、IMFは元本の返済遅延および手数料の6カ月未満の延滞に対して特別手数料を徴収している。

報酬と金利

歳出面では、IMFは各加盟国のGRAにおける債権ポジション(リザーブ・トランшу・ポジションと通称される)に対して金利(報酬)を支払っている。IMF協定ではこの報酬率はSDR金利を超えてはならず、またSDR金利の80%を下回ってはならないとされている。現在、報酬率はSDR金利に設定されている。SDR金利は最低5ベースポイントで、SDR構成各通貨のマネーマーケットでの短期債務の加重平均を基に設定される。また、SDR金利に設定されたこの金利は、IMFの国別借入や債券購入契約(ノート・パークエス・アグリーメント)、拡大版新規借入取極での借入残高についても支払われている。

表3.3

IMFへの返済が6ヶ月以上遅延している国の延滞金合計額とその種類別内訳、
2017年4月30日時点(単位:100万SDR)

	合計	種類	
		一般勘定 (構造調整ファシリティを含む)	信託基金
ソマリア	237.9	229.6	8.4
スーダン	966.8	884.1	82.7
総計	1,204.7	1,113.6	91.1

出所: IMF財務局

負担の分担

IMFの手数料率と報酬率は、債務者の一般資金勘定(GRA)の融資返済延滞で発生するコストを債権ポジションにある加盟国と債務ポジションにある加盟国で等しく分担する仕組に従って調整される。6ヶ月以上延滞となっている融資の未払い手数料による歳入減は、負担分担メカニズムである手数料率の引き上げと報酬率の引き下げにより補填される。延滞が清算された際にはこれらの金額は加盟国に還付される。

2017年度の調整後の平均手数料率と平均報酬料率はそれぞれ 1.187 %、0.182 %だった。

純収益

IMFの2017年度の純収益は活発な融資活動と投資勘定における投資の利益、IMFの確定給付年金の再計算から生じた利益を反映して、19億SDR(27億米ドル)となった。2017年度収益は、「国際財務報告基準(修正IAS19、被用者給付)」にしたがって、年金用投資からの予定を上回った利子と、退職後給付制度に関わるIMFの確定給付債務を確定するのに使用される保険数理上の推定の変化からの影響を直ちに反映したことで生じた10億SDRの収益を含んでいる。

IMFへの延滞債務

IMFに対する延滞債務は2016年4月末の12億8,570万SDRから2017年4月末には12億470万SDRに減少した(表3.3)。2017年4月末時点では、ソマリアとスーダンの2加盟国が6ヶ月以上の長期延滞となっている。両国は1980年代半ばからの延滞が累積し、それぞれの延滞が全体の約20%、約80%を占めている。

ジンバブエは2001年2月から貧困削減・成長ファシリティ(PRGT)の延滞があったが、2016年10月に全ての延滞を返済した。3分の1が元本にかかるもので、残る3分の2は手数料と利子にかかるものだった。現在、延滞のほぼ全部が一般資金勘定(GRA)に対するもので、その額は信託基金の8%未満となっている。2009年8月/9月に行なわれたSDR一般配分により、長期延滞債務のすべてがSDR会計で受け入れられている。

延滞債務に関するIMFの協力強化政策の下、長期延滞国に対しては一連の正措置が採られてきた。2016年度末時点で、ソマリアとスーダンはGRA利用不適格国となっている。

人事政策と組織

グローバル経済でその有用さを発揮するためには、IMFは高い能力を有する国際的スタッフを雇用、維持する必要がある。2017年度には中期人事戦略を開始し、スタッフの能力及びリーダーシップの開発に努めた。

職員の現況

2017年4月30日現在、IMFは2,280人の専門職と管理職、さらに488人の支援スタッフを雇用している。IMFの幹部職員のリストは本報告書100ページに、組織図は75ページに掲載されている。

2016年中の新規スタッフ雇用数は218人で、2015年の182人をわずかに上回った。2016年には14人のマネジメントスタッフ、157人の専門職、47人の支援スタッフを雇用した。IMFは高い分析能力と政策策定経験を持つエコノミストを必要としてお

り、2016年にはエコノミストプログラム(EP)を通じて20人のトップクラスの大学院卒業生を採用したほか、既に経験のある80人のミッドキャリアのエコノミストを雇用した。このミッドキャリアのエコノミストの半数近くはマクロ経済専門で、それ以外は金融と財政の部門の専門家だ。

2016年中には517人が契約スタッフとして雇用された。5カ国から13人のエコノミストが外部資金派遣人員プログラム(EFA)で雇用された。EFAは最大で15加盟国の公的部門職員にIMFでの2年間の業務経験を積ませる機会を提供するプログラムだ。このコストは多国ドナー信託基金を通じた加盟国の資金で賄われる。(IMFスタッフの国籍別、性別、国家グループ別の分布についてはウェブ表3.1-3.3を、また、給与構造についてはウェブ表3.4を参照のこと)

多様性と一体性

IMFは、職員が地理的および性別、学歴で多様性を確保するために多大の努力を払っている。2017年4月末現在で、IMFの189加盟国の中、143カ国からスタッフを雇用している。2016年の専門職レベルの外部からの雇用のうち、輩出が少ない国家(サハラ以南アフリカ、東アジア及び北アフリカの地域を中心)からの採用は29%だった。IMFの多様性と一体性を向上させるための現行の取り組みについてのより詳細な統計と情報は「2016年 IMF多様性・一体性年次報告書」で入手可能だ。」

マネジメントの任命と異動

2017年度初頭、朱民副専務理事が7月下旬に迎える任期満了で退任する意向を表明した。ラガルド専務理事は、朱氏の副専務理事としての5年間と、それ以前の専務理事の特別顧問としての素晴らしい貢献を称賛、「現実をしつかり踏まえたスタイル、秀逸なユーモアセンス、温かい人柄は、朱氏のすば抜けた頭脳と経済学への情熱をさらに補強し、様々な分野の課題で強力なり

ーダーシップを発揮することを可能にした」との声明を発表した。専務理事はこの声明で、朱民氏の後継候補の人選を進めていることも明らかにした。

ボックス3.2: 退任及び新任幹部スタッフのプロフィール



アントアネット・サイエ 2008年7月から2016年8月までIMFアフリカ局長。リベリア内戦終結後、同国財務大臣として、多国間延滞債務の清算、重債務貧困国認定、パリクラブの対応を主導し、同国の公的財政を大幅に強化した。サイエはタツ大学のフレッチャースクールで国際経済学博士号を取得。



アベベ・アエムロ・セラシ 2016年9月にアフリカ局長に就任。それ以前は同局の上席駐在代表としてウガンダ、またミッションチーフとして南アフリカに勤務した他、同地域の地域経済見通しの作成を統括した。また、戦略政策審査局と欧州局では幅広い実務及び政策経験を発揮した。それ以前はエコノミスト・インテリジェンス・ユニット勤務のほかエチオピア政府の大統領府首席エコノミストを務めた。ロンドンスクール・オブ・エコノミクスで経済史修士号を取得。



マスード・アフメッド IMF中東中央アジア局長を8年務めた後2016年8月にIMFを退職。同局長としては政治的移行期に入った同地域とIMFの関係を統括とともにシリア内戦の混乱激化の対応に当たった。2000年にIMFの戦略政策審査局の副局長に就任、2006年から2008年までコミュニケーション局の局長を務めた。ロンドンスクール・オブ・エコノミクスで経済学のポスト・グラデュエート学位を取得。

ラガルド専務理事は2016年7月、朱氏の後任副専務理事候補に中国人民銀行(中央銀行)副総裁の張濤氏を8月22日付で指名した。張氏は以前、IMFの中国理事を4年間務めた。中国人民銀行では法制局や金融調査・統計局の責任者など複数の役職を歴任している。世界銀行やアジア開発銀行での勤務経験も有

する。ラガルド専務理事は「張氏は国際経済の専門知識と公共政策策定経験、外交能力を組み合わせた高い能力をIMFにもたらしてくれる」とした上で、「国際金融機関の経験も豊富で、高いコミュニケーション力もあり、IMFの政策と諸手続きにも卓越した知識を有する」と称賛した。



ジハド・アズール 2017年3月に中東中央アジア局長。それ以前は2005年から2008年までレバノンの財務大臣を務め、その間国家レベルや財務省で重要な改革プログラムの調整に当たった。2006年から2008年まで中東8カ国グループと北アフリカ大臣グループの議長を務め、「レバノンのためのパリIII国際会議」を主導、レバノン復興のために国際的に資金支援を引き出す道筋を付けた。パリ政治学院で国際金融の博士号と国際経済・金融のポスト・グラデュエート学位を取得。



トビアズ・エイドリアン 2017年に金融顧問兼金融資本市場局長としてIMFに奉職。それ以前にニューヨーク連銀の上席副総裁、調査・統計グループのアソシエイト・ディレクターを務めたという実務及び政策上の幅広い経験を、IMFの業務に活かしている。マサチューセッツ工科大学で博士号取得。



ホセ・ビニャルス 金融顧問兼金融資本市場局長を7年間務め、この間、IMFが真のマクロ金融機関として力を付けることに惜しみない努力を続けた。2009年にIMFに加わる以前はスペインの中央銀行で要職を歴任、副総裁も務めた。ハーバード大学で経済学博士号。



マイケル・シュワルツ 2010年から2017年まで独立評価機関のディレクター。それ以前はメキシコの国家退職用貯蓄委員会のプレジデント。IMFで同国の理事も務め、それ以前はメキシコ財務大臣の首席補佐官や同国財務省の国際金融局長を務めた。カリフォルニア大学ロサンゼルス校で経済学博士号取得。



チャールズ・コリンズ 2017年2月に独立評価機関のディレクターに任命された。それ以前は2013年8月から国際金融協会のマネージング・ディレクター兼首席エコノミスト、また、米財務省で国際金融担当次官補を務めた。また、IMFの調査局と西半球局の副局長も務めた。オックスフォード大学で経済学修士及び博士号を取得。

マネジメントの構造と給与体系

理事会はIMFのマネジメント報酬を定期的に見直している。総務会は専務理事の給与を承認した。年次調整はワシントンDCの消費者物価をもとに実施されている。2016年7月1日現在のマネジメントの給与体系は以下の通り。

専務理事	50万600ドル
筆頭副専務理事	43万5,280ドル
副専務理事	41万4,570ドル

幹部スタッフ人事異動

2016年9月15日、クリスティーヌ・ラガルド専務理事はIMFアフリカ局の局長にアベベ・エムロ・セラシーを、IMFを退職した前任のアントアネット・サイエの後任として任命したことを発表した（退任、及び新任幹部スタッフのプロフィールはボックス3.2を参照のこと）。

2016年11月28日、ラガルド専務理事はIMFを退職したホセ・ビニャルスの後任の金融顧問兼金融資本市場局長に、トビアズ・エイドリアンを任命したことを発表した。

2016年12月1日、ラガルド専務理事は中東中央アジア局の局長に、IMFをやはり退職した前任のマスード・アフメッドの後任としてジハド・アズールを任命したことを発表した。

2016年10月14日、理事会は独立評価機関のディレクターにチャールズ・コリンズを選任した。任期を迎えたモイゼ・シュワルツの後任となる。

説明責任

IMFにおけるリスク管理

IMF協定で定められたその役割により、IMFは一連のリスクを負っている。2016年、理事会は「リスク引き受け声明」を承認した。それはIMFの活動で許容する意思があり、かつ長期間にわたり上手く管理できるリスクの程度を示すものだ。声明は理事会及びマネジメントによって決定された現行政策やプロセスの変更を反映するよう定期的に見直される。

IMFはリスクを積極的に管理するため、三段構えの防衛線を用意している。第一防衛線は、日々の業務を執行し、そうした業務に内在するリスクの特定と管理のために内部管理システムを設置、維持している各局だ。特殊な分野においては各局横断的な委員会が追加的なリスク監視を提供している。第二防衛線は「リスク管理チーム」で、リスク管理枠組みの開発・維持、包括的なリスク評価を実施し、そしてIMF全体のリスク概要をマネジメント陣と理事会に報告する責任を負っている。リスク概要ではリスク軽減努力が必要な分野を特定、指摘する。

リスク管理チームの定期的なリスク評価は、IMFの戦略的予算計画サイクルに反映される。筆頭副専務理事が議長を務めるIMFリスク委員会はリスク軽減策を分析、優先付けし、IMF全体のリスク対処機能の横断的統合を確保する。第三防衛線である内部監査室(OIA)はガバナンス、リスク管理、そして内部管理の有効性を保証する。リスクの有効管理及び軽減の最終責任はマネジメント陣と理事会が負う。

IMFは、戦略、中核、業務横断、風評の4つの幅広く相互に関連する分野でリスクを監視し、積極的に管理している。

- 戰略については国際金融システムに影響を与える生起しつつある課題の継続的分析を取り込んだ専務理事の世界政策課題によって方向性が決定される。戦略リスクの管理には、中期的な予算に裏付けられた、変化する外部環境に対応する明確な戦略的枠組みの確立が必要となる。

- IMFの中核業務のリスクは、IMFの三つの主要活動であるサービスバランス、融資、能力開発を戦略的方向性と基本目的に整合させるとともに、その融資モデルの安全性が守られるようにすることに関連する。融資について、そのプログラムが意図した目的を達成しないリスクを管理するのに、IMFはアクセス制限、プログラム設計、貸付実行の条件設定を中心とした重層的枠組みを用いている（ボックス3.3を参照）。予防的残高の十分な水準とIMFの事実上の優先的債権者としての地位はこの枠組みの欠かせない部分だ。

- 業務横断的資産のリスクとは、それに加えて、戦略的方向性に沿った施策の遂行を可能にし、IMFの中核業務の効率的な実施

のいかなる中断も避けることを支援するIMFの人的資本の能力、技術、物理的資産そして他の補助的因素を指している。業務横断的リスクとはまた、歳入と投資リスクなどほかの財務的リスクにも関連している。

- 風評リスクとは、利害関係者がIMFに対して否定的な見方をして、それがIMFの信頼性と政策の魅力を損なう可能性を意味する。

監査メカニズム

IMFの監査メカニズムは外部監査法人、内部監査機能、及び年次監査の全般的な監督のためにIMFの内規に基づき設置される独立した外部監査委員会(EAC)で構成される。

外部監査委員会

EACは3人の委員で構成され、理事会の推挙に従い専務理事が任命する。委員の任期は3年であるが、任期をずらして選任され、IMFから独立して職責を行使する。委員は異なる加盟国から選ばれ、年次監査の監督を行なうために必要な専門知識と資格を有していなければならない。通常EAC委員は、国際的な会計法人、公的部門、学界での豊富な経験を有するものが就く。

ボックス3.3. セーフガード評価によるリスク管理

IMFが加盟国に融資する際には、その国の中央銀行がIMFから受け取った資金を十分管理し、IMF支援プログラムについて信頼のおける金融データを提供できるという合理的な保証を得るためにセーフガード評価が実施される。同評価は中央銀行のガバナンスと管理フレームワークを精査するもので、資金アクセスの制限、コンディショナリティ、プログラム設計、誤報告の対処策、プログラム終了後モニタリングなどIMFのほかのセーフガードを補完するものだ。セーフガード評価は中央銀行の5つの分野について診断する。外部監査メカニズム、法制と独立性、財務報告フレームワーク、内部監査メカニズム、そして内部管理システムだ。

2017年4月末現在で296回のセーフガード評価が96の中央銀行に対して実施され、2017年度中は13の同評価が完了した。それに加え、IMF融資残高が残っている限り、セーフガード活動は勧告実施の進展状況のモニタリングや当該中央銀行のセーフガード枠組み上のほかの出来事への対処なども行った。約60の中央銀行が現在このモニタリングの対象となっている。

IMF理事会はセーフガード政策を5年に1度見直している。最新の見直しは2015年に実施され、セーフガード政策の有効性とIMFの総合的なリスク管理枠組みにプラスの貢献をしていることが確認された。また、セーフガードの実施は各中央銀行に

内部管理や監査、そして報告活動を改善する助けとなっていることも確認した。セーフガードの枠組みは現場での経験やこの業務での展開に対応するため定期的に改善されている。その枠組みに大きな変更は加えられてはいないものの、2015年に導入された新たな要素は、直接の予算資金融資をしているケースについては、当該国の国庫に対する財政的セーフガードの点検にリスクベースのアプローチが実施されることだ。この点検は、当該国がIMF資金に特別なアクセスを申請し、融資金の少なくとも25%以上の実質的な割合がその国の予算の資金に充てられた場合のみ実施される。これまでにそうしたケースは起きていない。

それに加え、2017年度中に地域セーフガードに関するセミナーが、シンガポール地域研修所、南アフリカ・プレトリアにあるアフリカのための合同パートナーシップで開催された。セミナーはセーフガード分野での国際的に最先端を行く慣行を紹介とともに各中央銀行担当者が自身の経験を共有する機会を提供了。それに加え、ドバイで高いレベルの中央銀行ガバナンスに関するフォーラムが開かれた。参加したのは中央銀行の幹部職員とその外部監査担当者であった。フォーラムに参加した中央銀行各行は、不正の監視と良好なガバナンスを可能にする制度を強化するために採用している多様なアプローチや重要な成功事例を紹介した。そこでは、内部監査やリスク管理機能、監査委員会などが焦点となった。

委員長は委員の互選によって選ばれ、運営方法も自ら決定し、IMFマネジメントから独立して年次監査の監督に当たる。委員会はワシントンDCで開かれる。その時期は毎年1月か2月に年次監査計画を監督のためと、6月の監査報告完成後と7月の理事会への結果報告のためとなっている。IMFスタッフと外部監査法人は年間を通じEAC委員に助言を求める。2017年度の委員は、スタンフォード大学で会計学教授のメアリー・バース氏、公認会計士でインドの会計事務所で上級パートナーを務めるカムレシュ・ヴィカムゼイ氏、それと公認会計士でアンティグア・バーブーダの国際会計事務所でパートナーを務めるキャシー・ホッジ氏だ。

外部監査法人

外部監査法人はEACとの協議に基づき理事会が推挙し、専務理事が任命する。外部監査法人はIMFの年次外部監査を担当し、IMFの財務諸表に関し監査意見を表明する。対象範囲はIMF協定第5条2項(b)に基づき運営される諸勘定と職員の退職年金を含むものとされている。年次監査終了の際にEACは監査結果を理事会に説明し、外部監査法人の作成した監査報告書を専務理事と理事会を経由して総務会に提出し、承認を求める。

外部監査法人の任期は5年であり、5年に限って延長できる。PricewaterhouseCoopers(PwC)は、2014年11月にIMFの外部監査法人に指名された。外部監査法人は監査に関連するコンサルティングサービスを提供できる。ただ、禁止されたサービスのブラックリストに触れないものに限られ、その監査法人の独立性を守るため、厳しいセーフガードを受ける。これらのセーフガードにはEACの監査と、ある限度額を超えたコンサルティング料について理事会の承認が含まれる。

内部監査室

内部監査室(OIA)はIMFを守り、強化するための独立検証・助言機能を備えている。OIAの使命は二つある。一つはIMFのガバナンス、リスク管理、内部統制の有効性を評価することで、二つ目はベストプラクティスとコスト的に効率の高い解決策の開発

について助言を与えることにより、IMF業務の改善のコンサルタント及び触媒的機能を果たすことだ。その独立性を確保するため、OIAは組織上IMFマネジメントに直結し、また外部監査委員会に間接的にレポートするという関係を維持している。

OIAの2017年度の仕事は、「第14次クオータ一般見直し」を受けたクオータの増額拠出、個人によるIMFの情報資産へのアクセス管理のための個人特定とアクセスに対するIMFのアプローチ、第三者の納入業者に関するリスク管理、そしてIMFの経済指標登録票のひな型に対する独立評価などだった。

OIAはまた「理事会承認されたIMFの独立評価機関(IEO)勧告の実施計画状況の第8次モニタリング報告書(PMR)」を作成・提出した。これはOIAによるこの関連の3回目の報告書だ。この報告書は最近のIEO評価から提起された四つのマネジメント実施計画に含まれた業務と「第7次PMR」で個別の管理業務が「進行中」として分類された四つの計画について、この1年で達成された進展を評価した。理事会の評価委員会は2017年3月にこの報告書を審査し、理事会は全体として同年4月に承認した。

理事会はOIAの諸活動を、監査結果と監査勧告の進捗情報を含む活動報告として年2回説明を受ける。これら活動の直近の理事に対する非公式説明は、2017年1月に行われた。

独立評価機関

IMFの独立評価機関(IEO)は2000年に設立され、IMFの政策と活動の独立した客観的評価を実施する。設置規則に従い、IEOはIMFマネジメントから完全に独立し、理事会と一定の距離を保って業務を行う。IEOの使命は、IMFの学びの気風を強化し、対外的な信頼性を高め、制度的ガバナンスと監督を支援することである。

IEO報告書と勧告の理事会によるレビュー

IMFのギリシャ、アイルランド、ポルトガルでの危機対応

2016年7月、IEOはIMFとギリシャ、アイルランド、ポルトガルにおける危機についての報告書をレビューした。理事会は同報告書と、それに付された専務理事の声明を歓迎した。理事会は報告書の内容が、通貨同盟加盟国の危機対応について貴重な省察と教訓を提供しているとの見方で一致した。IMFの学びの気風を向上させる上で、IEOの業務が不可欠な役割を果たし、IMFの外部からの信頼強化と理事会の監督責任を支援すると強調した。

理事らはIEOの報告内容の太宗に概ね同意し、その勧告を承認したが、一部の点について異論を差しはさんだ。理事らは、このユーロ圏3カ国の危機プログラムから学ぶ必要があるとはしたものの、当時のかつてない困難な状況を認識しておくことが重要だとした。主要な課題には、市場アクセスの突然の喪失、名目為替相場の調整に頼らずに大きなインバランスに対処する必要、そしてユーロ圏各国間のファイアウォールがない、などがある。理事らはまた、世界金融危機が背後にあり不確実性と危機の伝播に対する懸念が非常に強かった点を指摘した。そして、これら一連の危機におけるIMFのパフォーマンスは、未知の領域に対処するというこの広い文脈の中で評価される必要がある点を強調した。

これを背景に、理事らはIMFの支援プログラムが欧州のファイアウォールの構築、危機の伝播予防、アイルランドとポルトガルでの成長と市場アクセスの回復に成功したと判断した。また、ギリシャ危機のポリティカルエコノミーの力学は独特で複雑なものがある、との意見だった。そして、危機対応のこれまでにないトロイカ体制は全体として有効との見方で概ね一致し、特にIMFの関与の仕方の変遷を指摘した。とはいえ、欧州各国との調整や共通の立場を形成する必要は、IMFの危機管理者としての鋭敏さに悪影響を及ぼした可能性があり、その意思決定過程が透明さを欠いたとの批判を招いた。

これまでに確立された慣行に沿って、マネジメントとスタッフは実施計画を策定する際に、その進展をモニターするアプローチを含め注意深い議論を行った。

IMFの多角的サーベイランス

2017年3月、IEOはIMFの多角的サーベイランスの2006年に発表した評価の更新版を作成した。それは2006年評価に定められた目的の達成が大きく前進していることを指摘し、その理由として世界金融危機が多くの改革を促す触媒となったことを挙げた。その改革には2012年統合サーベイランス決定や、先進諸国における危機発生以前の段階の分析で分かった脆弱性や伝播などの欠点を解消する行動、そして早期警戒システムを通じたマクロ金融リスクのより系統的な分析が含まれる。それと同時に、重複するサーベイランスが増えて、それらの一貫性を保つことがより難しくなっている。

IEOワークプログラム

上記のプロジェクトの完遂に加え、IEOは2017年度中も「IMFと社会的保護」の評価を継続し、さらに2つの新たな評価を開始した。「IMFと社会的保護」の評価では、脆弱国家グループの厚生の喪失や減少に対する予防や緩和についての懸念が高まる中で、IMFが社会保護に対するより大きな配慮の求めにどう対応したかを分析している。評価はまた、過去10年間を振り返り、IMFの組織レベルでの社会保護に対して果たした役割とアプローチを検証した。それらは各国への経済サーベイランスや融資、技術支援などにおけるIMFの社会保護への実施作業の他、社会保護政策や戦略、プログラムの設計や資金手当て、及びその評価についてIMFより直接的な役割を果たす機関との協力についての検証だ。IEOはこの評価を2017年7月に理事会に提出した。

「IMFと脆弱国家」の評価は、紛争終結後やその他の脆弱性を生む状況にある国々に対して、IMFが政策助言やプログラム（資金支援を含む場合も含まない場合もある）、及び能力開発を通じて果たした役割について分析している。それはIMF関与の一般的なフレームワーク、つまりIMFが外部の利害関係者とどのように協力し合っているか、理事会の役割、そしてIMF内の人的資源の問題に焦点を当てている。理事会はこの評価のドラフト報告書を2016年11月に議論し、IEOは最終報告書を2018年度の遅い時期に理事会に提出する予定だ。

IMFの金融サーベイランスについて新たに開始された評価はまだ初期の段階にある。それは世界金融危機以降の金融サーベイランスの強化に向けたIMFの取り組みを精査している。各国別と多国間レベルの双方でIMFサーベイランスの妥当性や質、有効性を調査している。これに加え、IEOは2つの評価について更新版の作成を始め、2018年度に提出を予定している。それは「1999年-2005年のIMF為替政策アドバイス:2007年IEO評価を再点検」と「IMF支援プログラムの構造的コンディショナリティ:2007年IEO評価を再点検」だ。

今後については、IEOは様々な利害関係者と相談しながら将来の評価課題を検討している。その相談のベースとなる評価候補課題のリストは2018年度の早期に準備され、理事会評価委員会に提示される予定だ。IEO評価の完了、進行中及び今後の予定に関する情報や文書は、www.ieo-imf.orgで閲覧できる。

理事会承認勧告の実施

2016年11月、理事会は「IMFデータの裏側」の評価で「マネジメント実施計画(MIP)」を承認した。この議論は、この評価で提言されたデータと統計の長期的戦略の表明のタイミングと手続きに集中した。MIPはこの戦略についてタスクフォースがIMF組織全体との協議をした後にその原案を作成し、2017年末までに理事会に提示することを示唆している。

「IMFとギリシャ、アイルランド、ポルトガルの危機」の評価のMIPは理事会によって2017年2月に承認された。この計画は、IMFの業務の分析力を強化する努力を強調している。IMFのテクニカルな分析に政治的介入の余地を最小限にするとともに、通貨統合加盟国のプログラム設計と地域の資金手当て支援の枠組との協力に関する理事会ペーパーを準備するためだ。それはまた、IEOとIMFスタッフ間の情報共有のプロトコル準備について触れている。

2017年4月、理事会は「理事会承認のIEO勧告を受けたその実施計画の現状に関する第8次モニタリング報告書」を承認した。同報告書は前回の報告書以来、合意した諸措置の実施にばらつきが出ていることを指摘した。より最近のMIPの措置がより迅速に進展している一方、古いMIPのそれはゆっくりとなっている。

全体としてみると、理事会はマネジメントもスタッフもこうした措置のタイムリーな実行を強く心掛ける姿勢を維持していると考えている。

外部関係者へのアウトリーチと交流

IMFのアウトリーチ活動には二つの目的がある。ひとつは、外部の声に耳を傾け、その関心と視点への理解を深め、IMFの政策アドバイスを、より実情に合致した質の高いものとすることである。二つ目はIMFの目的と活動に関する外部の理解を深めることだ。IMFコミュニケーション局がアウトリーチ活動と外部利害関係者の交流に一義的な責任を負う。

コミュニケーション戦略は、時とともに進化してきた。過去10年間は透明性の向上からIMFがメディアや外部利害関係者に自ら働きかける機会を増やすことへ変化した。それは、IMFの政策や業務を説明し、重要な経済的課題への参加と貢献を可能にし、加盟国と対話し相互理解を深めるためだった。

他の多くの組織と同様に、IMFはコミュニケーションを組織の有効性を高めるための戦略的手段として使っている。ソーシャル・メディアやビデオ、ブログ、ポッドキャストなどの新技術もコミュニケーション戦略に大きな役割を占めるようになってきた。また、世界の激しい変化に対応するため、市民社会組織(CSO)や民間ネットワークといった強い影響力を持つ新たな組織への接触も行っている。

IMFは各国の経済政策決定プロセスで重要な役割を果たす国会議員と、主に世界銀行・IMF議会ネットワークを通じて接触しているが、それにとどまらず各国の国内や各地域の組織を通じた取り組みも行っている。

IMF・世界銀行の春季会合の期間中に2日間の日程で世界銀行・IMF議会ネットワークの年次総会が開催され、世界の加盟国から170人の国会議員が参加した。総会ではIMFのラガルド専務理事と世界銀行のヨンキム総裁が講演を行うとともに、IMFのスタッフも国会議員と政治腐敗やアフリカのサハラ以南の経済成長見通し、格差、雇用など幅広い論点について意見を交換した。2018年にインドネシアで開催される予定のIMF年次総会に

備え、世界銀行・IMF議会ネットワークはシンガポールでインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、ベトナムの国会議員とともに2日間のセミナーを開催した。セミナーでは、各国の個別問題にとどまらず東南アジア諸国連合(ASEAN)が直面する経済的リスクと立法制度改革による投資促進についても議論した。

中東・北アフリカの世界銀行・IMF議会ネットワークの発足に際し、アルジェリア、バーレーン、ジブチ、エジプト、イラク、ヨルダン、レバノン、マルタ、モロッコ、チュニジアの10カ国から国会議員40人以上がチュニジアの首都チュニスに集まった。この会合では、中東・北アフリカの経済やガバナンス改革に関する優先度の高い問題や地域ネットワークの役割、若年層の失業問題、国家の脆弱性などについてパネルディスカッションを行った。

世界銀行・IMF議会ネットワークはまた、3日間の日程でナイロビへの現地訪問を主催、ベルギー、ベニン、ブルンジ、カメルーン、カナダ、フランス、リベリア、マダガスカル、パキスタン、セネガル、スウェーデン、タンザニア、チュニジア、トルコ、ウガンダから20議員が参加した。同地では政府関係者、市民社会団体、外交官、民間企業の代表と政治腐敗、成長、雇用創出、性差別、IMFの技術支援、能力開発について議論した。

またアルバニア、コソボ、モルドビア、セルビア、ウクライナの国会議員を集めウィーン合同研究所で3日間にわたり、さまざまな言語で各国固有の問題のほか、ガバナンス、財政政策、各種制度、中央銀行政策についてのセミナーを行った。

10年目に入ったIMF市民社会フェローシップ・プログラムは、36の低所得発展途上国の積極的な50の市民社会団体(CSO)に対し春季会合・年次総会への参加資金を提供した。CSO政策フォーラムの一環で、格差、性差別、債務、財政運営、国際課税、社会福祉、食料、エネルギー補助金、政治腐敗などについてCSOが90回を超えるセッションを開催し、その多くにIMFからも参加者を出した。2016年の年次総会では、貧困や人権の侵害に苦しむ人々を支援するアクションエイドと世銀やIMFの監視役であるブレトンウッズプロジェクトが同会合のテーマであった性差別に関するセミナーをIMFと連携して開催し、デビッド・リプトン筆

頭副専務理事が基調講演を行った。こうした会合は初めての試みだ。

IMFは春季会合・年次総会以外でも、各国別会合やワークショップ、オンライン・コンサルティングなどを通じて市民組織と低所得国の債務持続性、ガバナンス、格差、社会セーフガードなどのテーマについて意見交換した。本部以外でも、ケニアやヨルダンにおける地域イベントが、IMFのスタッフミッションの期間中の地域の市民団体との接触を補完した。またラガルド総裁はウガンダ訪問中、同国のCSOの代表と会談し、ガバナンス、財政政策、国際課税について協議した。

世界的な金融危機の雇用に与える影響を理解し、それに対応する重要性に鑑み、IMFは定期的にグローバルなレベルから各国レベルに至る様々な労働者組織と対話を続けた。本部では2年に1回、国際労働組合総連合(ITUC)とのハイレベル会合を続けている。30カ国の70労働組合の代表が専務理事やIMFスタッフと雇用や成長を促進する政策手段や、労働市場政策、賃金や性差別、気候変動、エネルギー問題について議論する。

IMFは、今日の世界を変革し、次世代の指導者として期待される若者との交流に力を入れており、IMF幹部やスタッフは各国を訪問する際に、学生や若き起業家、青年指導者たちとその国の若者が関心を持つ問題について意見交換を行っている。若者に向けたフェローシップ・プログラムの一環として、IMFは春季会合・年次総会に青年指導者を招待した。彼らはさまざまなイベントやセミナーに参加し、政策決定者やIMFスタッフと交流した。2017年春季会合では、ワシントンD.C.の大学生130人が参加した。

年次総会の期間中には、ユースダイアローグを通じて世界の若きリーダーが関心を持つ問題について経験や意見を共有できる機会を設けている。2016年のユースダイアローグでは、各国における政治腐敗の影響と解決の方法について議論した。この会合には映画「カトウイのクイーン(仮題)」の主人公になったウガンダの若きチエスのチャンピオン、フィオナ・ムテシさんを招き、スラム街クトゥイで育ったフィオナさんの体験談に耳を傾けた。

社会的責任の遂行

IMFは、独自の社会的責任プログラムを通じて、福祉やコミュニティの持続可能性の向上、その活動の拠点となる環境の改善に、組織として取り組んでいる。例えば、業務における二酸化炭素排出の削減に努め、カーボン・ニュートラルの達成に努力している。また排出削減の足りない分を補うために必要な分にとどまらず必要とされる以上にカーボン・オフセットを購入した。これにより8カ国で環境の持続可能性を高めるプロジェクトを支援した。また、堆肥材料の購入により、埋立処分に使われる廃棄物を過去1年間に8%減らした。また、環境保護で鍵となる事務用品と電子機器の二分野で環境維持が可能となるような物品購入慣行を行っている。こうした取り組みは、IMFが環境資源に対し責任ある管理者として貢献しようとしていることの表れである。

ボランティア活動

IMFのもう一つの社会的責任活動の重要な柱はボランティア活動だ。朱民ボランティア・プログラムを新設したことにより2017年度中のIMFスタッフによるボランティア活動は急増した。このプロ

グラムは地域サービス活動に熱心だった前副専務理事の朱民氏にちなんで名付けられ、IMF本部の周辺などワシントンD.C.におけるスタッフのコミュニティ活動を企画運営している。

このプログラムはコミュニティ活動に尽力したマーティン・ルーサー・キング牧師を記念する年次ボランティア・イベント期間中の1月12日にラガード専務理事によって発表された。400人以上のIMFの職員と退職者が集まり、ハリケーン「マシュー」によって家を失った人々など自然災害の被害者に配る救急箱を詰める作業を行った。この救急箱は国際慈善グループ「ワールド・ビジョン」によって配布された。

朱民ボランティア・プログラムは、主に二つの活動によって構成されている。ワシントン周辺の経済的に恵まれない地域の学童に金融について教えたり、作文の指導をしたりすることと、ホームレスの収容所で食事を準備したり提供したりすることだ。冬物コート、玩具、食品の寄付も計画されている。IMFボランティアクラブに所属する人々がこうした活動の多くを運営し、IMFのボランティア活動を推進した。



朱民ボランティア・プログラムは「IMFギビング・トゥゲザー」によって運営される。この組織はIMFとそのスタッフの寄付を調整し、年次寄付キャンペーン、人道支援を推進したり、地域及び国際的な寄付を行ったり、加盟国を訪問した際の寄付活動を運営している。

2017年には、ギビング・トゥゲザーのキャンペーンで、IMFスタッフの寄付はIMFが組織として同額を上乗せて計250万ドルに上った。このキャンペーンには目標の25%を大幅に上回る33%の職員が参加した。

アジア太平洋地域事務所

世界経済の中で重要性が高まり続けるアジア太平洋地域におけるIMFの窓口として、アジア太平洋地域事務所(OAP)は、IMFのサーベイランスを地域の実情により通じたものにするため金融・経済情勢のモニタリングを行っている。OAPは、アジア太平洋地域におけるIMFの政策に対する理解を深めるとともに、重要な課題について地域の視点をIMFに伝えることに努力している。この使命のもとに、OAPは国別サーベイランスを実施しており(現在、日本とネパールで実施中)、地域のサーベイランスへの参加も強化している。

OAPのスタッフは、ASEAN+3(東南アジア諸国連合および中国、日本、韓国)やAPEC(アジア太平洋経済協力)、東アジア・オセアニア中央銀行役員会議(EMEAP)、そして太平洋島嶼国中央銀行総裁会議(the Pacific Island Countries Central Bank Governors Meeting)などアジアの様々なフォーラムに積極的に参加している。また、OAPは日本-IMFアジア奨学金プログラム、日本-IMFアジアマクロ経済セミナーをはじめとする各種能力開発セミナーを通じてアジアの能力開発に貢献している。後者の活動として、2016年7月にスリランカのコロンボで、同国中央銀行とIMFの財政局が共同で、包括的な成長のための社会支出についてのセミナーを開催した。

OAPは、積極的にアウトリーチ活動を推進するほか、日本など地域内での職員採用を行っている。さらに、政策決定に関わる人々とIMF業務と密接に関わる政策問題について意見交換を行っている。国際協力機構(JICA)と東京で財政リスクと財政の余力、そして国連の持続可能な開発目標に関する政策についての会議(2017年2月)を開いたほか、一橋大学と国際金融システムについての会議も開催した(同3月)。OAPはまた投資や貿易、地域の資本市場の育成についての会議をオーストラリア当局と2016年12月にシドニーで共催した。



パリ・ブリュッセル地域事務所

パリとブリュッセルにあるIMF欧州事務所は、欧州連合(EU)の諸機関や加盟国、および欧州の国際機関や市民社会団体との連絡窓口になっている。当事務所はユーロ圏とEUにおける政策ならびにEUとIMFが資金を供与する個別プログラムに関して、欧州委員会、欧州中央銀行、欧州安定メカニズム、欧州会議、経済財政委員会、ユーログループ作業部会などと連携する。また、経済協力開発機構(OECD)ではIMFを代表する。

事務所はまた、経済サーベイランス、IMF支援プログラム、技術支援などのIMFの欧州での業務を支え、域内の連絡と外部交流活動を手助けする。さらに世界経済の問題に関して、欧州におけるEUの諸機関、国際機関、域内政府、市民社会団体との対話を醸成し、産業界団体、労働組合、シンクタンク、金融市場、メディア関係者との会談を行っている。

また、合同ワークショップや行事を開催しているが、その中には世界銀行欧州事務所と共に難民危機の経済的影響を議論する会合や欧州の変化する財政政策についてのIMF財政局と共同の年次シンポジウムなどがある。さらに、欧州経済が直面する主要な問題についてのIMFの見方を議論するため、パリ、ブリュッセル、ロンドン、ベルリンで最低年2回、高官レベルの政策昼食会を開催している。この他、事務所スタッフはベルギー、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、スペイン、英国での国際会議では、要請に応じて講演を行った。

能力開発と外部交流を支援する事務所の役割の一環として、複数のEU諸国の国会議員向けにウィーン合同研修所とワークショップを共催する一方、スタッフは同研修所のほかの様々なイベントで講演を行った。外部交流活動としては、欧州の主要な利害関係者にIMFのイベントと出版物の最新情報を定期的に提供するニュースレターの発行、外部向けウェブサイト運営、ツイッターでの情報提供も行っている。最後となるが事務所はIMF職員

採用を支援するため複数の欧州諸国の大学で志願者を面接している。

各国駐在IMF代表者による交流活動

IMFは世界85カ国に代表者を駐在させている。駐在代表はIMFの業務に対する理解向上のために様々な交流活動を、現地の大学や政府、非政府組織(NGO)などと協力して実施している。

例えばマダガスカルでは、2017年のIMF4条協議の期間中、パトリック・イマム代表が投資の拡大、自然災害の予防、政治腐敗の撲滅といったマクロ経済に重要と考えられる研究についての公開セミナーを開催した。政府や議会関係者をはじめ市民サービス団体、NGO、マスコミ関係者など幅広い層から多くの参加者を集め、活発な議論が交わされた。このセミナーは高く評価され、マスコミにも広く取り上げられ、次の4条協議の際も同様なイベントを開催するよう要請を受けた。

インドネシアでは、2018年にパリで開催予定のIMF世銀年次総会に先駆け「インドネシアへの旅」と呼ばれる一連のイベントの一環で、ジャカルタ駐在代表事務所が同国政府と共同で幾つかのイベントを開催し、大学の学生や教員、学会、議員、市民団体、経済団体を対象にIMFや年次総会、インドネシア経済についてのプレゼンテーションを行った。2018年度には、さらにイベントを増やす計画だ。

モンゴルでは、IMFが支援する包括的経済改革プログラムに対するコンセンサスの構築を促すため、ニール・サカー駐在代表は積極的な交流活動を展開、マスコミとのインタビューや講演の要請に応じ、会合を主催し、市民団体や財界、労働組合、国際的な投資家、外交官らと緊密な関係を維持している。あるセミナーはブルームバーグの端末を通して世界に配信された。サカー代表は特別支援学校とのつながりを深めている。2016年に古澤満宏IMF副専務理事が訪問した際には書籍を寄付し喜ばれた。

バス・バッカー中東欧駐在上席代表(Senior Regional Resident Representative for Central and Eastern Europe)はポーランドのワルシャワに駐在し、ベラルーシ・ミンスクの事務所長を兼任している。同代表は3000人以上が参加したポーランド・クリニカの経済フォーラムや、閣僚や中央銀行総裁から投資家、財界人、金融機関の経営者まで1100人が各組織の代表あるいは講演者として参加したウィーンでのユーロマネー中欧・東欧フォーラムをはじめ同地域で開催された多くのイベントで講演を行っている。

2016年、IMFのアルメニア事務所は主要な立法の承認前に行われるパブリック・コンサルテーションに参加した。テレサ・ダバン・サンチエス駐在代表は、IMFの認知度を高め、また主要な立法にIMFの技術支援の知見を反映させるため、同国政府と民間が税金問題を議論する場として設けられた税カウンシルの会合に定期的に参加した。

2016年12月には、モーリタニアのヌーマン・レビ駐在代表は同国ニアジブで首都ヌアクショット以外では初めて地域経済見通しの説明会を催した。大手漁業会社や鉱山会社、銀行を含む経済界から多くの参加者を集めた。IMFの世界及び地域に対する見方に関心を持つ市民団体のメンバーも参加した。

経済が大きく落ち込み政治的な不透明感が高まっていた際のブラジルでは、ファビアン・ボーンホースト駐在代表が、これまで以上に幅広い住民との交流を活発化させた。ブラジル事務所は地方政府や研究所、市民団体、メディアへの働き掛けを強めた。IMFのブラジルやその周辺地域の経済に対する見方について説明を行う一方、財政の透明性の向上を促す上でIMFの役割を説明するためセミナーなどに参加した。

クオータとガバナンス

IMF Quotas

加盟国が拠出するクオータはIMFの主要財源である。各国は、世界経済における相対的な地位を基にクオータを割り当てられる。各国のクオータが、IMFへの各国の資金上のコミットメントの上限及びその議決権を定めるとともに、IMF融資へのアクセスにも影響を与える。

IMFに加盟する国には、経済的規模及び特質が総じて同じと思われる加盟国のクオータに準じた最初のクオータが割り当てられる。IMFでは、加盟国の相対的地位を評価する際の助けとして、クオータ計算式を活用する。

現行のクオータ計算式は、GDP(比重50%)、開放度(同30%)、経済変数(同15%)、及び外貨準備高(同5%)の加重平均を採用している。GDPは、市場為替レート(比重60%)を基にしたGDPと、購買力平価(PPP)為替レート(同40%)をベースとしたGDPの、混合的なGDPを使い計測される。またクオータ計算式には、計算されたクオータのシェアの加盟国間でのギャップを減らすための「圧縮因子」も含まれる。

クオータは、IMFの会計単位である特別引出権(SDRs)建てとなっている。IMFの最大の加盟国は米国で、現在のクオータ(2017年4月30日現在)は830億SDR(約約1,140億米ドル)、一方最小の加盟国はツバルで、現在のクオータは250万SDR(約340万米ドル)となっている。

2016年1月26日に、第14次クオータ一般見直しで合意されたクオータ増額を実施するための条件が整った。これを受け、IMF加盟189カ国のクオータの合計は、2,385億SDR(約3,270億米ドル)から4,770億SDR(約6,540億米ドル)に増える。2017年4月30日現在、189カ国の中うち増加額の99%以上を割り当てられた179カ国が支払いを完了、合計額は4750億SDR(約6520億米ドル)となった。

第15次クオータ一般見直し

IMFの理事会は2016年9月にIMFの最高意思決定機関である総務会に「第15次クオータ一般見直し」の進捗についての報告書を提出した。この報告書で、理事会は、第15次見直しに向か多くの主要な問題について大きな意見の隔たりがあり、見直しを最大限円滑に進めるために何が必要かについて議論する必要があるとの認識を共有した。理事会は、この議論の結果を近く総務会に報告する。

2016年10月、国際通貨金融委員会(IMFC)は、IMFが世界の金融のセーフティネットの中心としての役割を維持するためにクオータを基盤とし、その役割にふさわしいリソースを備えるよう努力することを再確認した。また、新たな計算式を含め第15次クオータ一般見直しの完了に努力し、その見直しの結果、成長著しい国々のシェアが、その世界経済における相対的な地位の向上に従って増加し、新興市場国・途上国全体としてのシェアが増大することを期待する。一方、最貧国のメンバーの発言権と代表性の保持にも配慮する。

IMFCは、この目標に沿った第15次見直しの日程を新たに設定することに賛同し、2019年の春季会合、遅くとも同年の年次総会までに完了し、総務会での採択に持ち込む方針を表明した。

2016年11月、理事会は作業計画をまとめ、総務会に以下の4項目を含む決議の採択を提案した。(1)理事会の報告を受け、第15次見直しの日程に沿った実現は不可能であることに遺憾の意を表明する、(2)現在の理事会の理解とIMFCが提供したガイダンスに沿って理事会が第15次見直しの実現に向けて迅速に努力するよう求める、(3)理事会が年2回総務会に進展を報告し、第1回報告は2017年年次総会までとする、(4)第14次見直しのクオータ増額を承認していない加盟国に迅速な承認を求め、承認したが支払いを行っていない加盟国に支払いを求める。総務会は2016年12月に決議を採択した。

理事会における性の多様性

理事会は2016年7月、理事会における性の多様性に関する初の報告書を総務会に提出し、加盟国に理事やスタッフの選任において性の多様性に配慮するよう求めた。また、理事会における性の多様性の重要性を強調した2016年4月の国際通貨金融委員会(IMFC)のコミュニケーションのフォローアップを行った。

理事会は、性の多様性の改善がIMFをより有効性の高い組織にすることを指摘、そして多様性の高い経営陣を持つ組織がより成功しているという事例が増えていることを挙げた。また、スタッフの多様性や包括性がIMFの業務の質を高め加盟国との関係を向上させることを強調した。理事会は持続的経済成長のために重要なマクロ経済分野で加盟国が経済や性別の包括性を高める方策を支持することを表明した。

特別引き出し権(SDR)

新SDR構成通貨に中国人民元

特別引き出し権(SDR)は、1969年に加盟国の外貨準備を補強するためにIMFが創設した国際準備資産だ。IMF加盟国でこのSDRに参加する国(現時点では全加盟国)はこのSDRを各国で自由に使われている通貨に交換できる。SDRはまた、IMFにおける勘定単位としても使用されている。

SDRの価値は5主要通貨で構成される通貨バスケットを基に算出される。構成通貨は5年ごとに理事会によって見直される。2015年11月のIMF理事会で承認されたように、中国通貨である人民元は2016年10月1日付で自由に使われている通貨に認定され、SDR構成通貨の5番目の通貨となった。他の構成通貨は米国ドル、ユーロ、日本円と英国ポンドである。

**表3.4
SDR バスケットの中の構成通貨の量**

米ドル	0.58252
ユーロ	0.38671
中国人民元	1.0174
日本円	11.900
英ポンド	0.085946

人民元の構成通貨組み入れは、中国の通貨、外国為替、金融システムの改革の進展を反映したもので、同国の金融市場インフラの自由化と向上を承認するものだ。また、世界経済の変化も反映している。

各構成通貨の比重は、その通貨の世界の貿易と金融のシステムにおける相対的重要性が反映されている。理事会は2015年11月にこの比重を米ドルが41.73%、ユーロが30.93%、人民元が10.92%、円が8.33%、英ポンドが8.09%とした。

2016年9月30日、理事会は同年10月1日付で表3.4に記載された各構成通貨の量の価値の合計がSDRの価値となることを決定した。

透明性

経済政策の透明性と経済・金融動向の信頼できるデータが入手可能であることは、健全な経済政策の決定と経済を円滑に機能させる上で不可欠である。IMFは、その世界経済における役割と加盟国の経済についての重要で正確な情報を、世界に向けリアルタイムで確実に発信するための政策を備えている。

透明性は、経済を円滑に機能させ、危機発生時の脆弱性を低下させる。加盟国の透明性向上は政策のより広い議論や政策の吟

味を促し、政策当局者の説明責任と政策の信頼性を向上させ、金融市場の効率的で秩序だった働きをもたらす。IMFがその政策と加盟国に与える助言をより開かれた明確なものにすることは、IMFの役割と業務についての理解を向上させ、その政策助言への関心を高め、説明責任を明確にする。外部の目にさらされることは、サーベイランスやIMF支援プログラムの質の高さを保つことに役立つであろう。

公開しないことに強い説得力を持つ特殊な理由がない限り、文書や情報をタイムリーに公開するというのがIMFの透明性の大原則だ。一方、この原則は加盟国の公開に対する任意性も尊重している。文書はIMFのウェブサイト(www.imf.org)に掲載されている。

IMF理事会の検討に向けて準備される各国の文書(いわゆる「理事会文書」)は通常「任意であることが前提」と想定されている。それは、書類の公開は(当該国)の任意であるが、公表が望ましいとの意味だ。加盟国の理事会文書は、その国が反対を表明しない限り公表される。政策論文については公表が前提とされているが理事会の承認が必要となる。一方、複数国を扱った文書の公表は、その文書の性質によって、理事会もしくは関係国の承認が必要となる。

IMFの業務に対する理解の向上と、より幅広い人々との交流は、主に次の4つの点で追求されている。1)IMFのサーベイランスと支援プログラムの透明性、2)IMF金融業務の透明性、3)外部及び内部レビューと評価、そして4)対外コミュニケーションである。IMFの透明性政策は5年ごとに見直され、前回の見直しは2013年に実施された。上述の「説明責任」と「外部関係者へのアドリーチと交流」の章も参照されたい。

IMF理事

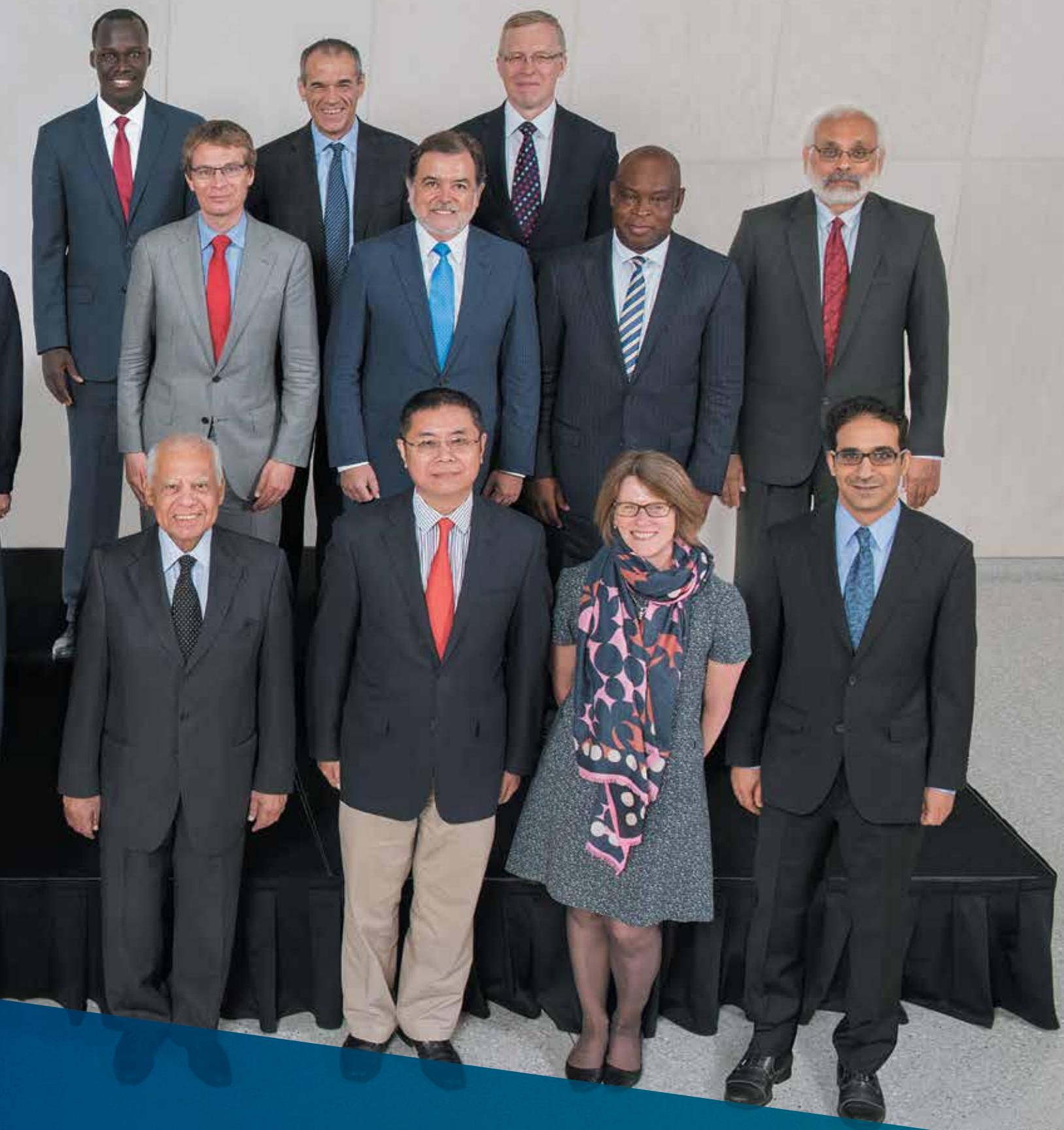
(2017年4月30日現在)



後列(左から右): Hervé de Villeroché, Stephen Field, Anthony De Lannoy, Alexandre Tombini, Daouda Sembene, Carlo Cottarelli, Miroslaw Panek

中列: 貝塚正彰, Carlos Hurtado, Thomas Östros, Heenam Choi, Jafar Mojarrad, Steffen Meyer, Jorge Estrella, Maxwell M. Mkwezalamba, Subir Gokarn

前列: Juda Agung, Sunil Sabharwal, Michaela Erbenova, Aleksei Mozhin, Hazem Beblawi, JIN Zhongxia, Nancy Horsman, Hesham Alogeel





マネジメントチーム

(左から右)

デビッド・リプトン、
筆頭副専務理事

カルラ・グラッソ、
副専務理事兼最高総務責任者

クリスティー ヌ・ラガルド、
専務理事

古澤満宏、
副専務理事

張涛、
副専務理事



理事及び理事代理(2017年4月30日現在)

Vacant アメリカ

Sunil Sabharwal

Masaaki Kaizuka 日本

Tetsuya Hiroshima

JIN Zhongxia 中国

SUN Ping

Anthony De Lannoy アルメニア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、

Richard Doornbosch キプロス、グルジア、イスラエル、ルクセンブルグ、マケドニア旧ユーゴスラビア、

Vladyslav Rashkovan モルドバ、モンテネグロ、オランダ、ルーマニア、ウクライナ

Steffen Meyer ドイツ

Klaus Gebhard Merk

Carlos Hurtado コロンビア、コスタリカ、エルサ尔バドル、グアテマラ、

Jorge Dajani Gonzalez ホンジュラス、メキシコ、スペイン、ベネズエラ

José Alejandro Rojas Ramirez

Marzunisham Omar ブルネイ、カンボジア、フィジー、インドネシア、ラオス、

Thomas Benjamin Marcelo マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、トンガ、ベトナム

Carlo Cottarelli アルバニア、ギリシャ、イタリア、マルタ、ポルトガル、サンマリノ

Michail Psalidopoulos

Hervé de Villeroché フランス

Schwan Badirou Gafari

Stephen Field イギリス

Vicky White

Heenam Choi オーストラリア、キリバス、韓国、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦、

Christine Barron モンゴル、ナウル、ニュージーランド、パラオ、パプアニューギニア、

Grant Johnston サモア、セーシェル、ソロモン諸島、ツバル、ウズベキスタン、バヌアツ

Nancy Horsman アンティグア・バーブーダ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、カナダ、

Michael J. McGrath ドミニカ、グレナダ、アイルランド、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、

セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島

Thomas Östros デンマーク、エストニア、フィンランド、アイスランド、ラトビア、リトアニア、
Kimmo Virolainen ノルウェー、スウェーデン

Michaela Erbenova オーストリア、ベラルーシ、チェコ、ハンガリー、コソボ、
Christian Just スロバキア、スロベニア、トルコ
Taşkin Temiz

Alexandre Tombini ブラジル、カーボベルデ、ドミニカ共和国、エクアドル、ガイアナ、ハイチ、
Bruno Saraiva ニカラグア、パナマ、スリナム、東ティモール、トリニダード・トバゴ
Pedro Fachada

Subir Gokarn バングラデシュ、ブータン、インド、スリランカ
Rupasingha Gunaratne

Maxwell M. Mkwezalamba アンゴラ、ボツワナ、ブルンジ、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ケニア、レソト、
Dumisani H. Mahlinza リベリア、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、シエラレオネ、ソマリア、
Fundi Tshazibana 南アフリカ、南スーダン、スーダン、スワジーランド、タンザニア、ウガンダ、
ザンビア、ジンバブエ

Hazem Beblawi バーレーン、エジプト、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、モルディブ、
Sami Geadah オマーン、カタール、シリア、アラブ首長国連邦、イエメン

Miroslaw Panek アゼルバイジャン、カザフスタン、キルギス、ポーランド、セルビア、
Paul Inderbinen スイス、タジキスタン、トルクメニスタン

Aleksei Mozhin ロシア連邦
Lev Palei

Jafar Mojarrad アフガニスタン、アルジェリア、ガーナ、イラン、
Mohammed Daïri モロッコ、パキスタン、チュニジア

Hesham Alogeel サウジアラビア
Ryadh M. Alkhareif

Daouda Sembene ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、
Mohamed-Lamine Raghani コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、コートジボワール、ジブチ、
Herimandimby A 赤道ギニア、ギニアビサウ、マダガスカル、ガボン、ギニア、マリ、モーリタニア、
Razafindramanana モーリシャス、ニジェール、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、トーゴ

Jorge Estrella アルゼンチン、ボリビア、チリ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ
Gabriel Lopetegui

幹部 (2017年4月30日現在)

地域局

Abebe Selassie アフリカ局長

Chang Yong Rhee アジア太平洋局長

Poul Thomsen 欧州局長

Jihad Azour 中東中央アジア局長

Alejandro Werner 西半球局長

機能局

Gerard T. Rice コミュニケーション局長

Andrew J. Tweedie 財務局長

Vitor Gaspar 財政局長

Sharmini A. Coorey 能力開発局長

Sean Hagan 法律顧問兼法律局長

Tobias Adrian 金融顧問兼金融資本市場局長

Maurice Obstfeld 経済顧問兼調査局長

Louis Marc Ducharme 統計局長

Siddharth Tiwari 戰略政策審査局長

広報・地域事務所

Chikahisa Sumi アジア太平洋地域事務所長
(鷺見 周久)

Christopher Lane 国連特別代表

Jeffrey Franks 欧州事務所長兼欧州連合上級常駐代表

サポート・サービス局

Chris Hemus コーポレートサービス・設備局長

Kalpana Kochhar 人事局長

Susan Swart 主席情報官兼情報技術局長

Jianhai Lin 秘書局長

特別室

Clare Brady 内部監査室長

Daniel A. Citrin 予算企画室長

Derek Bills 投資顧問室長

Charles Collyns 独立評価機関局長

注釈

パート1—概観

専務理事のグローバル政策アジェンダ

2017年4月: [http://www.imf.org/en/publications/policy-papers/ issues/2017/04/18/md-spring-global-policy-agenda-a-moreininclusive-and-resilient-global-economy](http://www.imf.org/en/publications/policy-papers/ issues/2017/04/18/md-spring-global-policy-agenda-a-more-inclusive-and-resilient-global-economy)
2016年10月: http://www.imf.org/~media/websites/imf/ imported-full-text-pdf/external/np/ pp/eng/2016/_100616.ashx

スポットライト

G20杭州サミットの: 首脳コミュニケ: http://www.g20chn.com/xwzxEnglish/sum_ann/201609/t20160906_3397.html

「貿易を全ての国の成長エンジンに: 調整を実現させる貿易と政策の必要性」: [http://www.imf.org/en/ Publications/Policy-Papers/Issues/2017/04/08/making-trade-anengine-of-growth-for-all](http://www.imf.org/en/ Publications/Policy-Papers/Issues/2017/04/08/making-trade-an-engine-of-growth-for-all)

ファクトシート—IMFと世界貿易機関(WTO): <http://www.imf.org/external/np/exr/facts/imfwto.htm>

ファクトシート—統合サーベイランス決定: <http://www.imf.org/external/np/exr/facts/isd.htm>

第35回国際通貨金融委員会コミュニケ: <http://www.imf.org/en/news/articles/2017/04/22/sm2017communique-of-the-thirty-fifth-meeting-of-the-imfc>

ファクトシート—国際通貨金融委員会: <http://www.imf.org/external/np/exr/facts/groups.htm#IC>

世界経済見通し: http://www.imf.org/~media/Websites/IMF/imported-flagship-issues/external/pubs/ft/weo/2016/02/pdf/_c2pdf.ashx

「逆風と共に去りぬ: 世界生産性」: <https://www.imf.org/~media/Files/Publications/SDN/2017/sdn1704.ashx>

「溝にはまって」: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/fandd/2017/03/adler.htm>

「高齢化が進む欧州と日本で生産性の伸びが停滞する理由とは」: <https://blog-imfdirect.imf.org/2016/12/09/whyproductivity-growth-is-faltering-in-aging-europe-and-japan/>

「格差と持続不可能な成長はコインの裏表か」: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/sdn/2011/sdn1108.pdf>

「財政政策と所得格差」: <http://www.imf.org/external/np/ pp/eng/2014/012314.pdf>

「再分配、格差、そして成長」: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/sdn/2014/sdn1402.pdf>

「低所得開発途上国におけるマクロ構造政策と所得格差」: <https://www.imf.org/~media/Files/ Publications/SDN/2017/sdn1701.ashx>

「財政緊縮の分配効果」: <https://www.imf.org/external/pubs/ft/wp/2013/wp13151.pdf>

「格差と労働市場制度」: <https://www.imf.org/external/pubs/ft/sdn/2015/sdn1514.pdf>

「経済開放度と格差-資本勘定自由化の所得分配への影響」: <https://blog-imfdirect.imf.org/2015/11/24/openness-and-inequality-distributional-impacts-of-capital-account-liberalization/>

2015年対ボリビア4条協議-公表文:スタッフレポートとボリビア理事声明: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/scr/2015/cr15334.pdf>

2016年対ボリビア4条協議-公表文:スタッフレポートとボリビア理事声明: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/scr/2016/cr16387.pdf>

「ボリビアにおける貧困と所得格差の素晴らしい」: <http://www.imf.org/external/np/blog/dialogo/011316.pdf>

「ボリビアにおける所得格差と貧困の削減の成功理由」: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/wp/2015/wp15265.pdf>

2016年4条協議—公表文: スタッフレポートとエチオピア理事声明: http://www.imf.org/~media/Websites/IMF/imported-full-text-pdf/external/pubs/ft/scr/2016/_cr16322.ashx

Malawi: Selected Issues: http://www.imf.org/~media/Websites/IMF/imported-full-text-pdf/external/pubs/ft/scr/2015/_cr15346.ashx

ラガルドIMF専務理事、女性の経済エンパワーメントに向けた具体的措置を表明: <http://www.imf.org/en/news/articles/2016/09/22/pr16420-lagarde>

announces specific actions on women's economic empowerment

ヨルダン：拡大信用供与措置の延長調整を要請—公表文
スタッフレポートとヨルダン理事声明: <http://www.imf.org/external/pubs/cat/longres.aspx?sk=44267.0>

エジプト：拡大信用供与措置の延長調整の要請—公表文；
スタッフレポートとエジプト理事声明: <http://www.imf.org/en/Publications/CR/Issues/2017/01/18/Arab-Republic-of-Egypt-Request-forExtended-Arrangement-Under-the-Extended-Fund-Facility-44534>

2016年対ニジェール4条協議と拡大信用供与措置での期間3年の融資要請—公表文；
スタッフレポートとニジェール理事の声明: <http://www.imf.org/en/Publications/CR/Issues/2017/02/24/Niger-2016-Article-IV-Consultation-and-Request-for-a-Three-Year-Arrangement-Under-the-44704>

「G7各国でのジェンダー予算」: <http://www.imf.org/en/publications/policy-papers/issues/2017/05/12/pp041917genderbudgeting-in-g7-countries>

ジェンダー予算とジェンダー平等性指数: <http://www.imf.org/external/datamapper/datasets/GD>

「女性、雇用、経済成長：公平な土俵」: <https://www.bookstore.imf.org/books/title/women-work-andeconomic-growth>

財政政策とジェンダー平等性会議: <http://www.imf.org/en/news/events/conference-on-fiscal-policies-genderequality>

ジェンダー及びマクロ経済に関する会議: <http://www.imf.org/en/news/events/gender-and-macroeconomics>

女性、仕事、そして経済：ジェンダー平等のもたらすマクロ経済利益: <https://www.imf.org/external/pubs/cat/longres.aspx?sk=40915.0>

地域別ハイライト

地域経済見通し：サハラ以南アフリカで再始動した成長エンジン: <http://www.imf.org/~/media/Files/Publications/REO/AFR/2017/May/pdf/sre00517.ashx>

「中国とアフリカのリバランス：中国のリバランスによる サハラ以南アフリカの貿易と成長への影響」: <http://www.imf.org/en/publications/departmental-papers-policypapers/issues/2017/04/07/a-rebalancing-act-for-china-and-africa-the-effects-of-chinas-rebalancing-on-sub-saharan-44711> IMF Online Learning: <http://www.imf.org/external/np/ins/english/learning.htm>

IMFデータ: <http://data.imf.org/?sk=388DFA60-1D26-4ADE-B505A05A558D9A42>

公表文: IMF理事会、アルバニアへの3億3090万ユーロの拡大信用供与を承認: <http://www.imf.org/en/news/articles/2015/09/14/01/49/pr1481>

「今でなければいつ？アラブ諸国のエネルギー価格改革」: <http://www.imf.org/en/publications/policy-papers/issues/2017/06/13/if-not-now-when-energy-price-reform-in-arabcountries>

「中東及び北アフリカの紛争及び難民問題による経済的影響」: http://www.imf.org/~/media/websites/imf/imported-full-text-pdf/external/pubs/ft_sdn/2016/_sdn1608.ashx

パート2—IMFの活動内容

経済サーベイランス

国別サーベイランス

「4条協議報告におけるマクロ金融サーベイランスのアプローチ」: <http://www.imf.org/~/media/Files/Publications/PP/pp020217approaches-to-macrofinancial-surveillance-in-article-ivreports.ashx>

3年毎のサーベイランス・レビュー関連文書: <http://www.imf.org/en/Publications/SPROLLs/Triennial-SurveillanceReviews>

2014年の3年毎のサーベイランス・レビュー—サーベイランス強化のための専務理事行動計画: <http://www.imf.org/en/publications/policy-papers/issues/2016/12/31/2014-triennialsurveillance-review-managing-directors-action-plan-forstrengthening-pp4924>

注釈

マルチラテラル・サーベイランス

ファクトシート—IMF-FSB早期警戒エクササイズ: <http://www.imf.org/en/about/factsheets/sheets/2016/08/01/16/29/imf-fsb-earlywarning-exercise>

世界経済見通し: <http://www.imf.org/en/publications/weo>

国際金融安定性報告書: <http://www.imf.org/en/publications/gfsr>

財政モニター: <http://www.imf.org/en/publications/fm>

金融安定理事会: <http://www.fsb.org/>

IMF対外部門の安定性に関する報告書: <http://www.imf.org/en/Publications/SPROLLs/External-Sector-Reports>

2016年対外部門の安定性に関する報告書: http://www.imf.org/~media/Websites/IMF/imported-full-text-pdf/external/np/pp/eng/2016/_072716.ashx

2016年対外部門の安定性に関する報告書—各国別経済評価: <http://www.imf.org/external/np/eng/2016/072716a.pdf>

「低所得開発途上国におけるマクロ動向と見通し—2016」: <https://www.imf.org/~media/Files/Publications/PP/PP5086-Macroeconomic-Developmentsand-Prospects-in-Low-Income-Developing-Countries-2016.ashx>

IMF理事会、低所得開発途上国のマクロ動向と試練を協議: <http://www.imf.org/en/news/articles/2017/01/11/pr1707-imf-executive-board-discussesmacroeconomic-prospects-and-challenges-in-lidcs>

「開発のための金融: 開発途上国の金融セーフティネット強化—さらなる考察」: <http://www.imf.org/external/np/eng/2016/102416.pdf>

IMF理事会、開発途上国の金融セーフティネット強化のさらなるガイダンスを提示: <http://www.imf.org/en/news/articles/2016/11/29/pr16530-imf-provides-furtherguidance-to-enhance-the-financial-safety-net-for-developingcountries>

金売却による17億5000万SDRの想定外利益の残額配分にリンクした貧困削減・成長トラスト(PRGT)供与: <http://www.imf.org/external/np/fin/prgt/second.htm>

「財政余地分析: 考察諸要因の一貫性ある暫定セット」: <http://www.imf.org/external/np/eng/2016/111816.pdf>

「財政政策の増大する役割」: <http://www.imf.org/~media/Files/Publications/fiscal-monitor/2017/April/pdf/fmc1.ashx?la=en>

「実効性あるマクロプレーデンス政策の諸要素: 各国事例からの教訓」: <http://www.imf.org/external/np/g20/pdf/2016/083116.pdf>

「マクロプレーデンス政策の手段と枠組—G20への進捗状況報告」: http://www.fsb.org/2011/10/r_111027b/

世界経済見通し: http://www.imf.org/~media/Websites/IMF/imported-flagship-issues/external/pubs/ft/weo/2016/01/pdf/_c3pdf.ashx

2016年対レバノン4条協議—公表文、スタッフレポートとレバノン理事の声明: <http://www.imf.org/en/Publications/CR/Issues/2017/01/24/Lebanon-2016-Article-IV-Consultation-Press-Release-StaffReport-and-Statement-by-the-44572>

レバノン: 重要課題: <http://www.imf.org/~media/files/publications/cr/2017/cr1720.ashx>

「東欧における移民とその経済的影響」: http://www.imf.org/~media/websites/imf/imported-full-text-pdf/external/pubs/ft/sdn/2016/_sdn1607.ashx

「中東及び北アフリカにおける紛争と難民危機の経済的影響」: http://www.imf.org/~media/websites/imf/imported-full-text-pdf/external/pubs/ft/sdn/2016/_sdn1608.ashx

スピルオーバー資料: <http://www.imf.org/en/Publications/SPROLLs/Spillover-Notes>

「先進諸国における移民の所得水準への影響」: <http://www.imf.org/~media/files/publications/spillovernotes/spillovernote8.ashx>

「サハラ以南アフリカでの移民: パターンと副作用」: <http://www.imf.org/~/media/files/publications/spillovernotes/spillovernote9.ashx>

「欧洲における難民急増: 経済的試練」: <http://www.imf.org/en/Publications/Staff-Discussion-Notes/Issues/2016/12/31/The-Refugee-Surge-in-Europe-EconomicChallenges-43609>

移民の経済的影響に関する議論を考察「移民は欧洲全体にとり利益となるか」の会議での演説: http://www.imf.org/en/news/articles/2017/01/09/fdmd_europen_migration_keynote_speech_bruegel

2011年の3年毎のサーベイランス・レビュー: <http://www.imf.org/external/np/spr/triennial/2011/>

「ラテンアメリカとカリブ諸国の貿易統合」: <http://www.imf.org/~/media/Files/Publications/CR/2017/crl766.ashx>

「ラテンアメリカとカリブ諸国の貿易統合」: <http://www.imf.org/en/Publications/CR/Issues/2017/03/10/Cluster-Report-Trade-Integration-in-Latin-America-and-the-Caribbean-44735>

政策助言

「小国の自然災害と気候変動への耐性—IMFの役割」: <http://www.imf.org/external/pp/longres.aspx?id=5079>

「太平洋の小国の自然災害と気候変動へのマクロ経済的耐性の向上」: <http://www.imf.org/en/publications/wp/issues/2016/12/31/enhancing-macroeconomic-resilience-to-natural-disasters-andclimate-change-in-the-small-43010>

IMF理事会、小国の自然災害と気候変動への耐性とIMFの役割を議論: <http://www.imf.org/en/news/articles/2016/12/12/pr16550imf-discusses-small-states-resilience-to-natural-disasters-andclimate-change-and-imf-role>

ファクトシート—IMFラピッド・クレジット・ファシリティ: <http://www.imf.org/en/about/factsheets/sheets/2016/08/02/21/08/rapid-creditfacility>

ファクトシート—IMFラピッド・ファイナンシング・インストルメント: <http://www.imf.org/external/np/exr/facts/rfi.htm>

クリスティーヌ・ラガルド専務理事の中央アフリカ共和国訪問終了に際しての声明: <http://www.imf.org/en/News/Articles/2017/01/25/PR1722Central-African-Republic-Statement-by-IMF-Lagarde-at-theConclusion-of-a-Visit>

「中央アフリカ共和国と共に立つ」: <http://www.imf.org/en/News/Articles/2017/01/25/SP012517-Standing-with-CentralAfrican-Republic>

ファクトシート—IMFと持続可能開発目標: <http://www.imf.org/external/np/exr/facts/sdg.htm>

IMF理事会、イスラム金融システム国での金融安定性強化の決定を採択: <http://www.imf.org/en/news/articles/2017/02/21/pr1753-imf-boardto-strengthen-the-financial-stability-in-countries-with-islamicbanking>

「イスラム金融システム国での金融安定性の確保」: <http://www.imf.org/en/publications/policy-papers/issues/2017/02/21/pp-ensuring-financial-stability-in-countrieswith-islamic-banking>

IFSB-17: イスラム金融システム規制の中核原則(銀行部門): [http://www.ifsb.org/standard/IFSB17-%20Core%20Principles%20for%20Islamic%20Finance%20Regulation%20\(Banking%20Segment\)-April%202015_final.pdf](http://www.ifsb.org/standard/IFSB17-%20Core%20Principles%20for%20Islamic%20Finance%20Regulation%20(Banking%20Segment)-April%202015_final.pdf)

基準とコード: IMFの役割: <http://www.imf.org/en/about/factsheets/sheets/2016/08/01/16/25/standards-andcodes>

パブリック・インフォメーション・ノーティス: IMF理事会、資本フローの自由化と管理を議論—制度的見方: <http://www.imf.org/en/news/articles/2015/09/28/04/53/pn12137>

資本フロー—制度的見方による経験レビュー: <https://www.imf.org/en/Publications/Policy-Papers/Issues/2017/01/13/PP5081-Capital-Flows-Review-of-Experiencewith-the-Institutional-View>

注釈

IMF理事会、資本フローの自由化と管理についての制度的見方による経験レビューを議論: <http://www.imf.org/en/News/Articles/2016/12/20/PR16573-Review-of-Experience-with-the-Institutional-View-onCapital-Flows>

「政府補償と雇用の管理—制度、政策、そして改革試練」: http://www.imf.org/~media/websites/imf/imported-full-text-pdf/external/np/ pp/eng/2016/_040816a.ashx

「ケーススタディ 政府補償と雇用の管理—制度、政策、そして改革試練」:

IMF理事会、国家債務再編の契約枠組の強化を議論: <http://www.imf.org/ external/np/sec/pr/2014/pr14459.htm>

「国際的国家債務契約への拡大契約条項追加の第二次進捗状況報告」: <http:// www.imf.org/en/publications/ policy-papers/issues/2017/01/13/ pp5085-inclusion-of-enhanced-contractual-provisions-in-intlsovereign-bond-contracts>

「コルレス銀行関係の最近のトレンド:追加的考察」: <http://www.imf.org/en/Publications/ PolicyPapers/Issues/2017/04/21/recent-trends-in-correspondentbanking-relationships-further-considerations>

「コルレス銀行関係の解消:政策行動の必要性議論」: http://www.imf.org/~media/websites/imf/ imported-full-text-pdf/external/pubs/ft/sdn/2016/_sdn1606.ashx

「アラブ地域のコルレス銀行関係の解消:最近のトレンドと政策議論のための考察」: <http://www.imf.org/~media/files/miscellaneous/ amfimfwbreport090516.ashx?la=ar>

「太平洋地域の小国におけるコルレス契約の試練」: <http://www.imf.org/~media/files/publications/ wp/2017/ wp1790.ashx>

カリブ地域の経済開発への世界的及び地域的試練—潮流変化に関する2016年ハイレベルカリブフォーラム: 試練とチャンス: <http://www.imf.org/ en/news/articles/2016/11/02/ sp110216-global-and-regionalchallenges-to-caribbean-economic-development>

金融セクター評価プログラム(FSAP): <http://www.imf.org/ external/np/fsap/fssa.aspx>

「狭まる政策余地でのマクロ経済政策管理:経済政策への包括的、一貫的、協調的アプローチ」: http://www.imf.org/~ media/Websites/IMF/imported-full-textpdf/external/ pubs/ft/sdn/2016/_sdn1609.ashx

データ

IMF、2016年金融アクセスサービスを公表 金融包摂構成の中核手段: <http://www.imf.org/en/news/ articles/2016/10/03/pr16441-imf-releases-the-2016-financialaccess-survey>

マクロ経済及び金融データへのアクセス: <http://data.imf.org/?sk=E5DCAB7E-A5CA-4892-A6EA-598B5463A34C>

ファクトシート—基準とコード: The Role of the IMF: <http://www.imf.org/external/np/exr/facts/sc.htm>

財政透明性: <http://www.imf.org/external/np/fad/trans/index.htm>

財政透明性コード: <http://blog-pfm.imf.org/files/ftcode.pdf>

Guatemala: Fiscal Transparency Evaluation: http://www.imf.org/~media/websites/imf/imported-full-text-pdf/external/pubs/ ft/scr/2016/_cr16372.ashx

ケニア: 財政透明性評価: http://www.imf.org/~ media/websites/imf/imported-full-text-pdf/external/pubs/ft/ scr/2016/_cr16221.ashx

IMF、チュニジアの財政透明性評価を公表: <http:// www.imf.org/en/news/articles/2016/11/08/pr16495-tunisia-imfpublishes-fiscal-transparency-evaluation>

英国: 財政透明性評価: <http://www.imf.org/en/publications/cr/issues/2016/12/31/united-kingdomfiscal-transparency-evaluation-44395>

融資

非譲許的融資活動

「IMFプログラム終了後モニタリング枠組の強化」: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2016/060616.pdf>

IMFプログラム終了後モニタリング枠組の強化、Press Release No. 16/354: <http://www.imf.org/en/news/articles/2016/07/22/16/30/pr16354-strengthening-the-framework-for-post-program-monitoring>

IMF専務理事、ソマリア向けスタッフモニタープログラムを承認: <http://www.imf.org/en/news/articles/2015/09/14/01/49/pr16248>

能力開発

「アフリカとのG20契約: アフリカ開発銀行、国際通貨基金、世界銀行の共同報告」: <http://www.bundesfinanzministerium.de/Content/EN/Standardartikel/Topics/Featured/G20/2017-03-30-g20-compactwith-africa-report.pdf?blob=publicationFile&v=2>

歳入昂進信託ファンド: <http://www.imf.org/external/np/ins/english/rmtf.htm>

資金洗浄・テロ資金対策(AML/CFT): <https://www.imf.org/external/np/leg/amlcft/eng>

天然資源の富の信託ファンド管理: <http://www.imf.org/en/Capacity%20Development/trust-fund/MNRW-TTF>

債務管理ファシリティ(DMF)D: <http://www.worldbank.org/en/topic/debt/brief/debt-management-facility>

金融部門改革強化(FIRST)イニシアティブ: <https://www.firstinitiative.org>

税制診断ツール(TADAT): <http://www.tadat.org>

アフリカ研修所: <http://www.imfati.org>

AFRITACセンター: <http://afritacentre.org>

East AFRITAC: <http://www.eastafritac.org>

南部アフリカの地域技術支援センター:
<http://www.southafritac.org>

AFRITAC Ouest: <http://www.afritacouest.org>

西部アフリカの第2アフリカ地域技術支援センター:
<http://www.afritacwest2.org>

カリブ地域技術支援センター: <http://cartac.org>

中米・パナマ・ドミニカ地域技術支援センター:
<http://www.captac-dr.org>

ウイーン研修所: <http://www.jvi.org>

IMF中東地域経済・金融センター: <http://cef.imf.org>

IMF中東地域技術支援センター: <http://www.imfmetac.org>
太平洋金融技術支援センター: <https://www.pftac.org>

IMFシンガポール地域研修所: <http://www.imfsti.org>
SARITAC－南アジア地域研修・技術支援センター:
<https://www.sarttac.org>

「IMFの能力開発政策と実践」:
<https://www.imf.org/external/np/pp/eng/2014/082614.pdf>

2018年IMF能力開発戦略の15年毎のレビュー—概念ノート: <http://www.imf.org/~/media/Files/Publications/PP/pp2018-review-of-the-funds-cd-strategyconcept-note.ashx>

2018年IMF能力開発戦略の15年毎のレビュー—概念ノート: <http://www.imf.org/en/Publications/Policy-Papers/Issues/2017/03/21/2018-quinquennial-review-of-the-funds-capacity-development-strategy-concept-note>

SARITAC－南アジア地域研修・技術支援センター:
<https://www.sarttac.org/content/sarttac/en1.html>

「IMF能力開発の新共通評価枠組」:
<http://www.imf.org/en/Publications/PolicyPapers/Issues/2017/04/27/pp040717new-common-evaluatioinframework-for-imf-capacity-developement>

注釈

パート3—財務・組織、及び説明責任

収入モデル、手数料、報酬、責任分担、純収入

「投資勘定の規則及び規制」: <http://www.imf.org/en/publications/policy-papers/issues/2016/12/31/rules-and-regulations-for-the-investment-account-pp4734>

人事政策及び組織

「IMF多様性年次報告書」: <http://www.imf.org/external/np/div/index.asp>

説明責任

専務理事総括—IMFとギリシャ、アイルランド、ポルトガル各国の危機—独立評価機関による評価—理事会会合 16/69—July 19, 2016: <http://www.imf.org/en/publications/policy-papers/ issues/2016/12/31/the-chairmans-summing-up-the-imf-and-the-crises-in-greece-ireland-and-portugal-and-pp5058>

「IMFとギリシャ、アイルランド、ポルトガル各国の危機」: <http://www.ieu-imf.org/ieu/pages/EvaluationImages267.aspx>

Independent Evaluation Office: <http://www.ieu-imf.org>

「IMFデータの裏側」:

<http://www.ieu-imf.org/ieu/files/completedevaluations/Statistics%20-%20Full%20Report.pdf>

IEO評価報告書の理事会承認勧告を受けた実行計画—IMFとギリシャ、アイルランド、ポルトガル各国の危機: <http://www.ieu-imf.org/ieu/files/whatsnew/ppmipieoimf-and-the-crises-ingreece-ireland-and-portugal.pdf>

「理事会承認のIEO勧告を受けた実行計画の第8次モニタリング報告書」: <http://www.imf.org/~media/Files/Publications/PP/ pp121616implementation-plans-iorecommendation.ashx>

クオータとガバナンス

「第15次クオータ見直し進捗状況に関する総務会向け理事会報告書」: <http://www.imf.org/en/publications/policy-papers/ issues/2016/12/31/report-of-the-executive-board-to-the-board-of-governors-on-progress-on-the-fifteenth-pp5066>

「第15次クオータ見直し—総務会向け理事会報告」: <http://www.imf.org/en/publications/policy-papers/ issues/2016/12/31/fifteenth-general-review-of-quotas-report-of-the-executive-board-to-the-board-of-governors-pp5072>

理事会におけるジェンダー多様性に関する総務会向け第1次理事会報告書: <http://www.imf.org/en/News/Articles/2016/07/12/19/40/PR16335-IMF-Executive-Boards-First-Report-to-the-Board-of-Governors-on-Gender-Diversity>

メキシコ銀行のアグスティン・カルステンズ総裁が議長を務めた第33回国際通貨金融委員会コミュニケ: <http://www.imf.org/external/np/cm/2016/041616a.htm>

特別引き出し権

IMF理事会SDR通貨バスケットの見直しを終了、中国人民元を構成通貨に編入: <http://www.imf.org/en/news/articles/2015/09/14/01/49/pr15540>

IMF、中国人民元を含んだ新SDR通貨バスケットを開始、新たな構成比を決定: <http://www.imf.org/en/news/articles/2016/09/30/am16-pr16440-imf-launches-new-sdr-basket-including-chinese-renminbi>

透明性

“2013 Review of the Fund’s Transparency Policy”: <http://www.imf.org/external/np/ pp/eng/2013/051413.pdf>

頭字語及び略語

AML/CFT	資金洗浄・テロ資金供与対策	IMFC	国際通貨金融委員会
CCRT	大災害抑制・救済基金	LIDC	低所得開発途上国
EAC	外部監査委員会	OIA	内部監査室
ECF	拡大クレジット・ファシリティ	PLL	予防的流動性枠
EFF	拡大信用供与措置	PPM	プログラム終了後モニタリング
e-GDDS	強化された一般データ公表システム	PRGT	貧困削減・成長トラスト
EU	欧州連合	PSI	政策支援インストルメント
FATF	マネーロンダリングに関する 金融活動作業部会	RCF	ラピッド・クレジット・ファシリティ
FCL	フレキシブル・クレジットライン	REO	地域経済見通し
FM	財政モニター	RFI	ラピッド・ファイナンシング・インストルメント
FSI	金融健全性指標	SARTTAC	南アジア地域研修・技術支援センター
FY	会計年度	SBA	スタンダバイ取極
G20	主要20カ国・地域	SCF	スタンダバイ・クレジット・ファシリティ
GDP	国内総生産	SDDS	特別データ公表基準
GFSR	国際金融安定性報告書	SDGs	持続可能な開発目標
GPA	グローバル政策アジェンダ	SDR	特別引出権
GRA	一般資金勘定	SMP	スタッフモニタープログラム
HIPC	重債務貧困国	UN	国際連合
ICD	能力開発局	WEO	世界経済見通し
IEO	独立評価機関		

総務会への送り状

2017年8月1日

総務会議長殿

国際通貨基金理事会を代表し、IMF協定第12条7項(a)及びIMF内規10項に則り、2017年度
(2017年4月30日期)の年次報告書を総務会に提出いたします。IMF内規第20項の規定に則り、
2018年度(2018年4月30日期)の理事会承認済みIMFの運営及び資本予算は、第3章に提示いたし
ます。2017年度(2017年4月30日期)の一般勘定、SDR勘定並びにIMF管理勘定の監査済み財務諸
表は、当該財務諸表に対する外部監査法人の監査意見とともに、当報告書CD-ROM版及び
www.imf.org/external/pubs/ft/ar/2017/engの付属書VIIに掲載しております。外部監査及び財務
報告手続は、IMF内規第20条(c)の規定に基づき、外部監査委員会によって監督されました。
外部監査委員会のメンバーは、Barth(委員長)、Vikamsey及びHodgeの各氏です。



クリスティーヌ・ラガルド

専務理事兼理事会議長

CD-ROM pocket

本年次報告書は、IMFコミュニケーション局編集出版課が、IMF作業部会と協議のうえ作成しました。Rhoda Weeks-Brown 及びJeremy Cliftが、まずStephen Field前委員長、次にAlexandre Tombini委員長が率いる理事会の評価委員会管轄下の年次報告書チームの作業を監督しました。Jeremy Markがチーフライターを、S. Alexandra Russellが編集及びプロダクション・マネージャーを務めました。Suzanne Alavi、Madjé Amega及びHyoun Woo Parkは、編集及び事務サポートを担当しました。

写真:

Stephen Jaffe/© IMF photo: 中央アフリカ共和国、Michael Papaioannou、Roger Nord、Gaëlle Pierre、Olivier Basdevant、Yongzheng Yang、Roberto Cardarelli、Anita Tuladhar、マリ、中央アフリカ共和国、セネガル議会、Masood Ahmed、Jihad Azour、Tobias Adrian、Charles Collyns、理事、そしてマネジメントチームはそれぞれ、ページ 14、17、18、20、22、25、27、28、31 (中央)、38、42、56 (右)、80、81、94–95、96–97 その他 © IMF photo: 国旗、専務理事、一次產品価格チーム、IMFシール、Antoinette Sayeh、Moisés Schwartz、理事らは、ページ ii (左)、2、2–3、4–5、19、78 (右)、80、81、94–95 Alex Curro/© IMF photo: HQ1ビル ページ 78 (左及び中央)
Joshua Roberts/© IMF photo: Abebe Aemro Selassie ページ 80
Ryan Rayburn/© IMF photo: José Viñals ページ 81
Amélie-Benoist/BSIP/Getty Images: 表紙 (上段左) Neil Setchfield/Alamy Stock Photo: 表紙 (上段左) imageBROKER/Alamy Sストックフォト: 表紙 (下段左) とページ 37 Thomas Imo/Getty Images: 表紙 (下段右)
Tommy Trenchard/Alamy Stock Photo: ページ ii (右)、60 Bloomberg Finance LP/Getty Images: ページ 6
Bruno De Hogues/Getty Images: ページ 6–7 Lou Linwei/Alamy Stock Photo: ページ 7
DEA/S. Vannini/Getty Images: ページ 8 Monirul Bhuiyan/Getty Images: ページ 9 (左)
Bloomberg Finance LP/Getty Images: ページ 9 (中央)
Gunnar Svanberg Skulason/Getty Images: ページ 9 (右)

Godong/Getty Images: ページ 10
Philippe Lissac/Getty Images: ページ 12
Randy Plett/Getty Images: ページ 13
STR/Getty Images: ページ 15
Gustavo Muniz/EIOjoTorpe/Getty Images: ページ 16
Lindsey Leger: ページ 21 (最上段と最下段の一つ上、右)
Sean Gallup/Getty Images: ページ 21 (最上段の次)
Friedrich Stark/Alamy Stock Photo: ページ 21 (最下段の一つ上、左)
Andrew Lichtenstein/Getty Images: ページ 21 (最下段)
Universal Images Group/Getty Images: ページ 23
Don Mammoser/Donyanedomam/Getty Images: ページ 24 (最上段)
Daljeet Singh: ページ 24 (中央と最下段)、31 (最下段)
Enrique Marcarian/Getty Images: ページ 31 (最上段)、32、45 (右)
Maximilian Stock, Ltd./Getty Images: ページ 34、72 (右)
Prakash Mathema/Getty Images: ページ 41
Joerg Boethling/Alamy Stock Photo: ページ 45 (左)
LiANGZHEN/Getty Images: ページ 46、56 (左)
Susana González/Bloomberg Finance LP/Getty Images: p. 48
Westend61/Getty Images: p. 58 and 64 (left) Ryan Pyle/
Photoshelter/Getty Images: p. 62 Bloomberg Finance LP/Getty Images: p. 64
Aldo Pavan/Getty Images: p. 66
Sigrid Gombert/Westend61/Getty Images: p. 72 (left)
Howard Smith: HQ1ビルのアトリウムでの専務理事 ページ 88–89
デザイン: Beth Singer Design LLC www.bethsingerdesign.com
ウェブデザイン: Theo and Sebastian <http://theoandsebastian.com>
IMF年次報告書ビデオ: IMF Multimedia Services
(Alex Curro, Gokhan Karahan, and Emre Ozdemir)

「世界経済と
国際社会の
健全性と幸せは、
ともに働く
という、
たゆまぬ
意志に
かかっている」

クリスティーヌ・ラガルド
IMF専務理事



International Monetary Fund
700 19th Street NW
Washington, DC 20431 USA

www.imf.org

ISBN-13: 978-1-484307182

A standard barcode is positioned vertically on the right side of the page, corresponding to the ISBN number above it.

9 781484 307182